

平成 30 年第 4 回定例会

九十九里町議会会議録

平成 30 年 12 月 5 日 開会

平成 30 年 12 月 7 日 閉会

九十九里町議会

平成30年九十九里町議会第4回定例会会議録

目 次

| | |
|-------|---|
| ○招集告示 | 1 |
|-------|---|

第 1 号 (12月5日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○開会及び開議の宣告 | 5 |
| ○議事日程の報告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期決定の件 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○行政報告 | 6 |
| ○一般質問 | 9 |
| 谷 川 優 子 君 | 9 |
| 古 川 徹 君 | 25 |
| 高 木 輝 一 君 | 43 |
| 善 塔 道 代 君 | 58 |
| ○散会の宣告 | 75 |

第 2 号 (12月6日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 77 |
| ○出席議員 | 77 |
| ○欠席議員 | 77 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 77 |

| | |
|-----------------|-------|
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 7 8 |
| ○開議の宣告 | 7 9 |
| ○議事日程の報告 | 7 9 |
| ○一般質問 | 7 9 |
| 荒 木 かすみ 君 | 7 9 |
| 鐘 田 貴 俊 君 | 9 1 |
| 細 田 一 男 君 | 1 0 2 |
| ○散会の宣告 | 1 1 4 |

第 3 号 (12月7日)

| | |
|---|-------|
| ○議事日程 | 1 1 7 |
| ○出席議員 | 1 1 7 |
| ○欠席議員 | 1 1 8 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 1 8 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 1 1 8 |
| ○開議の宣告 | 1 1 9 |
| ○議事日程の報告 | 1 1 9 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 9 |
| ・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて | |
| ○議案第2号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 2 2 |
| ・議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第4号) | |
| ・議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ・議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | |
| ・議案第5号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 3 9 |
| ・議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定について | |
| ○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 2 |
| ・議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |

| | |
|---|-------|
| ○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… | 1 4 3 |
| ・議案第 8 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて | |
| ○諮問第 1 号の上程、説明、採決…………… | 1 4 5 |
| ・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて | |
| ○日程の追加…………… | 1 4 6 |
| ○議会改革推進特別委員会の中間報告…………… | 1 4 6 |
| ○日程の追加…………… | 1 4 8 |
| ○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… | 1 4 8 |
| ・発議第 1 号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の 制定について | |
| ○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… | 1 5 2 |
| ・発議第 2 号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について | |
| ○閉会の宣告…………… | 1 5 5 |
| ○署名議員…………… | 1 5 7 |

平成30年第4回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月19日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 平成30年12月5日

2 場 所 九十九里町議会議場

平成30年九十九里町議会第4回定例会会議録（第1号）

平成30年12月5日（水曜日）

平成30年第4回九十九里町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成30年12月5日(水) 午前9時54分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員 (16名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 高木輝一君 | 2番 | 鏈田貴俊君 |
| 3番 | 中村義則君 | 4番 | 古川徹君 |
| 5番 | 浅岡厚君 | 6番 | 荒木かすみ君 |
| 7番 | 内山菊敏君 | 8番 | 杉原正一君 |
| 9番 | 善塔道代君 | 10番 | 細田一男君 |
| 11番 | 佐久間一夫君 | 12番 | 谷川優子君 |
| 13番 | 高橋功君 | 14番 | 鈴木征四郎君 |
| 15番 | 古川明君 | 16番 | 石橋和雄君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大矢吉明君 | 副町長 | 佐々木悟君 |
| 教育長 | 中村誠一君 | 総務課長 | 秋原充君 |
| 企画財政課長 | 木原正幸君 | 税務課長 | 篠崎肇君 |
| 住民課長 | 戸田佳子君 | 健康福祉課長 | 作田延保君 |

| | | | |
|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 社会福祉課長 | 中 川 チェリ 君 | 産業振興課長 | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり課長 | 古 川 富 康 君 | 会計管理者 | 戸 村 俊 之 君 |
| ガス課長 | 中 村 吉 徳 君 | 教育委員会 教育事務局 局長 | 山 口 義 則 君 |
| 農業委員会 農事事務局 会長 | 吉 田 洋 一 君 | 教育委員会 教育事務局 主幹 | 内 山 茂 樹 君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|------|-----------|---|---|-----------|
| 事務局長 | 篠 崎 英 行 君 | 書 | 記 | 伊 藤 さやか 君 |
|------|-----------|---|---|-----------|

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時54分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回九十九里町議会定例会を開会します。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3 番 中 村 義 則 君

10 番 細 田 一 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（浅岡 厚君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より10日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より10日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（浅岡 厚君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第8号、諮問第1号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、平成30年度第2回定期監査が11月12日、14日に実施され、監査委員から監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。教育長、中村誠一君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。税務課長、篠崎肇君。住民課長、戸田佳子君。健康福祉課長、作田延保君。社会福祉課長、中川チェリ君。産業振興課長、南部雄一君。まちづくり課長、古川富康君。会計管理者、戸村俊之君。ガス課長、中村吉徳君。教育委員会事務局長、山口義則君。農業委員会事務局長、吉田洋一君。教育委員会事務局主幹、内山茂樹君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（浅岡 厚君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、平成30年九十九里町議会第4回定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方、多数の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと、厚く御礼を申し上げます。

先月、秋の叙勲が発令され、本町からは、元東京都足立区議の野中栄治氏が旭日小綬章を、元千葉県栄養士会会長の谷口清司氏が旭日双光章を、元町消防団長の宮本一正氏が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

ここに受章されました皆様の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお喜び申し上げます。

さて、今年も残すところ20日余りとなりましたが、本年度の事業及び予算の執行に際しましては、細心の注意を払い、町民福祉の向上に努めているところでございます。

それでは、平成30年9月に開催されました第3回定例会以降の主な事業について、御報告いたします。

9月8日に、九十九里中学校の体育祭が開催され、16日には、片貝小学校、九十九里小学校の運動会が開催されました。子供たちは日ごろの練習の成果を十分に発揮し、敢然たる勇

姿を披露してくれました。

10月7日には、今年で60回目となる町民体育祭を開催いたしました。秋晴れのもと、「あなたが主役 つなごう心のバトン」をテーマに、スポーツを通じて健康増進や地域コミュニティの活性化を図り、出場者、来場者ともに楽しく過ごした一日となりました。

11月3日には、町民文化祭の開催とともに、各種団体によって、生涯学習推進大会、産業まつり、福祉まつりが開催されました。会場は多くの来場者でにぎわい、恒例のつきたてお餅の無料配布では長蛇の列ができるほど、大盛況となりました。

11月11日には、総合防災訓練を実施しました。未曾有の被害をもたらした東日本大震災から7年が経過しましたが、今年度においても、大阪府北部地震や西日本7月豪雨、そして北海道胆振東部地震など、全国各地で甚大な災害が発生しております。

住民一人一人が、災害に対する心構えを改めて見直す機会にさせていただければと、東日本大震災において岩手県釜石市で実際に津波被害を受けられた瀬戸元氏をお招きし、当時の被災体験や教訓などについて、御講演いただきました。

また、九十九里分署における初期消火訓練や、赤十字奉仕団と陸上自衛隊第1空挺団による炊き出し訓練なども行われ、災害に備えた防災意識の高揚が図れたものと感じております。

今後とも、住民の皆様を初め、町、近隣市町、関係機関との連携を深め、さらなる防災体制の強化に努めてまいります。

これからの予定でございますが、12月28日からは、町消防団により、歳末特別警戒を実施いたします。

年明け1月1日には、片貝中央海岸で、多くの来場者とともに、初日の出に合わせ、元旦祭が開催されます。

13日には、成人式、14日には、消防出初式を予定しております。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、小・中学校に空調設備を設置するため、実施設計業務に係る経費712万4,000円を追加し、既定の予算総額を54億2,724万1,000円とする平成30年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認をお願いするものでございます。

議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億4,418万8,000円を追加し、予算の総額を58億7,142万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、自立支援給付事業に係る訓練等給付費2,378万円、蛭川水門河床補修に係る農業用排水路補修工事825万2,000円、片貝小学校のブロック塀をフェンスに改修するフェンス改修工事1,544万4,000円、3小学校の空調設備設置に係る空調設置工事1億3,964万4,000円、中学校の空調設備設置に係る空調設置工事6,847万2,000円などを増額いたします。

また、財政調整基金積立金1億7,200万円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、障害者自立支援給付費等負担金（訓練等給付費）1,189万円、ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金3,230万1,000円、学校教育施設等整備事業債2億230万円などを増額いたします。

また、前年度繰越金の確定により繰越金2億8,228万5,000円を増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと、1億1,649万9,000円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を1億1,649万9,000円減額いたします。

次に、繰越明許費につきましては、片貝小学校フェンス改修に係る片貝小学校施設管理費1,648万2,000円と、蛭川水門河床コンクリート補修に係る土地改良施設維持管理事業900万円を、平成30年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に予算を繰り越しいたします。

また、債務負担行為の補正につきましては、かたかいこども園が今年度末をもって廃園となり、廃園後、早期に除却工事に着手するため、債務負担行為を設定いたします。

議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,453万3,000円を追加し、予算の総額を23億3,728万3,000円とするものでございます。

内容としましては、前年度事業の精算によるもののほか、保険給付費で高額療養費の増加に係る一般被保険者高額療養費2,387万5,000円を増額いたします。

議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ181万8,000円を追加し、予算の総額を2億681万8,000円とするものでございます。

内容としましては、前年度事業の精算によるものでございます。

議案第5号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,451万4,000円を追加し、予算の総額を16億3,114万1,000円とするものでございます。

本会計につきましても、前年度事業の精算によるものでございます。

議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定についてでございます。いわしの交流センター及びその周辺施設の整備、有効活用及び魅力増進に必要な経費の財源に充てるため、本条例を制定するものでございます。

議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、監査委員の小川卓尔氏が平成30年12月14日付で任期満了となりますので、小川卓尔氏の再任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の橋本重雄氏が平成31年3月31日付で任期満了となりますので、橋本重夫氏の再任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第5 一般質問

○議長（浅岡 厚君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、12番、谷川優子君。

（12番 谷川優子君 登壇）

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、平成30年12月議会一般質問を行います。

小・中学校の普通教室へのエアコン設置についてお伺いたします。

全国公立小・中学校の普通教室38万のうち、エアコン未設置数は約17万に上ります。文部科学省はこうした状況を踏まえ、ブロック塀で259億円、エアコンで822億円を補正予算案に計上しました。計上された予算は、普通教室全てに設置できる規模の予算です。また、補助の適用範囲を、学校単位から市町村単位に緩和され、この活用も広がりました。

交付金の内容は、国の補助は従来どおり3分の1ですが、残りの3分の2の自治体負担を地方債で充当できるようになっています。また、その元利償還金の6割が地方交付税措置となり、町の実質的負担割合が26.7%に抑えられる計算になります。

また、体育館へのエアコン設置ができる緊急防災・減災事業債などにも財政措置ができるなど、大きく、今回、拡大しました。

しかし、特例交付金なので、1年限りという制約があります。エアコン設置までの具体的な計画と国による交付金の活用、また、エアコン設置の町の財政措置など、お答えください。

防災対策への取り組みをお伺いたします。

東日本大震災、津波から丸7年を迎えました。最も被害の大きかった岩手県の被害に遭われた方の状況は、2016年段階で死者4,672人、行方不明者1,124人、震災関連死459人、合計6,255人となっています。その後の仮設住宅での孤独死など、震災後も大きな犠牲者を出しています。

震災を風化させず、防災意識を持続させることが最も大切なことであり、防災文化にまで高める必要があると言われていています。その鍵は学校教育にあり、東日本大震災では、釜石の奇跡の津波大原則があり、「想定にはとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者となれ」の教えや日ごろの訓練に基づき、みずからの判断で行動し、小・中学校の児童・生徒約570人が無事に津波から生き残ったと称され、防災教育の重要性にスポットが当てられました。みずからの命を守るだけでなく、地域を変え、その意識、取り組みを持続させ、さらに未来の防災リーダーを育てていくことを目標にしています。

お伺いたします。

災害要支援者の災害時の支援や見守りはどのようになっているのでしょうか。自主防災組織の取り組み、あるいは自主防災組織に対する周知は図られているのでしょうか。釜石の奇跡と言われる教訓から、防災意識を風化させないという日ごろの教育が大切だと思いますが、防災教育についてお答えください。

家具転倒防止設置への助成についてお伺いたします。

阪神淡路大震災では、神戸市内の死者のうち92%が、地震発生直後ほぼ15分内に命を落としたとされています。原因は、家屋の倒壊と火災でした。私も、以前から何度か、家具転倒防止器具の助成について要望をいたしました。家具の転倒は場合によっては命を奪いかねない、ドアの閉塞など建物からの避難を妨げる危険も指摘されています。ぜひ、家具転倒防止への設置の助成をお願いいたします。

津波避難築山公園の設置についてお伺いいたします。

平成24年9月定例議会での、緊急避難塔設置の私の質問に対し、行政は、津波避難施設がない地域について、今後、津波避難塔等の建設を検討したいと、このような回答をいたしました。しかし、その後も同じ回答で、ぜひ、津波避難緊急公園設置について、前向きな対応をしてほしいと思います。

再質問は自席で行います。

○議長（浅岡 厚君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 谷川優子議員の質問にお答えいたします。

なお、学校施設のエアコン設置についての御質問と、防災対策への町の取り組みについてのうち、学校での防災教育と防災訓練の御質問については、後ほど教育長から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、防災対策への町の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の、災害から災害弱者をどう守るのかとの御質問ですが、津波などの大規模災害はもとより、地震や台風、豪雨などの災害が起きたときに自力で避難することが難しい方々は、日ごろから災害に対する心構えや備えをしておくこと、並びに災害発生時には近隣住民による助け合いなど、地域における共助の支援体制を整え、強化することが重要であると考えております。

また、町では、災害から高齢者や障害者を守るために、避難行動要支援者名簿を作成し、避難する際に支援が必要な方の把握に努めているところでございます。

2点目の、自主防災組織への取り組み方の御質問ですが、町では、平成28年度から、自治区を単位とした自主防災組織の結成に取り組んでおり、資機材の購入に対し補助制度を創設し、結成への支援を行っております。

初年度の平成28年度は1自治区、平成29年度は4自治区が結成したところであり、平成30

年度も5自治区の結成に向け、普及促進しているところでございます。

3点目の、住民の自主防災組織への周知度の御質問ですが、地域一体の防災活動が行われるよう、自治区単位での結成を推進していることから、自治区長を通じ結成依頼しているところであり、住民への周知につきましては、広報紙を活用し、結成の呼びかけを行っております。

5点目の、家具転倒防止措置への助成の御質問ですが、家具の転倒防止器具の設置は、揺れによる被害を最小限にとどめ、屋外への避難通路の確保のためには有効な対策であるとされております。現在、各家庭において家具転倒防止措置を講じていただいておりますので、助成については考えておりません。

6点目の、避難公園等（築山）の設置の御質問ですが、町では、津波警報等が発令された場合、素早い避難は最も有効で重要な津波対策であるとの考えのもと、海岸や河川から離れた内陸まで迅速に避難することを基本原則としております。

津波避難に際しては、逃げおくれた人の避難場所として、津波避難タワー及び津波避難ビルの活用も図っておるところであり、築山の整備については、今後検討してまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは、学校施設のエアコン設置についてお答えをいたします。

1点目の、エアコン設置についての具体化でございますが、先日の議会全員協議会において、九十九里町教育施設空調設備導入計画について詳細な説明をさせていただいております。

今後の予定といたしましては、平成30年度に限り利用可能な新たな交付金及び起債を活用し、12月から来年3月にかけて設計業務を行い、工事部分は全ての事業を繰り越し、来年9月までに町内全ての小・中学校の普通教室と特別支援教室に空調機を整備する予定です。

なお、現在の概算総事業費については、設計施工管理の委託料、工事費を含め、約2億1,829万4,000円を想定しており、今回その必要経費について、補正予算に計上させていただいております。

2点目の、大規模改造事業の活用についてですが、大規模改造事業については、従来からある学校施設環境改善交付金の活用事業となります。今回、国の平成30年度第1次補正予算において、従前の交付金よりも財政措置が有利かつ今年度のみ申請が可能とされている新た

な交付金であるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の活用を計画しております。

3点目の、緊急防災・減災事業債の活用についての質問ですが、今回の学校への空調機の導入に際しては、特例的な交付金のほか、財政的に大変有利な補正予算債の活用が国から示されております。詳細な説明はまだありませんが、この制度を活用した普通教室、特別支援教室への空調機の導入を最優先で考えております。

4点目の、活用できる財政措置への町の対応でございますが、10月に、国から平成30年度第1次補正予算案への対応調査があり、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を利用した事業を実施したい旨、既に国に対し要望をしております。今後、事業が認定され次第、交付金等の申請手続を行ってまいります。

5点目の、町分の財政措置についてでございますが、国庫補助以外につきましては、全て地方債でございます。

詳細につきましては、補助対象事業費の3分の1が国庫補助で、残りの3分の2が補正予算債となり、充当率は100%で、起債の元利償還金の60%が交付税に算入されることが示されております。また、補助対象外事業費につきましても、起債充当率は100%ですが、こちらは財源措置がないことが示されております。

現在の概算総事業費から算定した場合、総事業費の約27%に対し国の財政措置があり、残り約73%については町の負担分となりますが、起債を活用することで、後年度でその負担の平準化を図る予定です。

なお、今後、国からの詳細な制度説明や契約行為による事業費の変更から、この内容も変更となることについて御理解いただきますようお願いいたします。

次に、防災対策への町の取り組みについての4点目、学校での防災教育と防災訓練についてお答えをいたします。

学校の防災教育につきましては、学校における地震防災活動マニュアルに沿って進められております。平成23年に発生した東日本大震災の後、今までのマニュアルを見直すと同時に、さまざまな場面を想定した避難訓練を実施しております。

具体的には、地震発生による一次避難から校庭への二次避難、その後、津波警報発令を想定し、校舎最上階への避難や、学校近くの津波避難ビルまたは九十九里中学校まで歩いての避難行動など、より安全な避難判断ができるよう、学校ごとに毎年訓練を行っております。

また、本年度は、NPO法人防災千葉による出前授業を町内3小学校で実施し、「語り継ぐ災害・地震津波災害」をタイトルとした、九十九里、外房地域の地震、津波の歴史や、旭

市の方の実際の津波体験談などを聞き、災害発生時に大変重要となる防災意識の向上を図っております。

今後も、児童・生徒が災害についての正しい知識と的確な判断力を身につけ、さまざまな場面に応じ適切な行動がとれるよう、防災教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

エアコン設置について、一問一答で質問させていただきます。

先日、全員協議会で示されました空調設備導入計画では、工事業務必要期間が9月までになっていますけれども、今、加えて、製品による供給不足あるいは業者の不足が懸念されておりますね。それに関して、間に合うのか合わないのか。足りない、業者が不足、あるいはこれから入札を行うと思うんですけれども、それに対する対策は、町は、教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

今の質問につきましては、今後、全国的に工事が集中するという事で業者が足りなくなるという趣旨の質問だと思いますが、これに対しまして、当方としましては、必要な工期、これを最低限4カ月半、今考えておりまして、これによって業者が施工できる期間を設けることによって、業者の入札辞退等がないように対策を図りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 業者そのもの、製品そのものが不足するという話だと思うんですけれども、それはまた、お答えいただきたいと言ってもなかなか難しいことだと思います。

ただ、先ほど私が壇上で言ったように、17万の未設置数があると。今回この使いやすい、拡大した国からの交付金によって一斉にやるとしたら、業者は当然足りなくなる、製品も足りなくなると思うんですよね。それをどうするのかということは、教育委員会は、県や国と十分に相談しながら、もう6月までできるように、間に合わせるようにやっていただきたいと思います。

それで、この空調設備導入計画を読みますと、先ほど教育長も、何か計画の見直しの中で、国の新交付金制度が不明な部分が多いから、計画のまた見直しが必要な場合は修正するとい

うことが書かれてありましたけれども、どういった修正なんだろう、具体的に言ってください。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に回答します。

先ほど教育長から説明しました九十九里町教育施設空調設備導入計画の見直しというお話だと思いますが、これにつきましては、現在、国の新しい交付金制度の詳細内容がまだ不明な部分があります。国からは、それに対する詳細説明がなされていない状況で計画を策定しておりますので、この交付金の説明があり次第、それに沿った形で計画内容を変えたいというふうに考えております。また、補助対象外事業費についても、こういう中で詳細は示されてくるかと思えます。

ですので、事業費の中の財源の内訳については、今後変更があるということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 財源的にまた見直しがあるという、そういう解釈でいいんでしょうね。また、そういった国からの交付金が思ったとおりに来ないから、エアコン設置が延びるなんていうことはないように、十分に気をつけていただきたいと思えます。

それで、緊急防災・減災事業債について、再質問をさせていただきます。

この緊急防災・減災事業債の対象は、指定避難所になっている体育館など、いわゆる公共施設だと思うんですけども、地方財政措置として、起債充当率100%のうち、元利償還金の70%を交付税措置の対象となっていると思えます。

指定避難所になっている学校、体育館のエアコン設置には、総務省の緊急防災・減災事業債が活用できるようになっているんですけども、この地方債は、東日本大震災を受け、2012年に創設された制度で、17年度からはまた、熊本地震の教訓から、指定避難所へのエアコン設置も対象となりましたという、充当率100%なので、初年度に一般財源の必要がなく、元利償還の70%が交付税措置される、実質的な地方負担が30%となる制度だと思うんです。

これ、調べると、ただし、現時点では2020年までの制度であるという、時限付きの制度なんですけれども、エアコンを体育館にも設置してほしいと、9月議会のときに私もそれを要望したんですけども、こういった交付金を活用して、体育館にエアコン設置の考えはありますでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に回答します。

教育委員会といたしましては、これまで、学校施設の対応につきましては、児童・生徒の安全を第一に、建物の耐震化等の対応を図ってまいりました。この中で、非構造部材のつり天井の落下対策について、地震時の児童・生徒の安全を守るため、限られた財源の中で国の交付金を活用し、中学校の体育館の改修を完了しております。

今後、残りの3小学校のつり天井の改修が必要であると判断しております。いずれにしましても多額の財源を必要とします。まず、小学校のつり天井の改修を最優先に考え、国の交付金を活用し、財政部局と協議しながら、計画的に対応してまいりたいと考えております。

議員のおっしゃるとおり、学校の体育館については、体育の授業のほか、児童・生徒の集会等に利用しております。体育館への空調機の設置については、現在計画している普通教室への空調機の設置後、その必要性について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

いや、今回のような暑さ、今年のような異常な気象、来年はもっと暑くなるんじゃないかと言われている中で、これ、子供たちの命の危険があるとまで言われているわけなんですよ。体育館も子供にとっても教育の場であるわけなので、普通教室だけではなくて、きちんとそういうところも目を向けてほしいと思うんです。

私たち日本共産党と新日本婦人の会という女性の団体で、国会に直接、私たちが7月と10月にエアコン設置の要望をしてきているんです。そういった活動の中で、今回、空調設備に対する国の補正予算が、私たちはついたら喜んでいられるんですね。

そのときに、文部科学省はこう言っているんです。普通教室の設置が優先されるが、自治体が申請をしてくれれば、全体の状況を見て、体育館に対するエアコンも設置する見通しを持っていると。だから、申請だけはしてくださいと。こういった回答がされているわけなんですよ。

だから、もう少し、私が今回、この国の交付金の、町の対応というところで質問を出したのは、町の対応が余りにも全体的な部分で欠けているんじゃないかということで、私はこういった文部科学省の2020年までの防災・減災の交付金に対して、きちっと調べて、申請をしていただきたいと思いますので、これはよろしく願いいたします。

あとは、今活用できる財政、今、町の対応ということで質問をいたしましたけれども、こ

ういった、文部科学省としては自治体に積極的な対応を促す通知を出す。愛知県で小学校1年生の児童が熱中症で亡くなるなどの痛ましい事故があつて、国も、学校のこういったエアコン設置に乗り出したということなんですね。

こういった政府の動向を受けて、林文部大臣も、文科省としては自治体に積極的な対応を促す通知を出すなどの対応をとる、学校施設環境改善交付金の総額を確保して、国庫補助が行き渡るようにしたいと。9月の段階で、そういった回答が私たちの要請の中で出されているんです。だから、町はこの国庫補助の動向をどのようにつかんでいるのかなと。お答えください。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に回答します。

教育委員会では、国の動向や県の動きなどにつきまして、県からのメールや国の教育行政関係からのメール情報、近隣自治体との情報交換等により、確認をさせていただいております。また、重要な内容につきましては、漏れなく県のほうから情報が入りますので、当町が必要とする情報については、いち早く受信できるよう努力をさせていただいております。なお、詳細が不明な情報につきましては、県を通じ、その内容を確認するよう心がけております。

いずれにしましても、今後も、早期な情報の取得について努力してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 先ほども言ったように、命の危険があるというこの猛暑ですね。今、国庫補助金が拡大するこの機会を生かして、町が確実に設置できるように町もしてほしいし、また町からそういう申請を上げるなり、国への声を上げていただきたいと思います。

次は、災害時の要支援者について再質問を行います。

災害時の支援や見守りについては、いつも共助が前提とされて、各自治区に委ねられているのが今現状だと思うんです。福祉との連帯した見守り組織の構築が必要だと思いますけれども、名簿はどのように生かされているのか。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者の中から要支援者として支援が必要であると整理している方々は、要支援の1から要介護2までの方々に、独居あるいは高齢者のみの世帯の方々が141名でございます。また、

要介護3から5の在宅の方々92名、この方々を含めまして、合計で233名の方々を避難行動要支援者名簿に登載をするとともに、災害時に備えて防災関係部局と情報の共有を図っているところでございます。

また、介護度を含めまして、高齢者の状況は常に変化しているということから、介護度が変わるたびに、ケアマネジャーさんを通じて情報の収集と方針をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 介護保険の認定をされている方はそうだと思うんですけども、あるいは障害を持っている方、あと高齢者も、今、九十九里町は高齢化率38%ぐらい、4割近く高齢者になっていると。そういった高齢者の災害時の要支援者、誰がどのように、じゃ現実的に救うのか、支援するのかといった、そういった具体的な内容に関してはされているのかどうなのか。名簿は持っているけれども、じゃ実際、その災害時にどうやってその人たちを救うのかということは、どういった計画を持っているのでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えをさせていただきます。

ちょっと名簿からは離れたところになるろうかと思いますが、要支援者を災害から守るためには、まず日ごろの備え、それから近隣住民との助け合いというものが重要であるというふうに認識してございます。

あくまで高齢者の施策のほうからのアプローチの方法といたしましては、地域ケア会議がございまして、この会議を通じまして、民生委員であるとかケアマネジャーさんはもとより、ボランティアさん等々の協力をいただきながら、地域での支え合いを支援してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今年度の取り組みを申し上げますと、年明けに地域ケア会議、これは全体会になるんですが、それを開催いたしまして、民生委員さん、それからケアマネジャーさん等々の介護サービス従事者の方々を対象といたしまして、防災対策の講演会を計画しているところでございます。

さらに、日々の取り組みといたしましては、御家族や御近所の方々はもとより、地域包括支援センターや民生委員さん、それから高齢者見守りネットワークの事業者の方々等々からの情報の提供など、災害の部門にかかわらず、日ごろからアンテナを高くし、情報の収集、

それから対応策の検討に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） ケア会議だとか、そういった介護関係の会議の中で、そういった話し合いはされているというのは十分に理解できるんですけども、ここで、地域の自主防災組織と介護がどのように連携されているのかというのが、ちょっと見えてこないんですね。

ケアマネジャーさんがそういった会議に出ているから、じゃ緊急のときに実際支援に行くかということ、それは現実的ではないわけで、その後出てくる自主防災組織、地域の、そういったところと福祉がどうやって連携、今、されているのかなというところで。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ちょっと質問が、この後の質問と前後左右しているかと思えますけれども、若干、自主防災組織のお話が出てきましたので、私のほうで触れさせていただきたいと思えます。

今、作田課長が申しましたとおり、災害に関して、要保護支援者の取り扱いについては、高齢者それから障害者の中で、自分では動けない、誰かのお手伝いをいただかなければ動けないという方々に対して名簿を作成し、その名簿をもとに、各地域の共助の力をかりながら何とかしていこうというのが、日本全国、共助を使っていく柱となっております。

自主防災組織も立ち上げて、28年から設立に向けて進めておるところでございますけれども、現在でまだ10カ所っていない状況でございますので、全地域において自主防災組織が災害弱者の方の対応というのはなかなか厳しいと思えます。

しかしながら、総務課といたしましては、この自主防災組織の全域の結成に向けて取り組んでいき、最終的には、地域の方々の中で自主防災組織の方を主としながら、また区の方の協力を得ながら、災害に弱い方への手助けができていければと考えておるところですので、また、自主防災組織の結成につけても御協力をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今、自主防災組織と、どうしても福祉との関連というのは、切っても切り離せないものだと思うので、自主防災組織の取り組みにちょっと今話がリンクしちゃったんですけども、次は、自主防災組織の取り組みについて再質問をいたします。

自主防災組織は、避難訓練計画づくり、危険箇所の調査等を各自主防災自治区、その地区そのものでやっていく、取り組んでいくということが目的とされていると思うんですけども、今現在、こういった目的に沿った取り組みが自主防災組織の中でやられているのかどうか、お答えください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 自主防災組織の活動の内容に関してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、各自治区単位で自主防災組織の結成をお願いしておるのは、やはり、地域の活動が自治区単位で行われているのが本町の実情であり、小まめに動きやすいエリアというのが自治区ということで思われるところから、自治区単位での結成をまずお願いしております。そこが一番密接に、地域の方々と関連を持った動きができるということでございます。

それから、自主防災組織の活動でございますけれども、広く言えば、先ほどから申しておる地域の中での共助のために、災害が発生した場合に、みんなで手を取り合っというところでございます。そのためには、地域に応じた防災計画を立てていただくという形になりますけれども、この中に、まず地域の方々が助けるというものを一番先に持ってくるというわけではなく、とにかく共助の力で、何かあったときには力を合わせて地域の中で問題を解決していこうという、その中の一つとして、近隣の方々の手助けにより、災害からの逃げおくれとかをなるべく減らすということが、一つの中に入っています。

ただ、先ほど議員がおっしゃってくれたとおり、地震の最大の3原則、地震が起きたらとにかく今までの慣例に伴わず率先して逃げろですとか、そういうことを一番大事に思っておるところですので、それを踏まえた中で、地域での連携をとっていただきたいというところで考えております。

地域によって、海岸に近い地域と、それからほかの地域では、その計画の中身も若干違ってくるし、避難の方法、それから防災活動のやり方も違ってきておりますので、総務課といたしましては、個々の地域に応じた計画の作り方のフォロー等もさせていただいておりますが、なるべく地域の共助の先端となって活動していただけるような組織づくりを進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

住民が中心となって地域防災組織をつくることは、災害を未然に防いで、また災害発生時

の応急対策でも大きな力を発揮するということが防災の柱となると思うんです。今、課長がおっしゃったように、その地域、地域によって、また状況も違うということも現実的にあります。その地域に合った避難訓練、あるいは計画づくり、危険箇所の調査等も住民がみずからできるように、指導というか、町がきちっと指導してほしいと思うんです。

自主防災組織が、今10自治区でできていると。自主防災組織をつくるのに、今後どのくらいの、何%ぐらいを目標にして自主防災組織をつくる予定なんですか。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

現時点で結成されている自治区は5自治区、昨年までです。本年度、5自治区に向けて進んでおりまして、手応えが出ているのが2自治区、合計7までは、今確定、ほぼでございます。まだこれ確定ではございませんけれども、年度末までには10に向けていきたいと。

ただ、あくまでも地域の皆様の御理解、御協力を得ないとなかなかできない組織ですので、目標としましては、全ての地域の結成を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 自主防災組織の役割というのは大変重要なものなので、きちっと目標を持って対応してほしいと思います。

学校での防災教育と防災訓練について再質問をさせていただきます。

災害を風化させず、防災意識を持続させる。また、南海地震条例の中にもある、防災文化にまで高める必要性が今求められていると思いますけれども、今後、マニュアルの見直しを先ほど回答していただいたんですけれども、十分に訓練をしていただきたい、教育をしていただきたいと思うんですけれども、年に何回ぐらいのそういった研修というか、講演というのを計画されているんでしょうか。NPOの出前講座ということを先ほど教育長からお答えいただいたんですけれども。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局主幹、内山茂樹君。

○教育委員会事務局主幹（内山茂樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

職員の研修とかという意味ではなく、子供たちの避難訓練という形で回数をお答えさせていただきます。

九十九里町には、御存じのとおり、中学校1校、小学校3校ございます。中学校においては今、計画の中では年6回、それから小学校のほうでは、豊海小学校が年7回、あと片貝小

学校、九十九里小学校については毎月行われております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） はい、わかりました。

次、家具転倒防止設置の助成について再質問をいたします。

阪神淡路大震災では、家具の転倒により多くの犠牲者を出しました。家具の転倒は、場合によっては、先ほども言ったように、命を奪いかねないと。九十九里町も高齢化率が高く、家具転倒防止の助成を行っている自治体では、65歳以上のひとり、あるいは老老2人世帯や、あるいは障害者世帯への無料取り付けなど、とり行っておりますけれども、ぜひ家具の取り付け、設置を前向きにやってほしいと思うんですけれども、もう一度回答をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、ただいまの御質問に、高齢者の分野からお答えをさせていただきますと存じます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、今のところ支援の予定はございません。本町の高齢者の世帯につきまして申し上げますと、高齢者のみの世帯では2,200世帯、そのうち独居の世帯が1,000世帯、さらに高齢者のみであって住民税非課税世帯に絞っていきますと、1,200世帯になろうかと思えます。租税負担であるとか、受益者負担とか、そういった議論もございしますが、仮に支援をするというふうになりますと、こういった絞り方も考えられるんだと思えます。

しかしながら、家具の転倒によりまして被害を受ける方は、何も高齢者に限ったことではありませんし、取り付けの方法を誤りますと効果を発揮しないというふうにも聞いてございます。支援の対象者、それから支援の方法等々、先進自治体の取り組みを参考にさせていただきまして、まずは調査研究をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） いや、取り付けの方法とかそういうのは、別に役場のほうで、だからできないということにはならないと思えます。専門家が必要な措置をして取り付けをすると思うので、そういった、取り付ける内容によって、取り付ける場所によっては危険だとか取り付けられないとか、そういったのは別に課長が心配することではないと思うので。

やはり、高齢者が多くなると、そして、今、地震が日常的に起きている、こういう状況の

中で、先ほど言ったように、家具が転倒することによって助かる命も助からない、こういった状況が現に阪神淡路の大震災では起きていると。こういった内容をよく精査して、自分たちの町ではこういうことを起こさないようにするためには、こういった家具の転倒防止を少しでも補助をして、取りつけやすいようにしてやるという、それは大事なことだと思うんです。

これは、本当は、住宅リフォーム助成制度の中でこういったことができれば本当にいいと思うんですけれども、いつまでも調査、精査ではなくて、住民の命を助けるという、そういった立場でやっていただきたいと思います。

次に、避難公園設置についての再質問を行います。

九十九里町は平地であって、高台がないと。先日、常任委員会で長生村と旭市に、築山公園の現地視察に行ってきました。それぞれ規模は違いますが、一時避難公園としての機能と新しいコミュニティの場としてつくられていました。ただ、一時避難場所ということだけではなく、ふだんから公園として使われると。

そういった前向きの、今までのように、もうどうせつくったってというところではなく、また、いつ災害が起きるかわからないからこそ、日ごろからの備えというのが、先ほどから、想定しないと、想定した以外のものを考えるということが、先ほどから何度も言われているわけで、私の前回の平成24年9月議会の地域防災計画の一般質問の中で、町は、一時避難ビルがない地域については、津波避難塔の建設を検討したいと、こういった回答をしたんですよ。平成24年9月議会。

ところが、今は防潮堤などの建設が行われていますが、やっぱり住民にとって一番身近なところに高台がある、それがとても安心できること、環境の中で生活ができると思うんですけれども、ぜひ、一時避難場所としての築山公園の建設の要望をしたいと思います。

先日行ってきた長生村では、敷地面積9,600㎡、工事費約2億400万、でも、ここでも社会資本整備総合交付金事業というのが使われているわけなんです。なぜ長生村でそういったことができるのに、九十九里町ではやらないんでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問にお答えいたします。

議員のただいまの御質問、最終的には、財源手当ての関係の御質問ということでよろしいでしょうか。

議員が今おっしゃっていただいたとおり、このところ、近隣において、築山を利用した

防災公園の整備が進められておるところでございます。今、例に出されました長生村におきましては、平成27年度に2カ所の防災公園が整備されておるところで、一番大きい収容人数が290名の公園が、今のお話で約2億強というところでございます。

この財源に使われたのが社会資本整備交付金、この社会資本整備交付金というものは、防災用の公園の財源に特化した財源ではないわけで、全て市町村のハードもの、というかハードをものというよりも、道路をつくることからひっくるめて全てのものに対して当てはまるという、どちらかという大きな枠での交付金になります。

ただ、この交付金を得るためには、その市町村で、全体的、総合的というか、いろんな場面を全てひっくるめたような計画を一回立てて、それが国の基準として認められて初めてこの交付金が受けられるということで、現在、築山で交付金を受けているのが2カ所ぐらいしかございません。それから、最近、旭でできたものに関しましては、逆に言うと、先ほどの防災・減災事業債を使っていると。こちらのほうが使い勝手がいいようでございます。

それからあと、議員の御質問にございましたとおり、平成24年の議会答弁で、平坦なところしかないところについては一時避難施設の建設も検討するといったことは、地域防災計画の中にもそのように明記されてございます。

町といたしましても、まず既存施設の利用ということで、既存、民間の方が所有するビル等を一時避難施設として利用することをまず一番先にとということで、取りかかってきたことでございますけれども、今後につきましては、防災だけでなくコミュニティとかとマッチしたという新たな防災的な考え方もあろうかと思えます。その辺は、町としても参考にしたいと思えますので、少しその辺については勉強させていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

課長の説明は、大変丁寧でよかったんですけども、要は、なぜ九十九里町はそういった総合事業を、書類をそろえてやらなかったのかということを知りたいわけで、今後の、でも課題に、研究という課長からの答弁があったので、またそれは議事録にしっかり残っていると思うので、また質問いたします。

終わります。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩いたします。

再開は11時30分です。

(午前 11 時 14 分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 29 分)

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、古川徹君。

(4番 古川 徹君 登壇)

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

議長の御承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、大項目1点の災害対策及び災害協定についてでございますけれども、小項目が多岐にわたりますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目、今年度中に設置完了の片貝海岸から作田海岸への津波対策の防潮堤の設置状況。どこまで進んだのか教えていただきたいと思います。今年度中にできるという説明を受けております。

2点目、土塁工法による防潮堤により、雑草等や風雨による崩れが出ていて、景観への悪影響や不安を感じるが、どう考えているか。これについても、この土塁の防潮堤をつくるに当たり、このようなことがないということでさんざん説明を受けた上で設置してもらったわけですから、こういうことが後になって出てきているということをお伺いしたいと思います。どう考えているのか。

3点目、作田海岸の防潮堤にコンクリート工法による防潮堤が一部分だけあるが、どのようなことであのようにされたのか。また、今つくられている防潮堤に限っても、土塁だけではなく、やはり同工法による全ての防潮堤の設置について考えられていないのか。その辺をお伺いしたいと思います。

4点目、防潮堤設置により、緊急車両の進入搬送路や漁業関係者、夏季シーズンの海の家の方々の使用する搬入搬出路はどのように設置されていくのか、再度お伺いしたいと思います。

5点目、須原地区から真亀地区までにある波乗り道路の下をくぐるアンダーパスの防潮堤防護工法について、どのように、どの場所に何個つくって、されていくのか、そのようなこ

とお伺いします。

6点目、漁港区域内の津波防護対策。これは、過日に説明を受け、説明不足とか計画不足で、これは先送りされたわけではございますけれども、その後、どのような行動をされて、この計画が進められているのか、再度、進捗状況をお聞きしたいと思います。

7点目、津波避難道路の縦道整備について。町では、津波の避難道路、指定道路が7路線あるわけではございますけれども、以前から私も提案しておりますが、別に7路線に限らず、もう1路線でも増やして、整備を進めていく考えがあるのか、その辺も含めてお伺いします。

8番目、一時避難場所の築山設置について。これも、以前から私、御提案をしておりますが、その後のお考え、また、先ほども質問があったわけではございますけれども、補助金等も活用しながら、どのように考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

9点目、現在までに、町が締結をされている災害協定について。これはすごく大事なものでありまして、今、町がどんどん災害協定について進めてくれているとは思いますが、どの辺までこの協定が結ばれているのか、お伺いしたいと思います。

10番目、最後になります。産業道路排水付近、産業道路、あの脇についている産業道路からあふれ出る大雨や台風時による浸水被害対策。これは、大型強制排水ポンプの設置を県にお願いしてくれという強い要望を出してあるわけではございます。これは、町も重ねてお願いをしてあるとは聞いておりますが、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議 長（浅岡 厚君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えします。

災害対策及び災害協定についての御質問ですが、1点目の津波対策（防潮堤）の設置状況、2点目の防潮堤の崩れによる景観への悪影響や不安、3点目のコンクリート工法による全ての防潮堤の設置、4点目の海岸への進入路、5点目のアンダーパスの津波防護工法については、関連しますので、一括してお答えします。

津波対策（防潮堤）の設置は、県において、平成31年度までの完成に向けて工事が進められているところでございます。

土堤の崩れについて、県は、パトロール等で状況を確認し、必要に応じて対応していくとしております。

防潮堤の設置工法については、防護高さの確保を優先し、土堤による堤防整備が進められているところですが、波浪などの影響を受ける箇所については、海側のり面のコンクリート被覆工が計画されております。

緊急車両等の海側への乗り越しについては、各関係者等に確認を行い、車両の乗り越しができるスロープ構造で配慮する計画とされております。

また、アンダーパスの防護工法については、不動堂インターチェンジのアンダーパスはゲートによる防護、その他のアンダーパスについては、アンダーパスの海側を堤防で囲う工法が計画されております。

町としましては、さらなる事業促進について、引き続き県へ働きかけてまいります。

6点目の、漁港区域内の津波防護対策、進捗状況をお聞きしたいとの御質問ですが、県に確認したところ、平成29年度までに、作田川左岸区域においてコンクリート被覆堤防137.8mを整備し、本年度は288.9mのコンクリート被覆堤防の工事に着手しているとのことでございます。

また、作田川右岸の漁港内の津波対策事業について、平成30年3月18日に住民説明会を開催しましたが、合意に至りませんでした。そのため、次回の住民説明会開催に向け、町と県が協議を進める中、小関納屋地区住民からの要望により、平成30年11月26日に県との意見交換会が開催されたところでございます。

町としましても、津波対策事業の早期着手に向け、引き続き県との調整を図ってまいります。

7点目の、津波避難道路の縦道整備についての御質問ですが、平成27年3月に策定した町津波避難計画では、町内7路線を避難道路として設定しております。指定に当たっては、避難時に適した道路として、避難対象地域外まで抜けられる道路を基本としております。

今後、関係機関と連携を図り、避難道路として指定してある主要地方道の整備要望及び既存町道の舗装の補修、拡幅などについて取り組んでまいります。

8点目の、一時避難場所の築山設置についての御質問ですが、町として、津波警報等が発表された場合、迅速に内陸まで避難することを原則としており、逃げおくれた場合には、津波避難タワー、津波避難ビルへ一時的に避難することとしております。

築山を設置する場合には、津波避難タワーより広い用地の確保、高い建設費及び平常時の利活用方法など課題があるため、検討を加えてまいります。

9点目の、現在までに町が締結をされている災害協定についての御質問ですが、災害協定

については、平成4年に、千葉県広域消防相互応援協定を初めて締結し、東日本大震災以降、積極的に取り組み、現在、物資供給など50件の協定を締結しております。引き続き、災害時に有効な協定の締結に係る取り組みを進めてまいります。

10点目の、産業道路排水付近の大雨や台風時等による浸水被害対策の進捗状況についての御質問ですが、昨年度より、産業道路を所管する千葉県山武土木事務所と町で、産業道路付近の冠水状況等を踏まえた対策案の検討を始めたところです。引き続き、冠水被害の軽減を図るため、山武土木事務所と協議してまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほども言いましたが、片貝海岸から作田海岸への設置が進められている防潮堤は、これ、最大津波想定8.8m級の津波を防御できる防潮堤と計画でお聞きしました。そう認識しておりますが、間違いないかお聞きしたいのと、工期、今年度末までにとということで説明を受けておりますので、それが今、町長答弁にはなかったもので、再度、防潮堤設置が完了できるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

私からは、漁港区域を除く区域の整備状況についてお答えをさせていただきます。

1点目の、津波高につきましては、8.8で想定しているということでございます。

整備状況につきましては、まず、作田海岸につきましては、大幹線、たばた荘脇から山武市までの北部林業区域で完成済みと伺っております。

作田海水浴場入り口のスロープについては、山武土木事務所により、平成31年度の海水浴場シーズンが終わる9月以降に着手する予定と伺っております。

それと、片貝海岸につきましては、片貝県道突き当りの自然公園センターの北側及び南側エリアについては平成30年度中に完了予定で、自然公園センター前の中央エリアについては31年度に完成予定とのことで伺っております。

また、波乗り道路のアンダーパスの津波対策についても、31年までに完成予定とのことです。

議員おっしゃったとおり、事業完了年度がおくれた理由につきましては、九十九里有料道

路のかさ上げ工事に生じた地中埋設管処理等に不測の日数を要したことから、事業期間が1年延伸したと聞いております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 漁港区域の工期等について、お答えをさせていただきます。

漁港区域の工期については、平成32年度完成を目指して進めていると聞いております。本年3月の住民説明会等で合意の得られなかったこともあり、32年度末までの完成を目指すというふうに聞いております。

それと、津波高については、まちづくり課長、お答えいただいたものと同様と認識しております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

これは、大分、今の課長の答弁を聞きますと、計画がおくれると。今、何だか、波乗り道路の防潮堤の設置の関係で工事がおくれたということを言われましたけれども、それとこれとは別でしょう。あそこがおくれたって、こっちの片貝から作田までの防潮堤を設置するに当たって、何ら問題がないと思いますよ。工事は進められると思います。何でそういうことを理由に県はやっているのかということ、私は言いたいです。これはもう、決められた工期ですから。私たちは、そのように30年度末までにやるということでは言われているんですから、何のためのこの工期の取り決めなんですか。

漁港区域内についてもそうです。計画不足で、説明不足で、工期がおくれちゃう、32年度までかかるということですよ。

直ちに、これは後で質問しますが、やるべきだったと思うんです。まあ、いいです。

次に、県では、1,000年に一度の大地震想定として、25m級の津波が県内で発生する想定を新たに公表されました。本町では、9.2m級を想定されていますが、その津波を防御できる防潮堤設置計画の見直し、今は8.8mですから、9.2mの津波にも耐えられるような、計画を見直す考えがあるのかお聞きしたいのと、また、この想定は、震源地が南海トラフ地震や首都直下型地震の想定でこの計算を出されているとは思われますが、これも再三、私、申し上げておりますけれども、震源地がもしこの東方沖で、間近で起きた場合のことを考えたときのシミュレーションというのは想定されているのか、御答弁をください。

○議 長（浅岡 厚君） ちょっと待ってください。暫時休憩します。

（午前11時47分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時48分）

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 1点目の、先日新聞報道がありました、1,000年に一度の最大級の規模の地震、九十九里町でいいますと、9.2mということが掲載されておりましたけれども、これについての対応は、見直し等は考えているのかという御質問ですけれども、県のほうに確認しましたところ、最大規模の地震、津波に対しては、避難体制の確立など、ソフト体制で対応することとして、現在のところ計画変更の予定はないと伺っております。

町としましても、1,000年に一度程度の津波に対しては、人命を守ることを最優先とし、施設での防御ではなく、避難を中心として、地域全体で安全確保を図ることが必要と考えております。

もう一点の、千葉県東方沖地震に対応したシミュレーションはしたのかという御質問ですけれども、これも、県のほうに確認させてもらいましたけれども、していないということでございました。

現計画は、過去に発生した津波の実績を整理し、数十年から百数十年に一度到来する、頻度の高い津波から、海岸管理者が設定したと聞いております。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

1点目について、これ、今3回目になるからもう質問しませんけれども、1,000年に一度と言いますけれども、いつ起きるかわからない。きょう起きるかもしれない、明日起きるかもしれないわけですね。そういう想定もされていないことは、県に強く求めてもらいたい、町からしてね。

そういうことを、シミュレーションを図って、それを防護できるような津波対策を、どうせ設置するんですから、やっぱりそれをやらなければ安心はできないと思いますので、そのようなことをお願いしてもらいたいと思います。

次に、土塁工法による防潮堤を設置していますが、まことに申しわけないのですが、その防潮堤から雑草は伸びっ放し、土は風で飛散しているわ、雨で崩れているわの状況で、ただ形だけつくりましたよみたいな防潮堤でいいのか。この防潮堤で町民、そして町の財産を守れるのかと。住民も私も不安でなりませんのですが、町はこれについてどのように感じているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まず、崩れの点でございませけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、崩れた箇所については、パトロール等により状況を確認し、補修を行っていくとのこととございませけれども、町としまして、平成27年度から土塁の整備が進められておまして、完成箇所において崩れが発生した箇所や、今後においてパトロール等により崩れているのを確認した際には、速やかに山武土木事務所に連絡し、対応していただくように働きかけていきたいと考えております。

また、雑草につきましてですけれども、県に確認しましたところ、景観保全のための除草については、現時点では考えていないと申しておりました。議員が御心配していただいているとおり、平成27年に工事完了している片貝海岸北側エリアでは雑草が生い茂っており、景観も悪く、果たして防潮堤としての機能を果たせるのか、不安を感じる住民もいらっしゃると思いますので、現場、現状等を確認し、山武土木と協議を行いながら適切に対応を図っていきたくて考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

課長、今、雑草の件はまだ聞いていませんから。私は今、防潮堤は、あれで守れるのかを、9.2mのもの、そういうことを今聞いたんですから。まあ、いいですよ、今お答えをいただいたので。

やはり、津波対策の防潮堤でありますので、土塁でやるのであれば、せめて、さっき町長答弁で危険な場所ののり面についてはやってもらえるということを知りましたが、やはり、せめて海側だけでもL字の擁壁でも打って、海側だけの部分を擁壁でやってもらえるような、あとは、土は絶対に飛散ないように固めるなり、芝生を張るって、まあ、芝生を張りましたよね、あれ。芝生を張っても剥がれちゃっていますよね。だから、そんなやわなものじゃしょうがない。もっと強固なもので、景観もよくなければならぬわけですよ。県

も、予算の関係上とも言われるかもしれませんが、計画時には、さっき言ったように、そのような説明は一切なかったんです。

前町長も、景観については相当気にされていました。この辺はしっかりやっていくということも言われていました。それでもできていない現状があるわけです。

まずお聞きしたいのは、今ほど雑草のことを言われましたけれども、その雑草等や飛散する土の管理、パトロールしてやっていくと言いますけれども、それは県が全部責任を持ってやっていただけるのか。このような取り決めをはっきりしておかないと、町にとっては、景観や不安等で悪影響を及ぼしていると思いますが、どう思いますか。お考えをお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今後、整備を進めていく上で、管理について問題になってくると思います。県といたしましては、多分、町のほうに管理をお願いしたいと言ってくるものと考えておりますけれども、その辺については、今後、協議の上で、管理の方法についても検討していかせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

町が管理をするということ、今、課長が言われましたけれども、県が設置したもの、県民の命を守るために設置してくれたものを、これ、町が、今でさえ、町の中でさえ管理ができていない部分があるのに、あそこまで管理を任せられてできるんですか。

あれ、県が設置したものでしょう。町が設置したものじゃないんだから、県に責任持ってやってもらえるように、これは交渉してもらいたいと思います。

（「そのとおり」と言う者あり）

○4番（古川 徹君） そのための防潮堤、県民の命を守るための防潮堤ですから。そのような思いから、町じゃなく、県がしっかり、崩れないように、雑草が生えないように、できればあの防潮堤だって、花を植えたり、のり面に。そういった景観をよくしてもらえる、そのようにしてもらいたいと思います。

それでは次に、作田海岸の防潮堤に一部分だけコンクリート工法で設置されている防潮堤は、どういうことであの場所だけやられたのかお聞きしたいのと、同工法で全ての防潮堤を行っていただければ、先ほど言った9.2m、この辺の津波にも、高さを上げるわけですから、

耐えられてくるんじゃないかなと。一石二鳥じゃないですか。そのようなことを考えておるのか。それと、管理面においてもよくなると思います。

それについて、町はどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうからは、作田海岸の防潮堤がコンクリート被覆で一部分覆われているところについての御質問についてお答えさせていただきます。

作田海岸の一部分については、漁港区域エリアの部分になっておりまして、漁港区域エリアにつきましては、水産庁から示された漁港海岸事業設計の手引きというようなものをもとに施工しておるといふふうに銚子漁港から聞いておりまして、その中では、被覆というところが示されているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

漁港区域外の防潮堤のコンクリート被覆の質問に対して、お答えさせていただきます。

県のほうに確認しましたところ、千葉県内の津波に対する防御レベルを見ながら、コンクリート被覆を検討していくと聞いておりますので、町としましても、県に全て防潮堤をコンクリート被覆で覆ってもらえないか、要望をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

そうしますと、産業振興課長、これは、漁港区域内の整備ですから、あそこは一部分だけコンクリート工法で行っていったらと。で、その意味は、被害をあな地域だけ受けたからということをやったのか、再度お聞きしたいと思いますけれども。

それと、もう一点。

片貝から作田までの防潮堤を全部、全て被覆できないかということでございますけれども、そういうような要望を出していきたいということでございますから、そのようにしていただきたいと思っております。

再度、その点だけお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 漁港区域につきましては、国からの手引き等に基づいて、被

覆工法を採用していると聞いております。その詳細については、ちょっと資料等を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答したいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

恐らく課長、これ、交付金の問題とか、そういった補助金だとか、そういった問題のところだけできるような体制をとっていると思うんですよ。そういう問題でやったんじゃないんですか、恐らく。

で、何で、旭なんか例に挙げると、旭市なんかというのは、漁港周りは全部コンクリート工法で被覆をしています。前にも言っているけれども、相当強固なものでつくっています。私、全部見えていますから、最初から、つくるところ。

それで、あの地域だけ被覆をしておいて、こうやって災害が起きていない、余り被害を受けていない地域に対しては、こうやって被覆はできませんと。こういうようなやり方をしているようにしか見えないんです、私には。

だから今、まちづくり課長にも言ったけれども、災害というのはどこで起きるかもわからない、この下で起きたら、あのような津波が来る可能性もあるわけですよ。だから、しっかりやってもらいたいということです。ほかの地域ではやっているところがあるんですから。

ひとつよろしく願いいたします。

次に、防潮堤設置により、緊急車両や漁業関係者、また海の家関係者が使用する進入搬送路、また搬入搬出路、スロープで出入り口を設置することになっていますが、どの位置に、何カ所できるのか。あと、人が上りおりする昇降階段の形式と箇所も、再確認を含め、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

片貝海岸に3カ所のスロープを計画していると聞いております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 階段の形式。

（「まだ答えていないですよ」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） しばらく休憩します。

（午後 零時01分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時03分）

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えします。

スロープについては、今手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきますと思いますけれども、作田海岸にたしか入り口に1カ所、片貝海岸に3カ所、スロープを設置する予定だと聞いております。

それと、階段につきましては、コンクリート工法による階段をたしか7カ所、構造についてはコンクリート工法です。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

これは階段までは載っていなかったもので、防潮堤にかかわる問題ですから、今聞きましたけれども、スロープはもうこれ質問事項に挙げていたわけですから、そこはしっかり、やっぱり答えていただけるようにしてもらわないといけないと思いますので、後でそこはしっかり教えてください。

それでは、片貝、須原地区から真亀地区までにわたるこの防潮堤の件ですが、波乗り道路の下をくぐるアンダーパスからの津波浸水防護工法は、先ほど町長から答弁があったように、不動堂の開閉式の防護柵、ふたをします。あとに関しての小さいところのアンダーパスは、土塁、土堤みたいなものを築くということでしょうか。そのようなことで、工法は開閉式の工法で防護されていくと聞いていましたが、全ての箇所ではないわけですよね。開閉式はどこの位置かというのと、この不動堂だけですよね、間違いないですよね。

それを誰が管理や、万が一の災害時にその開閉を行うのか、お聞きしたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員が今おっしゃったとおり、本町管内の波乗り道路のアンダーパスは全部で12カ所あり、防護工法としては、車両交通の有無、車両の交通量などを考慮し、現段階で囲み堤防が8カ所、陸閘4カ所で計画をしておると聞いております。管理については今後協議を行っていく

ことになると思われます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

今、課長、陸開でやっていくところが4カ所と言いましたけれども、それはどういうふうなことで陸開、その4カ所だけをやるのか、幅は狭いところはやらないで広いところだけやっていくということなのか、どういう意味でその4カ所というものを定めたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 今、私が説明しました陸開4カ所というのは、あくまでも県の計画上4カ所でどうでしょうかという計画が来ているということです。

その陸開を計画している箇所につきましては、いわゆる車両の交通の有無、あとは交通量、車両の交通量などを考慮して4カ所でどうですかということで計画が来ておる状況でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

車両の交通量によってと言いますけれども、ほかにも車が通れるところはあると思います。そこだけじゃなく、4カ所どころじゃないと思います。その辺は、その部分は土塁だけでやっていくと。だからこういうことは本当に防ぐためにやるわけですから、さっきの防潮堤と一緒に、やっぱり海側だけでも被覆をしてもらいなり何かしてもらわないと、砂だけではとても、流れが強くなるわけですから、アンダーパスですからあの間から。それを防ぐためにはそういう工法は必要だと思いますので、そういったことも含めて見直しでも何でもしてもらいたいということをお願いしていただきたいと思います。

それでは、漁港区域内の防潮堤対策なんですけれども、説明会が3月18日に行われて、計画が不十分でこれは先送りされたわけですね。先ほど町長から、11月26日に予定していると言ったけれども、11月26日は過ぎていきますので、もうこれは開催されたと思いますけれども、私が言いたいのは、あのときに周辺自治区、この辺の自治区の皆さんの意見というものを何も聞いていなかったんじゃないかなと、漁業関係者の方々には話し合いをもたれてやったのかもわかりませんが、漁業関係者といっても漁業組合、また水産加工組合等もありま

すけれども、その辺も十分説明されて意見等も聞いているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

わかりますか、今質問した内容が。そういったことを含めて、その後どういうことをやられてきたのかということを知っています。

あの説明、3月18日ですよ、説明があったのが。それは否決されたわけ、反対されたわけですよ、計画が不十分で。その後、26日に小関納屋の住民の方々から要請があり、説明会を開いたわけでしょう、意見聴取もしたわけですよ。そのようなことを何回その間にやられてこられたのかとか、関係自治区というのは小関納屋だけじゃないんですよ、実際のところは栗生納屋地区も被害にあっているんです。そういったこともやられたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 3月18日以降の状況ということでお答えさせていただきたいと思います。

町長答弁にございましたとおり、11月26日には小関納屋自治区の住民の方からの要望もあって意見交換の場を設けてございます。そのほかの自治区については、現在のところこういった機会は設けてはおりませんが、銚子漁港事務所でも地域住民の意見を聞く機会を設けるということは必要であると認識しておりまして、次の住民説明会開催に向けては、こういったことも重ねることも必要ではないかということも申ししておりました。そういったことから、地域住民の声を聞くということは必要であると考えておりますので、開催についても積極的に銚子漁港事務所等へ働きかけていきたいと。

また、本来であれば全体住民への次期説明会も開催するとしておりますので、その次期住民説明会の早期開催に向けても働きかけをしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

課長、ぜひその自治区だけでなく、被害はほかの自治区も受けているわけです。その方々の意見もしっかり聞いてもらって、この計画が全ての意見を聴取した上で、いいものができるように、しっかりしたものができるように早期に進めるためには、やはり早目早目にやっていかなければいけない、単独でこうやって聞いているんじゃないんで。だからそういったことでまた時期がおくれたり、何か設置も32年度までかかるとか言っていますけれども、

なるべく早くできるように進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、避難道路の縦道整備ですが、指定道路の整備状況と片貝県道、豊海県道が避難車両で渋滞されたときに、ほかの避難道路の縦道整備が必要だと思いたいますが、そのような非常事態の想定をされている縦道整備の計画があるのか、御見解を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 災害発生時における避難道路、特に津波に関しての避難道路として指定しておるといことでございますので、御説明をさせていただきたいと思いた。

議員がおっしゃるとおり、県道が2路線、町道が5路線、基本的には海岸部から内陸部へ抜けられる路線といこと町内を指定しておるといことでございます。

今、御質問にありました、例えばその県道2路線が緊急時に塞がれた場合への次路線の確保といことでございますけれども、この7路線を選定したときにも複数の路線の話もあつたわけですけれども、一番効率のよいところで選んだところで、現在のところは、それ以外についてはいまだ検討は行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

7路線以外には想定していないと、考えていないといことですね。

予算組みだとか交付税措置の問題だとか、関係もあると思いたけれども、財源がよっぽどかかるわけですから。

片貝地区の、例えば屋形、須原地区、今言つたように片貝県道がもし渋滞しちゃつた場合には避難道路がないわけです、詰まっちゃつた場合には。その場合には、やはり今ある下から来るとゆいまーるとい美容室があります、産業道路からずっとですけれどもあの縦道、あの縦道をやっぱり整備しておくべきだと思いたんですよ。またその上に行くとい道が細くなつちゃうので、できればヤクルト販売所、そこから登っていく、中学校の一時避難所まで登っていく道、あの道も結構拡幅がありますから、広くありますから、あの辺の脇が砂利だとかなんとかなつていて、前にも言いたけれども非常に通学路としても使いにくい。

ですから、そういったことをやれば、大津波警報発令時には中学校、高校への避難道路として非常に便利になるとい思いた。その辺を検討されていないのか。

また、整備におくれがあると思いたすよ、まだまだ。

浜側から屋形地区へ上がつてきて、浜側から渡ると道ががたがたですね。だからああい

ったところはやっぱり整備してもらいたいと思います。

また、荒生納屋地区、小関納屋地区からの縦道整備も、これも順次、今進めてくれているとは思いますが、これもまた整備におくれがあると思います。避難道路の指定道路ですから、あの辺はしっかりやっていただきたい。

それと、作田納屋地区からの大幹線、あと、栗生納屋、細屋敷納屋、下貝塚地区からの縦道整備、これは堀江水産さんの脇の道です。あの辺の整備。あれもところどころに傷みが出てきています。

あと、真亀納屋地区からの一級町道、言っている避難道路の指定道路ですよ。その道路もところどころに傷みが出てきていますので、これは短期的にです、短期的に見回りをしていただきたい。避難道路としての縦道整備は、ぜひとも優先的に整備をしていただきたいと思います。

それと、ほかの海岸付近の自治区については、避難道路の縦道として片貝県道、豊海県道を使われると思いますが、渋滞など緊急事態が起きた場合に、できれば、前に言ったように東金アリーナ、あそこら辺まで両車線を使って、片車線じゃなく、両車線を使って避難できるようなことを前の質問で提案してありますけれども、これは警察や消防署の方々から理解を得られていると、そのようなことで使っても構いませんよということで間違いないのか、再度お聞きしたいということ。そうしますと、ほかの緊急車両が使う専用道路、この辺の確保も必要だと思います。何か緊急な場合には、おりてくる道が両車線使っちゃったら埋まっちゃうわけですから、ほかにそういった道路整備が必要になってくるとは思います。その早期の整備に必要なわけですが、これも一つの提案になります。道路整備をするには多額の費用もかかりますし、今あるものを生かすということで、できれば東金九十九里有料道路、こういったものがあるわけですから、緊急車両はこういった道を使ってもらおうとかしていただいて、避難道路の縦道確保を進めていただきたいと思います。よろしいですか。

次に入ります。

一時避難所となる築山設置については、これも前から提案しております。設置計画は進めているのかお伺いしたかったところでございますけれども、先ほど設置については見送っている、要するに検討しているということでございます。

築山というと、やっぱり先ほど言っているように、かなりのスペースが必要になってくる。私が今まで提案したのは、町有地を活用してそういった築山設置ができませんかということ。を今までお願いしてきたわけですが、そのスペースが必要でできないということであ

れば、一時的にも避難できるような土塁のものでも山を盛れないのか、土で。あるスペース、町有地の、例えば作田でいえばいわゆるごみ置き場とされているところがありますけれども、そういったところだとか、あとは大幹線あったところにも町有地がありますよね。

そういったところに築山というと、公園も含めてとなってくるわけですがけれども、土塁で山を盛ったような一時避難所というものは単費でもできないですかね。単費というかそういう、自分のところの町で、県とかの補助金は受けられなくなるとは思うので、そういったことができないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 議員の今の御質問は、多分よく盛り土によるとかという、土を盛った形での築山形式の一時避難ということでしょうか。

今回、一般質問をいただいた関係もありまして、各方面においてこの築山関係について調査をさせていただいたところでございますけれども、人間が一時的に避難をする土の山、山と言っていいんだかどうかわかりませんが、これについても現在はある程度の基準があるらしくて、まず、想定される乗る方的人数と、それに持ちこたえられる地盤が必要だと。ただ、一般的に言いますと、高さに対して横方向へ約2倍、例えば8mの高さを持つと、逆にいうと16mの斜面が必要になるというような基準があるようです。さらにこの周りに登るための人が入るスペースとかを確保すると、やはりある程度の土地が必要でないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

かなりやっぱりスペース的には町有地では難しくなってくると思います。町有地と限らず、土地を買い取るとか何でもして、設置ができるような計画を、今後考えていただきたいと思っています。

それでは、町が締結した災害協定については、先ほど言われたのが50件ほどあると、協定を結ばれたことが。そこには同じような内容も含まれていると思うんです、物資についてだとかいろいろあると思います。

まだまだやっていないことがいっぱいあると思います。

例えば、7年前に起きた東日本大震災時に困難になった事案を幾つか挙げますと、石油関係、要するにガソリン、灯油、そういった関係だとか、そして、避難所で使用される量、こ

ういった関係ですとか、あとは紙や仕切りとなる目隠しとなる段ボール等、食料は言うまでもないんですけども、まだまだほかにもいろいろあると思いますけれども、そのような情報やお願い、依頼というのはどのように町は進めているのかお聞きしたいのと、できる限りそういう締結を前向きに進めていただきたいのと、仮設トイレのこの災害協定も締結をされておるとは思いますが、万が一、道路の寸断や渋滞等で運搬ができなかった場合に、その仮設トイレの、できなかった場合にはどう対処されるのか。

また、先日の総合防災訓練の講師である瀬戸元様からも、トイレの使用ができずに体調不良になられた方が多かったと言われております。万が一の対処方法を考えておられるのか、御答弁をお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 災害時の各調達品に係る協定関係についての御質問でございます。

まず初めに、燃料関係の供給に関する協定でございますが、給油所として、平成27年度に町内の3カ所の給油所と災害時における燃料等の優先供給に関する協定書を締結して災害時に備えておるところでございます。

畳につきましてでございますけれども、畳については、短期のときにはそんなに心配しなくてもよろしいかと思いますが、長期にわたる避難所生活等が余儀なくされた場合につきましては、やはり避難所における畳の使用が必要であると考えております。災害発生から通常5日で、本町の場合5,000枚程度必要ではないかなと想定し、今、法人関係でございますけれども、5日で5,000枚の約束と、プロジェクト実行委員会とかというのが畳の業界であるそうなのでございまして、こちらに相談したところ、5,000枚を用意することは可能である。ただし、一どきに運搬することについてはいろいろ協議をする必要があるということで、この辺については今後も煮詰めていきたいと考えております。

それから、段ボールの関係でございますが、段ボールは地面に敷くなり、ベッドに使うなり、壁に使うなり、さまざまな活用が見込まれるものでございまして、これにつきまして以前から段ボールベッドの計画がございまして、この辺の話がありましたので、町内の幾つかあります段ボール会社さんにこの辺につきましては御相談をさせていただいて、開発が可能かどうかというところまで、今調整をさせていただいておるところでございます。

それから、トイレでございますけれども、これも協定を結んでおるところですが、やはり議員がおっしゃるとおり、いざというところに賄い切れないといけませんので、平成29年度から計画を起こしまして、32年度までに町の備蓄として簡易トイレ33基、これに対する便袋

3万袋の備蓄を、今進めておるところでございます。

以上、必要物資に関しては今後も引き続き検討し、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

トイレについてちょっとお聞きしたいんですけども、簡易トイレというものは、マンホールトイレを想定されているのか、時期が違う、その場だけですね。その場だけでやって、何個といたしましたっけ、今は、4個。

（「33基」と言う者あり）

○4番（古川 徹君） 33基ということでございますけれども、33基で足りるのかなと、そういったときにはマンホールトイレ、下水道管の排水溝だとかそういったところのマンホールトイレというものも可能だと思いますので、そういったこともちょっと検討の中に入れておいていただきたいと思います。

支障がないようにひとつよろしく願いいたします。

それでは、最後の産業道路排水付近の浸水被害の進捗状況についてお聞きしますが、大型強制排水ポンプの設置については、再三お願いや質問をしておりますけれども、県に再要望をどのようにされて、どのように計画が進められているのか、ここはもう一度お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

県では、29年度に産業道路周辺の冠水状況等を踏まえ、雨水排水における課題を整理し、対策案の立案のため、コンサルによる調査を実施いたしました。

現段階においては3案の計画案で検討されており、1案としまして、既設水路をボックスカルバートに入れかえる排水施設付設替案が1案。2案としまして、調整池を掘削し、ポンプを用いて強制排水を行う調整池ポンプ排水案、3案としまして、排水の流末部に排水機場を整備し、強制排水を行う排水機場強制排水案で、この3案で概略検討を行っております。

今後におきましては、概略検討をもとに詳細に検証を行い、来年度、詳細設計を実施していくと聞いておりますので、町としましても排水機場の必要性を十分検証した上で、早期に工事を着工できるように進めていきたいと、町としても要請していきたいと考えております。

ので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

残り1分ということで、時間もなくなってきましたので、まだまだ質問したいことはありますけれども、大変これ住民さんも産業道路付近の方々大変困っています。消防団の方々も困っています。このようなことがないように、改善が一日も早くできるように、その大型強制排水ポンプ、多額の費用がかかるんじゃないかなとは思いますが、この辺も町負担がないように県にしっかりと、あれは設置したのは、管理者は県ですから、県にしっかりとその辺を伝えてもらいたいと思います。

そして、戻りますけれども、災害協定、これは応援協定はまとめですから、全部で11個の災害協定というのがあるわけですね、そういったことを全部調べあげて、協定が組めることは全て組めるような体制づくりをしていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（浅岡 厚君） 休憩します。

再開は13時15分です。

（午後 零時29分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

○議 長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、高木輝一君。

（1番 高木輝一君 登壇）

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

平成30年第4回定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

平成30年10月25日及び27日の千葉日報において、銚子市は行財政改革が進まず、2021年度には赤字額がマイナス25億6,600万円となり、早期健全化基準に達する見込みと報じられております。そして、2022年度には、実質赤字比率が財政再生基準である20%を超える見込みとも報じられております。

そして、30年11月7日の千葉日報で、やはりちばぎん総研の試算が公表されましたけれども、今後10年間の中で、20万人未満の自治体の7割が赤字になる恐れがあると報じられています。

定住人口の流入促進や流出防止は、全自治体の共通課題であり、特色あるまちづくりが生き残りには欠かせないと提言されております。地域経済を活性化させ、税収増加につなげていかなければなりません。逆に、歳出削減については、あらゆる方向より削減をしなければなりません。

この町には、新たな事業を進めていく財源がありません。そのため、発注工事、委託契約、補助金交付、その他経費について税金の無駄遣いがないのか、行政側に対し議会議員は調査、検証し、チェックしなければなりません。事業仕分けが必要不可欠と私は考えます。これが本当の行財政改革、議会改革、議員改革だと思います。

議会議員が調査するのは、審議する上での調査権です。不適格を判断するには調査が必要です。地域内において、補助金対象先や委託契約先、工事発注先など、調査が必要と判断した場合は、即座に立入検査する等、私は必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、平成28年12月9日に新聞報道された、地域経済活性化のための千葉県補助金の不正受給及び流用事件が発生した際において、町として、九十九里町商工会に立入検査が必要であったのではないかと思います。

平成25年度の千葉県補助金150万円で、町のゆるキャラを作成いたしました。千葉県の補助金等交付規則では、財産の処分の制限において、譲渡してはならないというふうに規定されております。それにもかかわらず、その25年度を経過した平成26年6月12日に、18万7,000円で町に売却をしました。これに対して、千葉県に対して説明し、承諾を得たのでしょうか。その承諾の文書が存在するのでしょうか。町が勝手に承諾し対応したならば、大変な問題ではないかなと私は考えております。

18万7,000円を商工会の裏口座に振り込みした経緯もあります。この口座を確認したのでしょうか。この裏口座とほかの裏口座の何冊かを確認するだけで、この事件の本当の真相が見えてくると思います。いろいろな方々が登場してくるのではないかなと私は思っておりますが、今でも調査する必要があると思います。全容を調査、ぜひしてください。第三者委員会の報告を、去年29年3月に報告を受けましたけれども、これに対して、100%私は信用してはいけないと思っております。肝心な部分が抜けていると思っております。

そして、平成26年、27年も同様に、千葉県の補助金について調査が私は必要だと思ってお

ります。

以上のとおり、当町の補助金交付の対象先です。根拠のない交付申請や根拠のない実績報告では困ります。予算書、決算書だけで、それだけでは根拠になりません。具体性が全くなないと考えております。補助金をなくす考え方を私は持っていただきたいと、行政側に強く要望します。

九十九里町は商工会に対して、補助金交付先です、町独自の立入検査が必要ではなかったのでしょうか。立入検査をしなかったのは、現在においても非常に疑問です。今からでも遅くはありません。早急に対応していただきたいと考えております。

この事件を私は終わらせてはいけないというふうに考えております。九十九里町商工会は、行政並びに議会に対し真実を説明する責任があると思います。現在においても説明責任を果たしていない状況と私は考えております。

続きまして、東千葉メディカルセンターの平成26年度から29年度、4年間の第2期中期計画において、経営悪化した要因について私なりに考えました。

まず第1に、開院前における千葉県試案の甘さが起因しているものと考えております。

第2に、経営規模拡大を推進してきたことが経営悪化を招いたと考えます。

第3に、財務諸表における経営分析の甘さ、これが起因しているものと考えます。

第4に、診療科ごとの収支状況等、データ管理が進んでいないことです。

5番目として、平成22年度から25年度、4年間の第1期中期計画における土地取得、病院建設を初めとする医療機器購入、医薬品購入等に至るまで調査する必要があるものと考えました。

過去の検証不足、調査不足が、現在のいろいろな状況を反映しているものと私は考えております。この検証、調査が、設立団体及び議会議員の役目であると私は考えます。ここが最も欠けていた点ではないのかなと思います。

そして、東千葉メディカルセンターの今後の課題についてですけれども、まず第1に、平成30年度から33年度、4年間の第3期中期計画目標を必達に向け、東金、九十九里の設立団体が一致協力し、経営改善に向け真剣に取り組むことだと思えます。東金、九十九里の設立団体では、財政支援に限界があると思えます。債務超過額はマイナスの30億8,996万円であります。その解消策をどういうふうに設立団体として進めていくのか、また、資本金も9,523万円と、この病院規模から判断すると非常に少額であり、自己資本の充実も検討していかなければならないと考えます。

そこで町長に、この東千葉メディカルセンターの方向性について、取り組み方針を示していただきたいと私は考えます。

第2に、理事会、経営健全化会議、評価委員会等、メンバーを刷新し、本当の意味において提言できる人材を取り組んでいただきたいと思います。イエスマンは全くいません。

第3に、平成30年度から、目標達成が不可能な場合の資金繰りを含めた資金手当ての検討が必要です。千葉県からの追加財政支援の進捗状況や、千葉県からの資本増資の協議など、確実に実践していただき、債務超過解消並びに自己資本の充実等実現に向け、千葉県、千葉大、設立団体一体となって、確実に方策を実現していただきたいと考えます。

第4に、山武長生夷隅医療圏における……

○議長（浅岡 厚君） 高木議員に申し上げます。通告どおりにしてください。通告どおりの質問をしていただきたいと思います。

○1番（高木輝一君） その中の東千葉メディカルセンターの……

○議長（浅岡 厚君） メディカルセンターは1と2しかありませんから、それでお願いします。

それと、2の発注工事を質問されておられませんけれども、順番にお願いいたします。

○1番（高木輝一君） それで、最後に質問します。

そういったことで、東千葉メディカルセンターの商圈は、山武、長生、夷隅の医療人口は43万人ということですが、実質の人口は、私は25万人程度だと思います。その中で、再度市場調査を行っていただいで、今後の人口統計や予測を判断する中で、医業収入がどのくらいになるのか、年間幾らぐらいになるのか、病床数は何床必要なのか、医師、看護師が何人必要なのか、その辺を市場調査をもう一度やっていただきたいと考えております。

話が長くなるということですので、一般質問の通告について申し上げます。

まず、1番目、財政健全化に向けた取り組み方針について。

1番として、実質赤字比率、経常収支比率の考え方について。

2番として、今後10年間における取り組み方針について。ここでは、当町において赤字になってしまうケースはどのようなケースがあるのか、説明を求めます。

また、基金の中で、東千葉メディカルセンターの整備事業基金は、実質的には残高がほとんどありません。これを、将来にわたる財政負担の説明において、積立残高をこの負担分から控除しているんです。この計算式で本当に大丈夫なのか、お金がない中でこの数値が成り立つのかどうか、この辺を説明を求めます。

2番目として、発注工事における現状と課題について。

1番として、かたかいこども園増改修工事。2番として、ガスホルダー開放検査工事。3番として、防災行政無線整備工事。これについてお尋ねしますけれども、ここでは工事金額など、誰がかかわって決定しているのか、工事予定価格決定者や予定価格と最低価格、その決定要因、設計管理業者と落札業者、落札金額、落札率など、発注工事における決定までの流れについて説明を求めます。

3番目として、東千葉メディカルセンターの現状と課題について。1番として、診療科ごとの収支状況等データ開示について。2番として、債務超過額、マイナスの30億8,996万円の解消策と、資本金9,523万円の充実策についてお尋ねします。

4番目として、次期ごみ処理施設の事業計画について。これについては、事業メリットとデメリット及び事業の再検討についてお尋ねします。

まず、この中で当町の財政状況から判断すべき私は案件ではないのかなと思っております。新設備において、他市町との比較などどういうふうになっているのか。今いろいろなところで、市川とかも計画がされておりますけれども、その辺との比較。

それと、今ある現有設備と新規の設備、この設備内容の比較等についてお尋ねします。

5番目として、九十九里沖洋上風力発電の事業計画について。事業計画とデメリット及び事業再検討について。この事業計画がなぜここでクローズアップされてきたのか、経緯と経過説明を求めます。

本日の朝の会の説明においても、推進と表現があったんだけど、この推進という意味はどういうことなのか、その辺も含めてお尋ね申し上げます。

6番目として、町営住宅の現状と課題について。町営住宅の現状と今後の対応策についてお尋ねします。

7番目として、前回は質問しましたがけれども、海の駅九十九里の会計処理について。前指定管理者の会計処理並びに収益金の納付見込みについてお尋ねいたします。

なお、再質問については自席にて行います。

よろしく申し上げます。

○議長（浅岡 厚君） 高木輝一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 高木輝一議員の御質問にお答えします。

初めに、財政健全化に向けた取り組み方針についての御質問にお答えいたします。

1点目の、実質赤字比率、経常収支比率の考え方についての御質問ですが、実質赤字比率は、一般会計、給食事業特別会計、病院事業特別会計の一般会計等における地方公共団体の標準的な状況で通常収入される一般財源の規模、いわゆる標準財政規模に対する実質収支の割合を示す比率でございます。

本町の平成29年度決算における実質赤字比率については、収支が黒字のため積算されません。また、経常収支比率は、地方公共団体の財政構造をあらわしており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に地方税、地方交付税、地方贈与税などの経常的な収入がどの程度充当されているのかを示す比率でございます。

この比率は、おおむね70%から80%の間であることが理想とされております。本町の平成29年度決算における経常収支比率は85.1%であり、前年度より3.3%改善しましたが、引き続き経費の抑制及び収入の確保に努めてまいります。

2点目の、今後10年間ににおける取り組み方針についての御質問ですが、本町の財政構造は、地方交付税や国庫支出金、町債などの依存財源が歳入総額の約6割を占め、町税や使用料等の自主財源は4割にとどまっております。一方で、扶助費等の経常支出が増加傾向にあります。また、当初予算編成の段階では、財源不足が常態化し、財政調整基金を取り崩した予算編成となっております。

このような状況の中、短期的には、公共施設の除却への対応、学校施設への空調設備の設置、また、長期的には、新ごみ処理施設整備事業費の分担金が見込まれております。そのため、取り組み方針といたしましては、職員一人一人が本町の置かれている厳しい財政状況を正しく認識し、既存事務事業の目的と成果を明確にし、費用対効果の検証によって事務事業の効率化を図るとともに、真に行政が負担すべきものであるのか、行政の守備範囲に視点を置いた既定経費の不断の見直しなどにより、経費の抑制を継続的に図っていくことが重要であると考えております。

次に、発注工事における現状と課題についての御質問にお答えします。

1点目の、かたかいこども園増改修工事についての御質問ですが、実施設計業務委託につきましては、落札業者は株式会社榎本設計事務所、落札率は99.2%でございます。また、工事につきましては、落札業者は浅岡建設株式会社、落札率は98.9%でございます。

2点目の、ガスホルダー開放検査工事についての御質問ですが、予定価格につきましては随時改定される県の労務単価、資材単価などをもとにガス課で実施設計し、算出しております。

す。また、工事落札業者は関東建設株式会社で、落札率は85.2%でございます。

3点目の、防災行政無線整備工事についての御質問ですが、実施設計業務委託につきましては、落札業者は日本栄伸システム設計株式会社で、工事につきましては、落札業者は三信電気株式会社ソリューション営業本部でございます。落札率でございますが、この防災行政無線整備工事につきましては、平成28年度以前の工事であり、平成29年度入札分から、予定価格について、入札後の事後公表としたことから、この案件の落札率につきましては公表しておりません。

また、企画財政課入札執行分の予定価格と最低制限価格については、規則等により決定しております。

次に、東千葉メディカルセンターの現状と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の、診療科ごとの収支状況等データ開示についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターの経営状況を的確に把握する上では、診療科ごとの収支を算出することは大変重要であると認識しております。

しかしながら、現時点においては、医師や看護師などの職員の給与や、診療に係る材料費、さらには手術や検査に係る費用の割り振りが困難であることから、収益データのみ報告をさせていただいているところでございます。

2点目の、債務超過額30億8,996万円の解消策と資本金9,523万円の充実策についての御質問ですが、債務超過の解消並びに資本金の充実は、いずれも東千葉メディカルセンターの経営基盤を強化し、安定化するために不可欠なものと考えております。

しかしながら、現状のセンターの財務状況は、資金収支の均衡が確保されておらず、まずは資金ショートしないことが当面の課題となっております。このため、現在、県と協議を進めている追加財政支援により、資金収支が均衡し、経営が安定することが見込まれ、債務超過の解消につながっていくものと考えております。

なお、資本金の充実につきましては、資金収支の均衡が達成した状況において、改めて資本金の増強についても検討してまいりたいと考えております。

次に、次期ごみ処理施設（仮称）の事業計画についての御質問にお答えいたします。

事業メリットとデメリット及び事業再検討についての御質問ですが、事業メリットにつきましては、次期ごみ処理施設は、マテリアルリサイクル推進施設を併設し、資源ごみなどを集約化することで、効率的な再資源化の推進が可能となることや、当町から施設までの距離が近くなり、収集運搬のコストの削減が期待できます。

また、デメリットとしましては、イニシャルコスト、初期費用がかかることが考えられます。事業再検討につきましては、施設整備基本計画並びに基本設計の策定に当たり、施設については、変動する社会情勢等を見据えた規模のものにするとのことでございます。

次に、九十九里沖洋上風力発電の事業計画についての御質問にお答えします。

事業メリット、デメリット及び事業再検討についての御質問ですが、洋上風力発電には幾つかのメリットがあり、一般的には、洋上では風の乱れが少なく、一定した風力を継続的に得られる。土地の制約を受けにくい。景観や騒音といった人間の住環境に与える影響が少ないなどとされております。

また、デメリットとしては、建設コストが大きい、メンテナンスが大変とされております。

事業計画の再検討につきましては、現時点で事業計画といったものはございません。今後、九十九里沖での洋上風力発電の可能性が検討される中で、国や県等が洋上風力発電事業を実施する促進区域を定め、公募により事業者が決定される予定でございます。また、この事業は、地方公共団体が事業を実施するものではなく、民間事業者がみずからの資金を投入して実施するものでございます。

町としましても、国や県などの動向に注視しながら情報収集に努め、九十九里沖の洋上風力発電事業の実現に向けて研究してまいります。

次に、町営住宅の現状と課題についての御質問にお答えします。

町営住宅の現状と今後の対応方針についての御質問ですが、本町では、昭和55年度に公営住宅法に基づく町営住宅を2団地、20戸整備しましたが、平成28年度に、火災に伴い、2戸を用途廃止し、平成30年10月末現在、18戸の町営住宅に17世帯、27人が入居しております。

しかしながら、建設後38年が経過しており、立地場所が臨海部に位置することから、経年以上に老朽化が進んでいる状況でございます。

今後の対応方針については、建物の耐用年数が残り7年となることから、現在の管理や応募状況、県内の公営住宅の現状等を分析し、建てかえ、家賃補助、用途廃止などを含めて検討してまいります。

次に、海の駅九十九里の会計処理についての御質問にお答えします。

前指定管理者の会計処理並びに収益金の納付見込みについての御質問ですが、前回の定例会でも回答しておりますが、海の駅九十九里の平成28年度までの利益剰余金のうち、1,000万円を7月19日に寄附いただいているところです。

なお、寄附後の平成28年度及び平成29年度、平成30年4月までの利益剰余金については、

平成30年4月分の海の駅九十九里の決算が確定した後、その取り扱いを協議することとなっております。

以上で、高木輝一議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず1番目として、財政健全化に向けた取り組み方針について再質問をさせていただきます。一括で質問いたします。

2025年になると、団塊の世代が大体75歳を迎えます。団塊の世代がピークを過ぎていくと、今までその世代が突出していたんだけど、徐々に滑らかになっていきます。そうすると、要は人口減少、それと30代から50代の働き手、この方々がやはり少なくなってくるという状況が見込まれると思います。

2040年、2060年の人口推移がどのように変化するのか、やはり統計と予測をしっかりと把握していただけないと、行政がなくなってしまう懸念があると思います。

今いろいろ言われていますけれども、先ほど銚子の例も申し上げましたけれども、夕張の、今破綻先、破綻先です、もうだめだと。銀行の融資からすれば、正常から破綻先、一番最悪の状態と、そこになりかねないというような状況です。

この町において、財政再生基準である20%を超える金額というのは幾らになるのか。それをまず1点。

それと、本当の、今申し上げましたけれども、当町の現状は全く問題がないのか。東千葉メディカルセンターの財政支援、やはり限界がある中で次期ごみ処理施設事業を計画していて本当に大丈夫なのか、今後の10年間の見通しを、取り組み方針について町長に再度質問をいたします。お願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、今、20%を超えるときはということでございましたけれども、これは議員も御存じのとおり、実質赤字比率というものの計算をするには、標準財政規模と実質収支額というもので割り算をしていくということになります。

この実質収支につきましては、一般会計、給食会計、病院会計、それぞれの実質収支の合計ということで出しますので、平成29年ですと3億4,228万5,000円というようなものが実質収支額として出ております。

しかし、これは毎年変動するものでございますので、これを20になったときにはと、20%というふうに割り算で逆に計算するのは非常に困難でありますので、申しわけございませんが、今の時点でこうですという数字的なものをお示しすることはできません。ただ、前々プライマリーバランスというような言葉で議会の席でもお話が出ていたかというふうには思いますが、これについては、町のプライマリーバランスの考え方としまして、公債費、これは起債の償還金を除いた歳出と、地方債、これは起債を起こす額です、これを除いた収支のバランスということになるかと思えます。ですので、ここで平成26年からずっと見ますと、26年も7,000万円のプラスになっています。27年ですと3億2,700万のプラス、28年で3億7,700万のプラス、29年で6億1,300万のプラスというようなことですので、国が言うようなプライマリーバランスということ町に当てはめた場合のマイナスというものは、近年では発生していないということでございますので、こういう部分では、財政部分で先ほどの20%になったらというような収支の部分とあわせて、当面は赤字に陥るといような状況にはないというふうには思いますが、いずれにしろ、議員御指摘のように収入が限られているという中でございますので、支出については、十分検討をしながら、心配されているようなことの起きないように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

要は、破綻懸念とか、そういうふうにならないように、やはり今後10年の間にどんどん変化していきます。その変化に対して的確に対応していただかないと、こうやって赤字になってしまいましたでは、結果として許されませんから、それはやはり、事前に取り組むべきことは取り組んでいただかないと、全体の、町行政の、31年度の予算編成に当たっても、財政健全化をやはりメインにさせていただいて、いかに削ったのか、いかに事業仕分けしてこういうふうになったとか、結果として示せるようにやってください。ぜひ要望します。

時間がどんどんなくなっちゃうのではしょっていきますけれども、発注工事における現状と課題。

かたかいこども園増改修工事、落札率98.9%と、もう100%に近いということは、これは問題じゃないかなと思えます。

それで、せんだっても、今年の1月28日、このかたかいこども園の入札について採決をとって、その後に何かマスコミに対してこの問題が投稿されましたよね。かたかいこども園が

採択されちゃったけれども、議員の兼業禁止に抵触していないのかとか、これほどひどい官製談合、行政との癒着が疑われる、こういう問題ではないんですかということ、要は一般町民の方が言われているわけです、社会の木鐸と、要は社会の人々を目覚めさせて、教え導くということが必要だと、あと義憤にたえないという言葉がうたわれていました。道に外れたことに対する怒りというふうに私は判断しましたがけれども、やはりこういったことがあってはならないということの中で、100%近いこの工事について、どういうふうに考えているのか、再質問します。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本町の工事積算に使用しております基準書等は、国、県の積算基準及び単価や刊行物として公表されており、最近の積算ソフトの普及により、入札業者において精度が高い積算が可能となっております。

入札に際しましては、予定価格や最低制限価格を設定してございます。町としては、決めました予定価格と最低制限価格、この範囲内において落札業者が決定されたものと認識をしております。

なお、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものの中で、行政での、計算上出てきた設計額の歩切りと過去言っておりましたけれども、さらにその額から何割カットというような、こういうことはしてはならないというふうに示されておりますので、設計、積算、出てきたものをもとに、適正に予定価格のほうは定められているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

いろいろ積算をきちっとやっているということの表現ですけども、98.9%というのは非常に高いと思います。この辺は言われる前に、何かやはりきちとした対応をとれるような、これが妥当なのかを私はちょっと理解できないですよ、98.9%、100に近い落札率。これはもう一回見直してくださいよ。私たち議員もやはりこれを見直して調査していかなくちゃ私はいけないと思っているんです。要は税金の無駄遣いがされていないかどうか。その辺をやはりしっかりと全体で把握していかなければ私はいけないと思います。

逆に、ちなみにガスホルダー一点検は85.2%ということで、これは最低価格ですよ、最低価

格85%、これに沿って、それで関東建設という受注業者であれば、点数は非常に高いと思います。

ですから、この85.2%で入札をすれば、必ずやその業者が指名を受ける、点数的にも非常に高いと思われます。その辺は今度逆に防災行政無線整備工事、これも85%近いと。私は、公表がされないけれども、28年度が何で公表されなくて29年度はやるんだということでは、ちょっとやっぱり考え方が違います。今までの発注工事に対して開示すべき内容だと私は考えております。ですから、工事の高い98.9%、100%に近いものと、最低価格85%に近い価格に持っていくということがどういうことなのか、私はちょっと理解ができないので、その辺を再質問させていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

○議長（浅岡 厚君） ガス課長、中村吉徳君。

○ガス課長（中村吉徳君） 我々ガス課においては、工事予定価格をもとに最低制限価格を設定しておりますが、ガスホルダーの開放検査におきましては、1者は最低価格を下回っておる会社も、失格となっておるところがございますので、そちらのほうを考えると、決して落札率が低いとは言いがたいと認識しております。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この辺の落札率については、これからもどんどん注視していきたいとは思いますが、11月29日に、何か12月の県議会の定例会にやはり上程されるようではございますけれども、千葉県の談合事件を受けて、職員倫理条例案が提出予定だと。県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないと、不信を招くような行為、だから疑われるような行為をしちゃいけないんだよ。その中で、業者から金品贈与は免職だというふうになっております。

ですから、千葉県というのは、防災行政無線、これも多分あったかと思えます。事件として。ひとつ今後も調査をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、東千葉メディカルセンターの現状と課題について。

要は、データ化を再々お願いしているんですけども出てこない。これは何とかならないか、その辺をちょっと答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、東千葉メディカルセンターでは、段階的に病床を開床している過程でございます。また、各病棟が単独の診療科としてなっていないことによりまして、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、人件費であるとか材料費、さらには手術や検査の費用を割り振るための基準を定めることが困難な状況であるというふうに聞いてございます。

また、他の病院の事例によりまして、専用のシステム、アプリケーションソフト、これらを活用して経費を積算しているといった病院もあるようでございます。それ相応の費用と時間を要しているというふうに聞いてございます。

したがって、診療科ごとのデータの開示につきましては、先ほど町長答弁にもございましたとおり、現在、収益のみをお知らせしておりますが、今後、実施の方法であるとかそういう検証も含めまして、引き続きメディカルセンターと協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この東千葉メディカルセンターに対して、東金市と九十九里町、要は設立団体として広報紙に都度載っております。東金の場合に、8月15日には、このように一面使って今のお金の出し入れどういうふうになっているの、決算状況どういうふうになっているのと、一つ一つ数字が出ております。12月1日にも、この半年間の実績がどうなんだということで、東金の場合には出ております。九十九里の場合には、本当に簡単に4年間で赤字額が57億300万だというようなことを言っていますけれども、東金の中で、経営的には難しく、政策的医療の分野という中で、救急医療、周産期医療、小児科医療、この医療がやはり負担になっているということで、東金の広報に出ているんです。ですから、この3分野がどのぐらい毎月赤字に貢献じゃないけれども、負担になっているのか、その辺をもっと明確に私にさせていただきたいと思えます。

ちなみに、昨日町民の方から、債務超過となった要因、要はどういう状況かというのがわ

かっていないんです。過去4年間の。過去4年間の繰越損失がマイナスの57億270万ですよというふうに申し上げましたところ、びっくりしていました。これ町民みんな知っているのかというふうに私は言われました。

せんだっての、いろいろ住民説明会等開催がされておるようですけども、この東千葉メディカルセンターの内容になると、町長が発言しようとする課長が抑制したり、あとは町民に、その地区の方に聞くと、何を言ったかわからないというような状況が話の中になりました。

本当にこの東千葉メディカルセンターの状況について、行政の方々がわかっているのかどうか、その辺から今度質問していきたいと思います、私は。これがないと、こういう東金の広報みたいな形で出すと、職員が回答できないと思うんです。そこが私は問題だと思っているんです。ですから、今後どのように債務超過額30億と、あとは資本金9,500万、その対応も、私はこの30年度の中で考えていかなくちゃいけないんですけども、町民に対する説明もほとんどされていないという状況だと思います。その2点について課長にお尋ねします。

町長、回答できますか、答弁できます。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、東千葉メディカルセンターの経営状況、これにつきましては、損益収支等々の数字だけではなく、全員協議会等で増田理事長から御説明があった、法人の経営努力についてもあわせて説明をする必要があるというふうに考えております。

このため、どのような広報が可能であるのか、引き続き検討してまいりたいと存じます。

なお、町職員に対しましてのレクチャーでございますが、庁議の場において、昨年度の決算状況であるとか、今年度上期の状況について説明をさせていただいたところでございます。

また、資本金の増強策というお話でございますけれども、法人の監査の報告におきましても、将来にわたり安定的に病院運営を継続していくためには、資本金の増強というものが最重要課題であるというふうに指摘されておりますので、設立団体といたしましても、その必要性を強く認識しているところでございます。

また、県との追加支援に向けた協議におきましても、本件につきましては、これまでの経緯も含めた中で、情報の共有は図られている状況でございます。現在の取り組みといたしましては、まず、経営の改善を進めて収支の均衡をさせることを優先とした中で、今後、県との協議あるいは経営健全化会議の場におきまして、追加財政支援を活用するに当たって、ど

のような資金の注入がメディカルセンターの経営改善に効果的なのか、資本金の増強もあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

先ほど町長からも答弁いただきましたけれども、資金ショートしないことが当面の課題というふうに説明を受けましたけれども、資金繰り表は、都度、全員協議会の際に必ず添付してくださいよ。これは要望します。それで何で資金繰りが足りないとか、足りているとか、何でわかるんですか。私は非常に疑問です。ですから、都度、定例会の前に、資金繰りがどういうふうになっているか、きちっとお示しいただきたいと思います。

次に、次期ごみ処理施設の事業計画、これについてですけれども、建設費、調査費を含めて148億円というふうに想定されていますけれども、一部に聞くには200億は超えるだろうと。きのうの新聞で市川も延期を決定したと。当初289億円の、あれだけの人口で289億円だったんだけれども、これが約100億円超過するだろうと、資材、人件費の高騰ということの中で、この計画を本当に進めちゃっていいのかどうか、全く議論も、市民に、議会に対しての説明もほとんどされていない。住民に対してもほとんど説明がされていない状況の中で、本当にこれを進めちゃっていいのか、まず、そこが一つ私は問題だと思います。

そして、要は工事の施工業者も何か決定しているようなことも私は耳にしておりますけれども、これは本当なのかどうか。ありきの話で進めては、私はまずいと思うんです。ですから、一旦停止をしていただく。再検討のための停止をしていただく。何で東金につくらなくちゃいけないんですか。

（「質問をまとめると」と言う者あり）

○1番（高木輝一君） すみません、ありがとうございます。

そういったところで、本当にこの事業計画がいいのかどうか、それがまず第1点。

平成30年度、31年度、32年度の支出される見込み額も出ているということなんですけれども、そのうちの当町の負担額、この辺も含めてお願いをしたいと思います。設備検討が本当にされているのかどうか、3点、簡単で結構です。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員御心配のとおり、本町の厳しい財政状況の中、事業の効率化の向上に努められるよう、

組合のほうに常に要望していきたいと考えております。

それと、本町の負担額についてですけれども、新施設に係る経費につきましては、平成30年度が6,097万9,000円、平成31年が8,836万3,000円、これ見込みで、このうち構成市町村からの分担金は、平成30年度が5,096万8,000円、平成31年が7,074万1,000円でございます。この分担金の算出基準につきましては、均等割が10%、応益割が60%、応益割につきましては、前々年度のごみの搬入量から算出されております。人口割が30%、前年の4月1日現在の住民基本台帳の人口による負担割合の構成となっております。

九十九里町の分担金は、平成30年度が8,833万8,000円、平成31年が1,133万円で、これは見込みでありますけれども、ある意味。平成26年度から新設建設分の分担金を支払っている状況でございます。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は14時30分です。

（午後 2時15分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

○議 長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、9番、善塔道代君。

（9番 善塔道代君 登壇）

○9番（善塔道代君） 9番、善塔道代。

質問に入る前に、私ごとですが、自分の不注意で左足を骨折してしまい、皆様に御心配と御迷惑をおかけしました。議員の皆様を初め職員の皆さんのおかげで3階まで上がることができ、ここに登壇することができました。本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。身をもって足の不自由な方の気持ちがわかり、バリアフリーの重要性を強く感じております。今議会、皆様に大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、平成30年12月定例議会において質問をしてみたいです。町民からいただいたお声をもとに質問してみたいので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、健康増進についてお伺いします。

1点目の、健康マイレージについて。

町民の健康づくりを促進する健康マイレージは、日々の運動や食事などの生活改善、また、健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市町村で決定した健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると得点を得られるものでございます。全国でも市町村協働事業として、健康づくりにつながる取り組みを実践することによって、マイレージポイントを獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者に、市内協力店でさまざまな特典サービスが受けられる優待カードを交付する、健康マイレージ事業を開始したり、各種健康診断の受診や運動、また、イベントや講座への参加など、自己申告の上ポイントを得ることができ、一定のポイントがたまったら、応募による景品交換や、また、協力店でのサービスが受けられるというもので、ポイントカード付きのチラシを全戸配布して住民の健康づくりを推進している自治体もあります。

この健康マイレージ事業につきましては、以前にも同様の質問を何度かしております。当時の住民課長から、関係部局が共通理解を持ち、工夫することができれば、健康づくりの励みとして健康マイレージの導入も考えられるものと、前向きな答弁をいただいております。その後の進展状況と今後の取り組みへのお考えをお聞かせください。

2点目に、短期人間ドック補助金の拡大について。

人間ドックは、病気の早期発見だけではなく、健康状態をチェックすることによって、日ごろの健康管理や生活習慣の改善に大きく効果があります。

本町の短期人間ドックを受診した被保険者に対し、35歳以上の方に3万円の助成があります。郡内自治体の中でも3万円が一番低いです。補助金の拡大については、以前も質問しましたので、その後の進捗状況をお聞かせください。

3点目に、高齢者のフレイル予防について。

高齢化が進む中、介護が必要になる手前の活力が低下した状態、フレイルへの関心が高まっています。フレイルとは虚弱を意味し、要介護に至る前の、筋力や活動が低下し始めた状態を指します。この段階なら回復可能と啓発しています。

本町でも、介護予防としてたくさんの取り組みをされていることはわかっております。とてもありがたいことです。体操はもちろん、人と会うこと、話すことがとても重要です。地域ぐるみの運動として、皆が参加して初めて可能となるものです。

フレイル予防についてのセミナーや講座を開催していただくか、町で取り組んでいる講座

の中にフレイル予防を入れていただくということなど、地域ぐるみの運動として取り組むことを提案しますがいかがでしょうか。当局の御見解をお聞かせください。

2項目めに、がん対策についてお伺いします。

1点目に、乳幼児健診による小児がんの早期発見について。

我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は、年間に2,000から2,500人と少ないが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では、小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は、適切な医療を受けられないことが懸念されています。

国では、昨年より、全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。そこで本町では、小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

2点目に、AYA世代のがん対策について。

国立がん研究センターが、15歳から39歳のAYA、思春期・若年成人の世代で発症しやすいがんの詳細な集計を初めて公表しました。15歳から19歳の1位が白血病。20歳から29歳は胚細胞腫瘍、性腺腫瘍、30歳から39歳は女性乳がんとなっています。AYA世代のがん対策は、小児や中高年に比べ診察体制や支援内容が不十分と指摘されています。本町において、AYA世代に対しどのような認識を持って対応しているのか、当局の御見解をお聞かせください。

3項目めに、学校トイレの洋式化についてお伺いいたします。

災害時に避難拠点となる、公立小・中学校に多い和式トイレについて、政府は高齢者らが使用しやすいように、洋式化を急ぐ方針を決めたと読売新聞にありました。9月の北海道地震や2016年の熊本地震のとき、数少ない洋式トイレに高齢者が、被災者が列をつくる事態が起きたため、4割にとどまっている洋式トイレの割合を、今後3年以内に8割まで引き上げる方向で検討を進めているそうです。

洋式化の利点は、災害対応だけではなくありません。洋式化により、和式を避けてトイレを我慢する児童・生徒が減り、学習効果の高まりも期待できると言われております。そこで、本町の小・中学校の洋式トイレの設置状況をお聞かせください。

4項目めに、交通安全のカーブミラーについてお伺いします。

冬の季節は、特に結露、降雨などの悪天候時には、ミラー鏡面が曇りやすくなり、見えに

くくなります。早朝や夜間など、左右に車が来ているのか不安ながらも運転した経験をされた方も多いのではないのでしょうか。特に早朝は、通勤や児童・生徒の登校中で、車に巻き込まれる可能性があると思います。ステンレス鏡面に光触媒超親水処理を施すことで防曇・防滴効果を実現し、水滴による光の乱反射と汚れの付着を防ぎ、良好の視認性を確保し安全性を提供できる光触媒親水性クリーンミラーを設置している自治体があります。本町でも、水滴、汚れ、曇りを防止する、この画期的な光触媒親水性クリーンミラーの導入をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。

○議 長（浅岡 厚君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えします。

なお、学校トイレの洋式化についての御質問は、後ほど教育長から答弁いただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに健康増進についての御質問にお答えいたします。

1点目の、健康マイレージについての御質問ですが、健康マイレージは、平均寿命が延び、高齢になっても健康で自立した生活を送るための健康寿命に関心が高まる中、住民の健康づくりのきっかけとして、町が取り組むべき有効な手段であると考えております。この制度は、各種健診の受診や自主的な健康づくりへの取り組みにポイントが付与され、商品などと交換するもので、楽しみながら健康づくりに取り組める制度でございます。医療費の削減や商品などの工夫により、町の活性化も期待できることから、取り組みについて積極的に検討しておるところでございます。

2点目の、人間ドック補助金の拡大についての御質問ですが、九十九里町の短期人間ドック補助金は、国民健康保険に加入している35歳以上の被保険者が受診する場合、一律3万円を助成しております。補助上限額を比較しますと、山武郡市内では低い状況ですが、千葉県内では、3万円を超える補助を実施している市町村は約半数という状況でございます。

補助金の拡大は、これを契機として、これまで受診を控えていた詳細な健診項目まで受診しようとする受診者を増やす要因にもなりますので、検査内容や実施方法を精査の上、その効果を検証するなど、引き続き検討してまいります。

3点目の、高齢者のフレイル（虚弱）予防についての御質問ですが、フレイルとは、加齢に伴い、筋力や認知機能などが低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことで、食事療法や運動療法によって健康に戻すことができる状態でもあるとされており。

町の取り組みとしては、筋肉や関節などの運動器の機能向上と栄養改善、そしゃくや嚥下などの口腔機能の向上を目的としたプログラムを組み合わせた体操教室を実施し、高齢者が要介護または要支援の状態となることを予防しております。

次に、がん対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、乳幼児健診による小児がんの早期発見についての御質問ですが、小児がんについては、成人のがんとは異なる対策が求められており、本年3月に閣議決定された、がん対策推進基本計画においても、十分な診療体制の構築について検討を行うこととされています。

しかしながら、現段階では、国において検診体制の構築についての議論までには至っていない状況でございます。このため、今のところ、町の乳幼児健診にも小児がんの検査項目はございませんが、国の動向を注視するとともに、幼児健診や家庭訪問を通じて所見が見つかった場合には、医療機関への受診勧奨を進め、早期発見と早期治療につながるよう努めているところでございます。

2点目の、AYA世代のがん対策についての御質問ですが、国は、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっていることを受けて、5種類のがんについて、市町村事業として行われるよう、がん検診指針を示しております。

本町においても、この指針に沿ってがん検診を実施しているところですが、若年層の罹患者はがんの進行が速いことから、胃がんや大腸がん、乳がんのがん検診を、国が示す推奨年齢をさらに下回る20歳から対象としております。

また、昨年度から、ちば県民保健予防財団との共同事業として、検診を活用したモデル事業を実施し、新しい検査項目を取り入れることで、がんの早期発見に努めているところでございます。

次に、交通安全のカーブミラーについての御質問をお答えいたします。

光触媒超親水性ハイドロクリーンミラーの設置についての御質問ですが、現在町では、町内の見通しの悪い交差点等にカーブミラーを設置し、交通事故防止に努めております。しかしながら、現行のカーブミラーは、悪天候時などにはミラー鏡面が曇りやすく、視認性が低下するなど問題がございます。

これに対し、最近開発されたハイドロクリーンミラーは、曇りにくい鏡面処理が施されていることから、視認性の確保を図れる製品とされております。しかしながら、既存のカーブミラーと比較して設置費用が割高になることから、費用対効果を見極めながら導入について検討してまいります。

以上で、善塔道代議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、学校トイレの洋式化についてお答えをいたします。

小・中学校の洋式トイレの設置状況ですが、平成30年8月現在で、豊海小学校は、校舎の男子トイレに4基、女子トイレに12基、多目的トイレに1基、体育館の男子トイレに1基、女子トイレに1基が設置されており、小便器を除く設置率は57.58%でございます。

片貝小学校は、校舎の男子トイレに2基、女子トイレに2基、体育館の男子トイレに1基、女子トイレに1基、多目的トイレに1基設置されており、小便器を除く設置率は18.92%でございます。

九十九里小学校は、校舎の男子トイレに7基、女子トイレに7基、体育館の男子トイレに1基、女子トイレに2基、多目的トイレに1基設置されており、小便器を除く設置率38.3%でございます。

九十九里中学校は、校舎の普通教室棟と特別教室棟を合わせて、男子トイレに6基、女子トイレに19基、多目的トイレに2基、体育館の男子トイレに2基、女子トイレに5基設置されており、小便器を除く設置率53.13%を整備しております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

それでは、1項目、1点ずつ再質問をさせていただきます。

初めに、健康マイレージについてですが、健康マイレージ事業で健康づくりに励めば、健康診断の受診率の向上、また、日常生活の改善などで医療費や介護費の抑制にもつながると思います。先ほど町長から、取り組みについては積極的に検討していると、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、具体的にはどのような取り組みを検討しているのか、答弁をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 健康マイレージについてお答えいたします。

健康マイレージは、先進事例を参考に検討を重ねてまいりました。その中で、健康ポイント事業を、国民健康保険で試験的に実施することを検討しているところでございます。

事業内容といたしましては、国民健康保険の20歳以上の被保険者を対象とし、ポイントの対象となる取り組みといたしましては、特定検診などの受診、自主的な健康づくりへの取り組みを対象といたします。一定ポイントの達成者には、記念品を贈呈することを考えております。無理のない取り組みということで考えております。

この事業は、将来的には、健康なまちづくり、健康マイレージに向けての試験的な実施と位置づけて検討しております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、試験的にということ、まずは国民健康保険から始めるということ、特定検診などの受診ということでありましたけれども、ボランティアとかそういうのはまだ全然考えていなく、まずは特定検診の受診から始めていくというだけのことなのか、それ以上のことも考えているのか、ちょっと後で答弁いただきたいと思っておりますけれども、この健康マイレージ事業は、本来、町民の皆さん全体の事業です。不公平になってはいけないと思っております。

昨年3月議会で質問したところ、町長から、国民健康保険の被保険者に限定せず、地域ぐるみ、町民誰もが参加できる事業として、関係部局と連携をとり、検討してまいりたいと言われておりました。

そこで、町全体としての取り組みを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。2点、すみませんけれども、先ほどの特定検診だけなのか、ほかにまだあるのか、それと町全体はどうなのか、お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 最初に御説明しましたとおり、まずは始めてみようというところでございます。そこで、わかりやすいというところで特定検診やがん検診などのことを対象にいたしますが、今後は、議員のおっしゃっていただいたとおり、さまざまな事業、先進地のほうでは、確かにボランティア活動ですとか介護ですとか、あと公民館活動ですとか、かなり幅広くやっておりますので、今回やったことを実績に、町民の皆様の反響なども取り入

れまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもございましたように、町民の健康の大切さというものを住民の方に認識していただくということは、医療費の抑制はもとより、今後より一層高齢化が進む中で、健康寿命を延ばす介護予防の取り組みにもつながると理解してございます。

私どもといたしましても、今回、国民健康保険の事業の中で検討が進められておりますこの取り組み、いわゆるこのインセンティブ制度が町民にどのように受け入れられていくのか注視をするとともに、今後の拡充に向けて研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

わかりました。一步進んできたのかなということがわかります。

それでは、国保の方から取り組むということですので、早速来年度から始めていただくことを望みます。

また、健康マイレージ事業のよさを知っていただき、平等になるよう取り組みをお願いいたします。

次に、短期人間ドックの補助金についてですが、前にも質問して1年以上たったのかな、ありましたけれども、あのときもなかなかできない状況がありまして、いつも近隣自治体の動向を見てとかと答弁ありますけれども、これに対しては、郡内最低の中でも全然一緒になろうとしない、ただ、今答弁の中で県内3万円は半数だということだけれども、県内じゃなくて、一番近いのは近隣自治体なので、郡内を見て行っていただくことも考えていただきたいと思うんですけれども、郡内自治体で補助額を7割、8割、また、上限を5万円または4万円となっています。本町はこの3万円を一番低く、下限というのか下にもって、補助額と上限を決めていくことはできないのか、再度お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 短期人間ドックについてお答えいたします。

国民健康保険という縛りでお答えをさせていただいてよろしいのでしょうか。

短期人間ドックにつきましては、前回御質問をいただいたときに、1年以上の加入期間と

いう縛りを外させていただきまして、全ての方が年1回、いずれかの検診が受けられるようにというところで配慮をさせていただきました。

ちょっと御質問から外れて恐縮なんですけど、ただいま検討していますのは、もう少し若年の方にも受けていただきたいというところで、35歳からという縛りをできれば30歳ぐらいまで引き下げたいなというふうには考えております。

また、補助額についてなんですけど、確かに県内では中程度だと思いますけど、郡内では少し低いという御指摘がございますので、人間ドックの保健事業としての役割をよく考えて、また、他制度との整合性ですとか、被保険者間の公平性なども考慮させていただきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今答弁いただいて、縛りを緩和してくださることはありがたいことなんですけれども、何ができないのか、何でできないのか、そこは答弁お願いしたいんですけれども。どうして郡内のところで合うことができないのか、3万円だけをずっと言っているのか、何が根底にあるのか、ちょっとそこを聞かせてください。国保の基金を活用するということはできないのかどうか、再度お願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 国民健康保険についての御質問ということで、基金の活用等は考えないのかというところでございますが、短期人間ドックにつきましては、国民健康保険と、それから後期高齢者医療制度についても同額を補助させていただいております。ですので、国民健康保険の基金を財源として考えた場合には、ちょっとその制度が違う場合にどうするのかというところがございます。

国民健康保険における短期人間ドックは、保健事業として財源といたしましては基本的には保険税が財源でございますので、国民健康保険の被保険者の皆様の御承諾が得られれば、引き上げをすることは実は可能だというふうに考えております。そこでほかの制度との整合性というところ、あるいはまた、特定検診を受けていただいている被保険者の皆様との公平性というところも考えてございます。

また、ちょっとこれは少し先の懸念かもしれないんですけど、30年度、制度改正が始まりました。事務や国保財政の標準化が進みますので、もしかしたら保健事業についても統一化が

図られるかもしれない、これは懸念の範疇ではございますが、そういうことも考慮してございます。

年齢とか制度とかで、もし補助額に差があることに抵抗がないということであれば、御審議の上、補助金についても検討することは可能かなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

何度か言っても同じようなことだと思うんですけども、やはり前も言ったように、6年ぐらいにもうなっちゃうのかな、5万円だったものが、基金が底をついて3万円になったということで、当時はそんなに人間ドックを受診する人がいなかったというのもあるかもしれないので、今結構受診している人が増えたということは、かえってありがたいことだと思うんですよね。自分の体をそれだけ検診を受けるということは大切だと思うし、規定のところよりもさらに高度、少し上のランクの受診を受けようという人もいると思うんですよ。一つの受診の内容だけじゃなくて別の、MRIを撮りたいとかほかのコースがあると思うんですけども、それに対してはすごくまた高額になりますので、やはりいろんな病院でも金額的に違いますけれども、やっぱり自分の体を検診を受けるためにも、そういうところからも考えてあげるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、フレイル予防について。

柏市では、2015年から、市民向けにフレイルチェック事業を展開し、年に50回ほどチェック講座を開いているそうです。講座では、指輪っかテストとイレブンチェックによる簡易チェックを行い、その後、筋力測定や滑舌テストなどの深掘りチェックをします。

指輪っかテストとは、両手の人差し指と親指でつくった輪で、自分のふくらはぎの一番太い部分を囲んでみる、隙間のある方がスリムでよいと思うかもしれませんが、違います。筋肉量が少なくなっている可能性がある所以要注意です。このようなテストを行って、また11項目のチェックリストを行うことによって、フレイルのリスクが高いかどうかわかります。

このようなフレイル予防を本町でも取り入れてみてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

現在、町が取り組んでおります高齢者フレイル対策といたしましては、保健センターそれ

からちどりの里、つくも学遊館で開催しております、介護予防の体操等々が挙げられようかと思えます。

先ほど議員が御提案していただきましたフレイルチェック、いわゆるイレブンチェックというものでございますけれども、これは、低下した身体機能を的確に把握することで、効率的に機能改善が図られるものというふうに考えてございますが、柏市などの先進的な取り組みの事例、こういったところを参考に、今後の課題として調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、指輪っかテストによる筋力の低下などによります簡易的なセルフチェックにつきましては、早々にも実施が可能であるというふうに考えてございますので、まずは手始めに本町で実施してございますはつらつシルバークラブの方々に提案をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、担当課長のほうから、早々にもこの指輪っかテストとかイレブンチェックテストが実施できるということを答弁いただきましたので、お願いいたします。

75歳以上の世代の8割近い人が、自立した生活が徐々に困難になって、介護を必要とするようになることが予想されているのです。したがって、徐々に生活機能が低下する虚弱化、フレイルを少しでもおくらせ、たとえ2年でも3年でも、健康寿命の延伸を図っていくことは喫緊の課題となっています。まずはフレイル予防についての普及、啓発をお願いいたします。

それでは、小児がんの早期発見についてですが、小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は、出生時1.5万人から1.6万人に1人と少ないが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは、家族が子供の目の異常に気づき、受診に至っています。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。

腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多く、そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につなげることができます。

そこで、乳幼児健診の間診の中に目の項目があるようですけれども、その中で、白色瞳孔を見ているかどうか、お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

白色瞳孔検査につきましては、瞳孔が白く見えるために保護者が発見できる場合があり、処置をすることで網膜芽細胞腫の早期発見につながるものと理解してございます。

町では、出生後の母子保健指導といたしまして、こういったリーフレットをもとに保健師から直接の説明をしているほか、生後6カ月ごろに行われております乳幼児健診、この場におきましても、保護者によるセルフチェック項目に加えて、所見があるようであれば眼科への診療を勧奨しているところでございます。

また、議員の御質問にありました乳幼児健診では、医師による検診項目の中に、確かに目という項目がございます。しかしながら、日常の観察の中でこの異常を見逃さないということが大切であるというふうに考えておりますので、今後も引き続き、啓発活動を中心に進めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

わかりました。適切な医療受診のおくれが懸念されていることから、早期発見に向けた住民への啓発が重要となります。また、小児科がんの中でも網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、乳幼児健診でチェックできれば早期発見につながることでございますので、よろしく願いいたします。

次に、AYA世代のがん対策について。

若尾文彦がん対策情報センター長は、AYA世代に対するがん対策が非常におくれていると言わざるを得ない。AYA世代特有の問題である、学業や就職、結婚といった人生の節目を乗り越えていくための支援策も不十分、特に、高校以降になると、治療や学業の両立が可能な学校は限られている。就職についても、がんと共存しながらの就労に不安を抱えている人は多く、社会全体も受け入れる体制が整備されていない。何より、AYA世代のがんに対する認知度がまだ低いと言われております。

本町のAYA世代における具体的な取り組みをお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、国が指針で定めておりますがん検診5項目につきましては、胃がん、子宮頸がん、

肺がん、乳がん、大腸がんの、この5項目でございます。このうち、思春期、若年成人の罹患率が高いとされております子宮頸がんにつきましては、国の基準と同様に、二十歳からを対象としてございますが、乳がん、胃がん、大腸がんにつきましては、国の基準が40歳以上を対象としているのに対しまして、本町では基準年齢を二十歳まで引き下げて受診の勧奨をすることで、がんの早期発見、それから早期治療に努めているものでございます。

議員のおっしゃるとおり、AYA世代のがんにつきましては、就学や就職あるいは結婚、出産、育児期の特徴のあるライフステージに当たるものですので、本町におきましても、国の動向に注視をするとともに、一層の受診勧奨を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

本町でも多くのがん検診を実施していただいております、今課長から答弁いただいたように、二十歳から対象にがん検診を行っていただいているということで、どこの自治体よりも二十歳からというのは、なかなかないところをやっていることは本当にありがたいと思います。

でも、そういうことですけれども、なかなか二十歳から40歳の間の人たちの検診は進んでいないと思います。また、意識も薄いのが現状だと思います。がん対策の中でも、がん教育が大切ではないでしょうか。日本人のがん検診受診率に関し、受診率約80%の欧米に比べ、日本では非常に低いと指摘されております。

その原因として、がんに対する正しい理解が十分にされていないことが考えられるとして、学校現場でのがん教育の推進が要望されております。がん教育を通して、がんの基本的な発生メカニズムや正しい知識を得ることで、検診の重要性を理解することが大切と考えます。

がん対策全般においてですが、本町の学校教育の中においてもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局主幹、内山茂樹君。

○教育委員会事務局主幹（内山茂樹君） お答えいたします。

善塔議員の御指摘どおり、AYA世代のがん対策として、その世代の受診率を上げるには、さらに若いうちから教育をしていく必要があるというふうに考えております。

現在、本町のがん教育につきましては、小学校では保健の学習、それから、中学校では保

健体育の授業で、生活習慣や喫煙などに関連づけて学習しておりますが、2021年度から実施されます中学校保健体育科学習指導要領には、指導内容に関して、がんについても取り扱うものとする明記されております。このため、県では教職員を対象に研修を開催するなど、学校教育におけるがん教育の今後、一層の理解を深めるように努めております。

また、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮することとなっております。

今後、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

がん教育は、教科書どおりじゃなくして、先進地とその学校によっては、早くから取り入れているところが多いんですね。先ほど主幹から答弁いただきましたけれども、子供を通して親のほうにお話がいくことがあって、がんとは怖いものじゃないんだと、早期発見、早期治療をすることによって命は守れるんだということを、素直な子供たちから家族との会話が進めば、またその若い世代、そしてまた、町民、家族の人たちも検診を受けることが進められると思います。

遺伝子や細胞分裂等を広く学びながら、中学生からがんの知識を持つべきであることが重要であると重ねて指摘されています。15歳からAYA世代です。がんに対する正しい知識を学ぶ機会を増やすとともに、充実したがん教育の実施を計画し、その実施は即受診率アップにもつながると考えますので、学校教育または一緒に健康福祉のほうで、AYA世代のがん対策について考えていただくことを提案いたします。

それでは、学校トイレの洋式化についてですが、先ほど教育長のほうから、洋式トイレの設置状況の答弁をいただきました。聞いたように、全体ですけれども50%未満ということになりますよね、全体でいくと。にとどまっているようです。

特に、片貝小学校は18.92%。私の調べによると、豊海小学校と九十九里中学校は、和式と洋式はほぼ半々で、50%を超えておりますが、片貝小学校では、これちょっと女子トイレだけになりますけれども、1階の女子トイレは、和式トイレが6基ある中、洋式トイレは1基のみ、2階の女子トイレは、和式トイレは13基ある中、洋式トイレはたったの1基しか設置されておられません。九十九里小学校も、女子トイレでは全体に和式トイレ21基、その中で

洋式トイレは7基と3分の1程度です。このような状況で、御家庭においてはほとんどが洋式トイレを使用している中、児童はもちろん、先生たちも不便をしているのではないのでしょうか。

また、洋式トイレの水道料金は和式トイレの半分であり、コスト削減も考えられますので、洋式を進めていただきたいと思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

校舎等のトイレの洋式化につきましては、先ほど教育長答弁にもありましたが、片貝小学校、また九十九里小学校が、その設置率がいまだ5割に満たないのが現状でございます。

議員おっしゃるとおり、特に片貝小学校、18.92%と低いため、今後、計画的かつ優先的に整備を進めてまいりたいとは考えております。ただしかし、学校施設の整備につきましては、小学校体育館のつり天井落下対策、また、今後製造、輸入が禁止される予定の水銀灯の改修など、多額の費用を要する事業の実施が見込まれるため、今後、財政部局と協議をしながら、早期の洋式化に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

トイレと、また先ほど局長が言っているつり天井の関係とは全然違うものですよ、それぞれはなくてはいけないことで、確かに大変だと思います。みんなやらなきゃいけないんですよ。でもやはり、基準的にもこのトイレの洋式化は、もう何年も前から言われてきていると思いますので、少ないところから始めるべきだと思います。

先ほどは校舎のトイレをお聞きしましたが、ちょっと今つり天井の話になっちゃいましたけれども、体育館はいかがでしょう。各学校では、男女ともども1基ずつ設置されているようですが、災害のときは体育館が避難所として利用するわけですので、中学校を初め、今後、体育館の洋式化をどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） 議員おっしゃるとおり、体育館のほうも考えていかなければならないと考えています。

体育館につきましては、避難所として活用することもありますので、校舎トイレの洋式化とともに防災部局、財政部局と協議をしながら、その対応について図ってまいりたいと考え

ております。

御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

いつも協議はしているんだと思いますけれども、なかなかその協議がまとまらないのか、していると思いつつもうまくいっていないのかよくわかりませんが、国は今後、改修費の補助事業について関連予算を上積みし、洋式化を全国の自治体に促していく方針のようです。洋式化の早期実現を強く望みます。お願いいたします。

最後に、カーブミラーについてですが、今年度は、新規でダブルが2基、シングル4基の6基分、30万円の予算計上をされておりました。毎年この30万円は同じ金額ですけれども、これ6基全部が使用されたのでしょうか。

また、先ほど既存のカーブミラーに対し、設置費用が割高になると答弁いただきましたけれども、来年度の予算がどのぐらいつくかわかりませんが、例えば30万円だとしても、この普通の6基の中に少しずつでも、その中で光触媒超親水性クリーンミラーを少しずつでも増やしていくことはできないのか、どうかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 交通安全施設のカーブミラーに関する御質問にお答えいたします。

まず1点目の、30万の予算の中で現在の進行状況ですよね、まだそれこそ半分程度で、実際例年ですと、年明けあたりから地域の区長さんあたりの御意見を再度確認してというのが、例年の動きでございます。

それから、30万の予算の範囲の中で、少しずつ取りかかることはできないだろうかということでございますが、私どもで前々からこの御指摘を受けている価格について調査をしておりますが、今現在、町で使用しているカーブミラー、これはサイズ直径600mmでございますけれども、税抜き単価が1万3,200円でございます。このハイドロクリーンミラーというのは、とある会社のとある製品というものでございます。これは同じ600mmでございますけれども、議員がおっしゃったとおり、鏡面材質がステンレスでつくられなければこの処理ができないということで、私どもの1万3,200円に比較し2万5,800円、約今倍の値段をしておるという状況でございます。やはり2倍弱の価格となりますと、場合によっては2基つけることができるということで、要望があった場合については、そちらで対応していきたいと考えております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、この光触媒超親水性という処理ですけれども、要は、その超親水性、これは光を触媒として表面に施した処理により、水滴等がついた場合、汚れを浮かし出して落としてくれると、これセルフクリーニング機能というらしいんですけれども、自分できれいにするという機能、これが光触媒のほかに、他社でも幾つかの方法が最近は出てきているようです。ただ、いずれにしても倍以上の値段をしておるといことでございます。

しかしながら、この温度変化による曇りが少ないですとか、かなりのメリットがあることは承知しておりますので、今後多くの自治体で導入が増加してくれば、価格もそれなり下がってくると思っておりますので、本町についてもメリットを踏まえて費用対効果を検証し、導入についての検討は、これは引き続きやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

既に横芝光町が平成20年度からこのミラーを対応して、住民さんから見やすいとの声があり、海が近いのでさびにも強く、耐久性があるため、新規から対応しているそうです。また、山武市でも今年度から徐々に変えているとのこと。そういうところから、隣ですよ、山武市と横芝光町からですよ、始めているんですよ。すぐ隣から始めていて、これ安全性のためにもいいということ、また、さびない、またコケというの、防水もあるし、そういうところから徐々に山武市は、全部じゃないですけれども始めている。ですので、本町でも徐々にしかないですけれども、一気に変えるわけにはいかないの、徐々に変えていくことはできないんでしょうかね。さっきの30万円という、ちょっとぼんと挙げちゃいましたけれども、そうではなくして、2万5,800円、それは倍かもしれません。山武市と横芝光町は既存が何か高かったのか、5,000円ぐらいしか上乗せしなくてつくという話があったんですけれども、本町はもともとそれが安いもので、ちょっとクリーンミラーが高いというようになっているかもしれないんですけれども、安全性を考えてみて、どうなんでしょうか。再度答弁いただきたいんです。徐々にでいいからできないんでしょうか。お願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 交通安全に関しましていろいろと御意見いただきましてありがとうございます。

せっかく議員の御質問ですので、私どもも山武市、横芝光町の状況も確認はとらせていた

だいております。

先ほど、私どもが入れているカーブミラーが単価1万3,200円、山武市、横芝光町が入れていたカーブミラーは、既存で2万3,800円。ですから、ハイドロに変えても2,000円の差で済んだと。この差は、うちはもともとが鏡面がアクリルの鏡面を使っております。アクリルの鏡面というのは、ほかの高いやつはステンレスの鏡面なんですけれども、アクリルの鏡面は、若干傷がつきやすいんですが、ある程度のへこみだとかについてはかなり強みがあると。鏡面自体の耐久年数はおよそ10年から12年とさほど変わらない。

アクリル板のほうは軽いので、支柱だとか土台の工事が経費が済むだとか、その辺があって、本町については、過去からある程度の要望が多いことから、アクリル板を使っておるといことで、山武市、横芝光町は、もともとステンレスを使っていたので2,000円の差だと。やはり1万3,000円と2,000円の差だと、ちょっと若干あるのかなと。ただ、議員がおっしゃるとおり、効果は私どもも今回、大分理解はしておりますので、入れないということは申しませんけれども、少し検討させてください。よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

すみません、声がかかなくなって。もう最後なので力が入ってしまっていますが、本当にカーブミラーは大切に、本当に安全性ということで町民からつけていただきたいという要望はたくさんあると思います。でも、今既存、立っているカーブミラー、曇りとかコケがついていたり、曇っていたり、水滴があったりで本当に見にくい状況になっております。たくさんつけていてもそういう状況のミラーがたくさんあったんじゃ安全性には欠けると思いますので、町民の安心・安全のために、水滴、汚れ、曇りを防止する光触媒超親水性クリーンミラーの導入をお願いいたします。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（浅岡 厚君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時29分

平成30年九十九里町議会第4回定例会会議録（第2号）

平成30年12月6日（木曜日）

平成30年第4回九十九里町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成30年12月6日(木) 午前9時41分開議

日程第 1 一般質問

出席議員 (13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高木輝一君 | 2番 | 鏈田貴俊君 |
| 3番 | 中村義則君 | 4番 | 古川徹君 |
| 5番 | 浅岡厚君 | 6番 | 荒木かすみ君 |
| 7番 | 内山菊敏君 | 8番 | 杉原正一君 |
| 10番 | 細田一男君 | 11番 | 佐久間一夫君 |
| 12番 | 谷川優子君 | 13番 | 高橋功君 |
| 15番 | 古川明君 | | |

欠席議員 (3名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 9番 | 善塔道代君 | 14番 | 鈴木征四郎君 |
| 16番 | 石橋和雄君 | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|-----------------|-------|
| 町長 | 大矢吉明君 | 副町長 | 佐々木悟君 |
| 教育長 | 中村誠一君 | 総務課長 | 秋原充君 |
| 企画財政課長 | 木原正幸君 | 税務課長 | 篠崎肇君 |
| 住民課長 | 戸田佳子君 | 健康福祉課長 | 作田延保君 |
| 社会福祉課長 | 中川チェリ君 | 産業振興課長 | 南部雄一君 |
| まちづくり課長 | 古川富康君 | 会計管理者 | 戸村俊之君 |
| ガス課長 | 中村吉徳君 | 教育委員会 事務局 局長 | 山口義則君 |

農業委員会
事務局長

吉田洋一君

教育委員会
事務局長

内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長

篠崎英行君

書

記

伊藤さやか君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時41分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、12月5日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、荒木かすみ君。

（6番 荒木かすみ君 登壇）

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木かすみです。

議長のお許しをいただきましたので、2018年12月定例議会におきまして一般質問を行います。

今、国会を初め、報道でも話題となっております外国人材の受け入れに関する議論がされております。人口減少の中、外国の方に働きに来てもらわないと営業ができなくなる業種があると聞いております。

個人的なイベントでお台場に行きましたが、実際、大手のホテルには外国の若い方がたくさん働いておられました。立ち寄ったレストランでは、日本の店員のほうが少ないくらいでした。

日本の方も外国の方もストレスなく働けるよう配慮し、同一労働同一賃金、サービス残業の廃止など働き方の見直しをしていかなければ、日本の人材の確保もできないと思います。外国の方に仕事をしてもらい、企業も人手不足を解消し、健全な経営ができるようになるわけです。企業も人も、どこの国の人であってもお互いさまという気持ちで、分け隔てなく両者の利益となるようしっかりと準備をしていきたいと思うものです。今いる場所はよきところとする責任、これは自分にあるとの思いから、日々努力をして重ねてまいります。

それでは、皆様から寄せられましたお声の中から、5項目、8点について質問をさせていただきます。町長を初め、関係各課の明快な答弁を望みます。

初めに、未来につなげる農業政策のあり方について質問いたします。

現在、将来世代に後継者のいない農家が多い中、農業の継続が難しいと言われております。一般的に、農業者の子供が農業を継がない場合の遊休農地回避の解決策として、農地を一旦管理機構に預け、担い手につなげる方法、農地中間管理機構があります。農地中間管理機構は次の担い手を探してくれるわけではないので、出し手があっても借り手がないという、つなげるのが難しいというふうにも言われております。そこで、この農地中間管理機構の本町における実績、また現状についてお伺いをいたします。

次に、土地改良政策、豊海地域9工区の進捗についてお伺いをいたします。

本町の中でも、片貝地域と作田地域などは農地の区画も大きく、整備も進んでいるようですが、特に豊海地域の9工区につきましては、面積割も小さく、給排水もおくれていると農業者からのお声をお聞きいたします。

そこで、これから必要となる豊海地域9工区における土地改良の進捗をお伺いいたします。

次に、市民農園の進め方についてお伺いいたします。

農業の多面的な教育の場、農業を通して交流人口の増加など、市民農園の活用は多くの地域で取り組まれております。また、農作業は癒しの効果と筋力の低下を防ぐ効果も認められております。本町における市民農園の進め方について、どのような活用が望ましいのか、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、地区防災の現状と取り組みについてお伺いいたします。

地区防災の中で、自主防災組織設立の啓蒙活動について、今年度の防災訓練については大変参考になったという声も多く、関係各位の御尽力によるものと感謝申し上げます。今回好評であった座学を含む防災訓練については、意識の向上に寄与したと思われれます。それについて思うことは、なかなか進んでいない自主防災について、防災教育の側面から訴えをする必要があるかと思えます。そこで、小さな単位での勉強会を持っていたいただければと考えますが、そのような活動ができるかどうかをお聞かせください。

次に、自主防災組織の備蓄品の選定と保管についてお伺いをいたします。

皆様の御意見の中から、防災備蓄品の選定や備蓄品の補助金の扱いなども、立ち上げを阻害してしまっている、保管を誰が責任を持つか、例えば、区単位であれば区長なのか、個人の管理なのか、個人の管理では荷が重い、個人の敷地に置いておくのは場所もとりに、管理し切れないなど、備蓄品の管理の心配が取り沙汰をされております。こういった心配に対して、当局のお考えをお伺いいたします。

公共施設の利用促進についてお伺いいたします。

つくも学遊館資料室の利用について。

つくも学遊館の利用については、年々、講習会やサークルも増え、有意義に使われていると聞いております。資料館については、現在どのように使用をされておりますでしょうか、お伺いをいたします。

次に、レストラン棟の利用についてお伺いいたします。

再三募集をしてもレストラン経営を申し出る企業もない中、3年以上が経過しているところです。業種や使用料を見直し、もっと幅広く使えるよう検討をお願いしたいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、窓口業務についてお伺いいたします。

各種手続の際の手順の明確化について、たびたび質問をさせていただいておりますが、窓口の対応につきましては、一つには、最近では座って待っていると横に来て話をしてくれる、担当が丁寧に優しく説明をしてくれるとの声もお聞きします。窓口が高く机を挟んでいるので、皆さん大変助かると思います。工夫をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

また、このほか、葬儀の際などの説明にチェックリストがあればとの声もありました。健康保険、年金、税金、特に固定資産の移転など、空き家、空き地をつくらないためにも、相続などの手順を、どこの課に行ってどんな書類を出せばよいのか等、残された家族が会社を休んで遠くの地域に出向いてくるような場合もあるので、できれば簡潔に終わるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（浅岡 厚君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の質問にお答えします。

それでは初めに、未来につなげる農業政策のあり方についての御質問にお答えします。

1点目の、農地中間管理機構の現状についての御質問ですが、平成26年度に千葉県園芸協会が、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地の中間的受け皿としての役割を担っております。本町における機構を活用した転貸実績は、平成28年度が2.8ha、平成29年度が13.8haとなっており、年々増加傾向にあります。この制度がさらに活用されるよう、町ホー

ムページはもとより、各種会議等で周知するとともに、制度の理解を図ってまいります。

2点目の、土地改良政策、豊海地区9工区の進捗についての御質問ですが、今年度、豊海地域9工区におきまして、営農計画を立案するため、両総土地改良区中部支部九工区運営協議会を立ち上げるとともに、両総土地改良区と9工区の2者で、今後の基盤整備に向けた協議を行っている聞いております。町としましても、これら協議の進捗状況を見守りながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、市民農園についての御質問にお答えします。

市民農園の進め方についての御質問ですが、本年度、豊海地区に貸出型農園の開園を予定していましたが、農園の使用権をふるさと納税の返礼品とするなど幅広く活用するため、運営体制及び設備などのさらなる検討を進めておるところでございます。

次に、地区防災の現状と取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の、自主防災組織設立の啓蒙活動についての御質問ですが、自治区連絡協議会の総会にて、毎年、自主防災組織の設立について説明、依頼をしております。特に海岸線にある自治区については、個別に依頼をしているところでございます。今後も多くの自治区で自主防災組織の結成が進められるよう取り組んでまいります。

2点目の、自主防災組織の備蓄品の選定と保管についての御質問ですが、町では結成された自主防災組織に対し、50万円を限度とした資機材等の整備に対する補助制度を創設しております。資機材等については、各組織が活動に合わせたものを選定し、また管理保管についても各組織にお願いしているところでございます。

次に、公共施設の利用促進についての御質問にお答えいたします。

1点目の、つくも学遊館資料室の利用についての御質問ですが、真亀川総合公園の施設である資料館は、つくも学遊館同様に生涯学習施設として利用されております。利用状況につきましては、資料館東側の多目的室は、毎週、体操教室、フラダンス教室に利用されております。また、ヨガ教室、筋力トレーニング、ダンス教室、日本舞踊などにも頻繁に利用されております。資料館西側の旧案内センターは、毎週、パソコン教室、小・中学生の絵画教室に利用されております。

使用の申請につきましては、施設を使用する3カ月前からつくも学遊館窓口にて受け付けており、年間を通しての貸し出しは行っておりません。なお、使用時間の区分としては、午前、午後、夜間の貸し出しとなっております。

2点目の、レストラン棟の利用についての御質問ですが、本施設は、レストランの運営を

目的として設置整備されていることから、これまで町ホームページを通じてレストランなど飲食店としての事業者募集を実施してまいりましたが、現時点でも利用事業者が決定していない状況にあります。このためレストラン以外での民間活用についても検討を進めており、情報提供を進めた結果、複数の事業者の方に現地確認などに臨んでいただきましたが、現時点でも利用事業者が決定していない状況でございます。本施設は都市公園内に位置しておりますので、都市公園法で認められる範囲内での活用手法について、引き続き検討してまいります。

次に、窓口業務についての御質問にお答えします。

各種手続の際の手順の明確化についての御質問ですが、転入や転出、出生、死亡などライフイベントに伴う必要な手続については、現在、パンフレット等の配布や口頭での説明、また必要に応じ、関係各課への案内などにより対応しているところでございます。引き続き、わかりやすい説明、親切丁寧な対応を心がけ、関係各課と連携を図りながら、受付案内カードの導入などスムーズな受付対応の方法について検討してまいります。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 荒木です。

農業政策から質問させていただきます。

農地の継承については、さまざまな団体がその解決にかかわっているというようですが、現在、残っているような小さな圃場は、昔の稲の生育方法の都合で細かくなってしまっているという感じです。現在の機械の大きさや農作業の効率からいえば、今の時代に合っていないものと思われまます。農地集積のための農地中間管理機構は、本町では動きがあるようですので、さらに推し進めていただきたいと思います。

また、この農業の継承に向けては、どうしても土地改良、再整備と言われておりますが、農業形態の見直し、これは九十九里町の農業を未来につなげるために必要と思われまますので、農業政策に関する当局のお考えと、今後の方針について、もう一度お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員も御存じのとおり、本町においても農業者の高齢化、後継者不足や不在、またそれに伴い遊休農地の増加などの問題が深刻化しております。このままでは、農地や農村環境を将来にわたって維持していくことが難しくなると考えられます。

一方、農業経営は、経営体質の強化を図るため、今まで以上に効率的で生産性の高い営農実現による生産コストの削減が必要でございます。そのためには、さらなる農地の集積と集約化を進めることが重要でないかと考えております。

今後の農地利用のあり方や担い手の育成、確保と、その担い手を地域が支える取り組みなど、将来の地域農業について、地域の皆さんの話し合いが必要不可欠であると考えております。

町長答弁にもありましたように、豊海地区の9工区が集落営農及び基盤整備に向けた協議会を立ち上げて、地域の話し合いが進められていると聞いております。町としましても、国、県の動向を見据えながら、中間管理機構を絡めることはもちろんのこと、これからの9工区が行う整備に当てはまる補助事業などの調査を行い、できる協力を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） ただいま担当課からも遊休農地の解消についてのお話がありました。

現在、耕作放棄地は全国で増え続けて、日本の食料自給率も減り続けております。また、この耕作放棄地周辺の農地への害虫、鳥獣被害、こういったことも大きな社会問題となっております。

こういったいろいろな問題もあるんですが、とりあえず後継ということで、新規就農者は農地の所有権を取得するためには、地域の農業委員会に許可を得なくてはなりませんし、しかし、農業委員会の許可を得られるのは農家もしくは農業従事者ということで、大変少ないというのが現状です。また、農業を始めるというときには初期投資も、農業機械の購入も必要となりますので、大変農業へ参入するというのはハードルが高いというふうに言われております。

こういった中で、農業の新しい担い手として若者が就農するということが期待をされておりますが、地方に移住して就農を希望する若者はなかなか集まらないというのがこの何年かの現状でありました。

一方で、定年退職後の高齢者は、延びる平均寿命と減少する年金支給の中、生活に経済的な不安を抱え、働き口を探す人が増加しております。このような現状を鑑みて、若者にかわる農業のプレーヤーとして定年退職後の高齢者を雇用するモデル、こういった事業も拡大すればいいのかなというふうに考えます。

耕作放棄地が減り、高齢者の所得向上、ひいては日本の食料自給率向上という意味でも、若い方、高齢者、両方が農業に対して積極的にかかわっていったらというふうに思いますので、そういった提案を含めて、この件は終わりにさせていただきます。

次に、市民農園の進め方についてお伺いをいたします。

具体的に、町長答弁からもお伺いいたしましたが、どんなふうに行っているのかなということがわかれば教えてください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 具体的な方法についてということでお答えさせていただきます。

地方公共団体が開設する市民農園には、市民農園整備促進法及び特定農地貸付法並びに農園利用方式による3種類の開設方式がございます。それぞれのメリットやデメリットを検証し、本町に最も適した方式、また幅広く活用できるような農園の開設を目指してまいりたいと思っております。

近年の市民農園には、栽培講習などのサービスが付帯した体験型の農園が注目されているということもあります。開設方式の検討から始まり、どういったパターンの農園がよいのか、どのような設備が必要なのか、農園の指導体制や運営体制などを検討する必要もがございます。それらの課題をクリアし、開設に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 大体わかりました。最近では、都会の屋上緑化などの設置も展開があるようでございますので、皆さん興味を持っておられることかと思えます。

そこで、ここでいえば都会から離れた地域ですので、この場所には年に何回しか、教えるほどしか来られない方もいると思いますので、ふだんの手入れ、水やりなどは私たちも手助けをしたり、また収穫祭や畑の通信など、また来たくなる仕組みづくりを取り入れて、楽しみながら興味を持っていただき、九十九里町の景観のすばらしさも案内できるといいのかなというふうに思います。これから話題になるような取り組みを期待しております。よろしくお願いたします。

次に、地区防災についての再質問をさせていただきます。

きのうも先輩議員より質問がありました。組や隣近所と連携して、自主防災組織がどれぐらい機能していくのか、自主防災の機能がどの程度の役割であるのか、まだイメージができ

ていないというような状態だと思います。まだ、自主防災を立ち上げていない方ですね。

こういったことで事例を挙げて、どのように運用をされていくのか、まず防災教育が必要ではないかと思います。ハードの部分だけでなく、いろいろな必要性を感じていただけるよう、地区全体に広がらないかなというふうに思っております。いま一步進めるために、もう少しこういった点をとというお考えがあればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 自主防災組織を地域へ、地区全体へ広めるにはいかにしたらいいのか、町としてはどう進めていくのかという御質問かと思っておりますけれども、昨日も答弁をさせていただきましたが、地域の共助のかなめは、やはり自主防災組織だと思っております。

総務課といたしまして、結成に向けては、やはり各自治区単位での活動をということでお願いしており、このような自主防災組織を立ち上げよう、大切なのは地域のつながり、自助、共助、公助といった自主防災組織結成に向けてのいろいろな助成やら役目、それから活動の内容等、細かく説明したものをパンフレットとしてつくって、これをもとに各自治区に対して説明をさせていただいております。

議員が多分おっしゃるのは、自治区に対してもそうなんだけれども、もっと地区の方々、個別の説明をとかというお話だったかと思うんですけれども、自主防災組織の設立に限らず、地域での防災活動というのは町としても非常に重要なことであり、取り組んでいただきたい事業の一つだと思っております。

地区以外の説明等、防災に関する学習ということであれば、総務課といたしましてもできる限り応えてまいりたいと考えておりますので、まずは総務課のほうに御相談をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 何度か区長会等で説明をさせていただいているという回答がありましたけれども、やはり皆さんに知っていただくにはどうしたらいいかということで、私も質問をさせていただきました。

小さな単位でということでもお話しさせていただいておりますけれども、なかなかボランティアも広まっていかない、責任を持ってそれをやりましょうという方もなかなか出ない中で、皆さんでこの機運を盛り上げていただくという方法しかないのかなというふうに思いますので、ぜひ、出前講座のようなものを計画していただいたり、うちに来て話してきてもらいたいというような要望も上げていただけるようになれば、もう少し進んでいくのかなとい

うふうに思います。

また、うちのほうは広報紙ぐらいしかないので、広報紙にあの1冊を載せるわけにはいかないで、やっぱりわかりやすい広報活動ということも、取り組みを要望して、この件については終わらせていただきます。

次に、公共施設の利用促進について再質問いたします。

週何回というふうに資料室、使用されているようなので、まず安心いたしました。近隣の方でもそんなに使われていないんじゃないのということがありましたので、ちょっとお伺いいたしました。ここはバリアフリーのつくりになっており、車椅子等の利用にも対応できる施設なので、介護予防や車椅子との同伴利用、またリハビリ器具の搬入や公園内での散策の休憩など、施設が十分に使えるように御検討いただいているかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

現在、資料館を御利用の方の入り口には、約4cmほどの段差がございますが、車椅子での出入りは可能でございます。資料館東側多目的室と西側旧案内センターの間の通路に、バリアフリーの大きなガラスの両開きの扉があり、以前はそちらからの出入りも可能でしたが、現在は雨水や虫の侵入防止のため、合成樹脂にて中央を固定しております。しかし、大きなものの搬入など、必要であれば取り外すことが可能だと思われま。

そのほかの公園施設内の施設では、学習棟、小体育館、つくも学遊館は全てバリアフリーとなっております。また、公園施設内、公園内での散歩の際の休憩ですけれども、資料館は利用者のいないときは、防犯上、施錠されております。つくも学遊館は、休館日以外は常に開放されておりますので、ロビーで御自由に休憩することができますので、御利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） ぜひ、もっと自由に出入りできるような形になるといいのかなというふうに思います。また、今年の暑い夏のように、クールシェアのような形で人が集まれる場所があればいいというふうに思っておりましたので、その点、皆さんが使えるようになるというふうに思ひまして、提案をさせていただきます。

次に、レストラン棟の利用についてお伺いいたします。

レストラン棟については、介護予防施設や認知症カフェなどについて使われるということではできないのか、時間貸し、無料などの貸し出しも検討されてもいいのではないかとということで質問をさせていただきます。

また、公民館にしかないのも、移動図書館やラウンジとしての機能とか、レストランばかりでなく幅を広げて考えることはできないのかという意味で、どのぐらいの範囲、どういったことで使えるか、範囲を教えてくださいたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） レストラン棟の利用についてということの御質問ですけれども、都市公園法の関係がございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

都市公園内に建つ施設は、全て都市公園法に基づく施設であることが原則となります。都市公園法の公園施設とは、都市公園の効用を全うするため都市公園に設けられる施設となり、具体的には、園路及び広場、植栽、花壇、噴水などの修景施設。休憩所、ベンチなどの休養施設。ブランコ、滑り台、砂場などの遊戯施設。野球場、陸上競技場、水泳プールなどの運動施設。植物園、動物園、野外劇場などの教養施設。飲食店、売店、駐車場、トイレなどの便益施設。門、柵、管理事務所などの管理施設などが挙げられます。これ以外の施設は、原則、設置することができないこととなっております。

旧オリゾンテにつきましては、飲食店だったものですから、便益施設として都市公園内に設けられる施設となっております。

しかし、昨年の6月の都市公園法改正に伴い、都市公園内の占用許可物件の種類が拡大され、電柱、電線等のほかに保育所や社会福祉施設、これは通所のみ利用されるものに限りますけれども、こういったものが新たに占用許可対象となりました。条件は、都市公園の占用が公衆の利用に著しく支障を及ぼさず、かつ土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合となり、期間は10年以内となります。

このように、法改正により占用許可物件の種類が拡大されたものの、真亀川総合公園は総合公園として整備されたものであり、都市住民全般が休憩、鑑賞、散歩、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園でございますので、先ほど町長答弁にもありましたとおり、都市公園法に認められる範囲内での活用手法について、関係課と連携を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 今、丁寧に御説明いただきましたので、それと、昨年の法改正により範囲も広がったということでございますね。でしたら、ぜひ有効利用をしていただくように、いま一步、協議を進めていただきたいというふうに思っております。

建物は使わないと壊れていってしまいます。たしか、大きなクーラーも入っていると思うんですけども、あれも運転をしないと壊れてしまうので、そういった維持管理も、今電気が通っているとか通っていないとかそういうことではなくて、頻繁に動かしてあげていないとだめになってしまうということをととても心配しております。余り安いものではないので、そういった管理についても、ぜひしっかりと管理していただきたいというふうに思います。

また、資料館については、人口が減る中で使用の伸びがあるということで、大変喜ばしいことです。これをもっと使いやすい施設利用になるように、そういうことができますよということですので、ぜひぜひ前に進めていただきたいというふうに思います。レストラン棟は、なかなかお金の問題で入居される方がいないということがありましたので、その辺をもう一度お考えいただければというふうに思います。

次に、窓口業務についてお伺いをいたします。

具体的にどんな方法が考えられるかをお伺いいたします。今、町長から受付案内カードというようなもので御提案がございましたけれども、それは葬儀に対してなのか、また子育てに対してなのか、そこら辺もできればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） お答えいたしました内容は、転入転出、出生、死亡といったライフイベントに沿った、住民課で行われる異動届に沿った関係する手続の御案内というところでございます。具体的には、こういった住民に身近な窓口を持った関係課が連携いたしまして、必要な項目を洗い出し、できるだけ来庁されたお客様が必要である手続を漏らさないように、また、二度手間にならないように協力、連携して、例としまして受付カードとか、チェックリストとか、そういったものを作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

他の地域でも、お悔やみコーナーですとか、チェックリストにより次の課、次の課、次の課と行って行きますと、そこでお待ちしておりましたというぐらいのシステムができ上がっているというふうに伺っています。うちの課、小さな町ですので、ぜひ、そういったことを

円滑にできるようになれば、逆に、九十九里町すごいねというふうに言われるようになりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

もう1点なのですが、以前に、介護の申請の後、本人が亡くなってしまって、死亡後に許可がおりる知らせが家族に来たと、それで悲しい思いをしたんだというふうに聞きました。このリストに申請を取り下げのような項目があれば、また御本人にも声かけられるのかなというふうに思いますので、この点についての担当課のお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護の認定の申請をされた方が、認定期間中に亡くなられた場合の取り扱いという御質問でございますが、介護の認定にかかります標準の処理期間というものは30日とさせていただきます。申請された方が決定までの間に亡くなられた場合につきましては、家族からの申し出によって取り下げを行うほか、手前どもからの職権によつての取り下げということも可能でございます。

しかしながら、介護保険は申請日に遡及をいたしまして認定されますので、申請日から亡くなられるまでの間に介護サービスを利用される方もいらっしゃるかと思われまふ。つまりは、生前、申請時において、利用した介護サービスが死亡により申請を取り下げるといったことで認定がされなくなるおそれがございます。場合によっては全額自己負担というおそれもございますので、こういったリスクを回避する観点からも、家族による取り下げということの基本としておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） その辺の行き違いというか、申請を取り下げなければ動いてしまうということは何となくわかりました。ですが、やっぱりチェックリストに一言入っていれば、葬儀の際は大変混乱しておりますので、そういったこともなくなるのかなというふうに思います。また、精神的にも大分沈んでいるときなので、そういうことが機械的に終わるようにチェックリストがあつたらいいのかなというふうに思います。大きなお金がかかる仕組みではないと思いますので、各課横断で連絡がきちつと行くような手順の明確化をお願いしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。再開は10時40分です。

（午前10時24分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、鎌田貴俊君。

（2番 鎌田貴俊君 登壇）

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

議長の御承認をいただきましたので、平成30年第4回定例会における一般質問を行います。質問事項は、通告に従い大きく2つの項目についてお伺いします。

まず、最初の項目は、長期的ビジョンに立った財政改革についてであります。

今回、まずこの質問を取り上げた理由は、最近新聞に掲載された県内自治体に関する2つのショッキングな記事が目にとまったからであります。なお、この記事につきましては、先日の一般質問において他の議員からも紹介がありましたが、多少切り口が異なりますので、改めて御説明をさせていただきます。

その1つは、当初、10月25日付の新聞で報じられた銚子市の財政収支の見込みに関するものです。その記事によりますと、同市では今年度約6億円以上の歳入不足に陥り、その半分を財政調整基金の取り崩しにより穴埋めしても、なお約3億円の赤字が見込まれるとのことでした。そして、3年後には破綻懸念のある早期健全化団体に転落することが推計され、さらに、その翌年度には夕張市と同様、国の管理下に置かれる財政再生団体に陥る可能性があるというものでした。また、その後の報道では、同市は緊急財政対策として、夜間小児急病診療所や青少年文化会館などの休止、さらには、心身障害者福祉年金、医療給付の休止など、市単独扶助費のカットにまで踏み込まざるを得ない見込みであるとのことでした。

もう一つは、これも新聞報道によるものですが、それは県内の民間経済研究所が行った県内54市町村の将来人口の推計による、今後10年間の財政収支の推計に関するものです。それによると、県内全市町村の歳入歳出の収支差が、合計でこれから8年後には初めて赤字に転ずるという結果であります。そして、それは10年後には県下54自治体の約7割が赤字に陥り、しかも個々の自治体で見ると、都心から離れたエリア、つまり銚子、九十九里、南房総ほど赤字幅が拡大されるというものでした。

ただし、これはあくまで将来人口のみの推計に基づくもので、それぞれの自治体が現在進

めている、またはこれから策定する個別のさまざまな施策は、当然含まれていないと思われるので、一つの警鐘として捉えるしかないものであります。

しかしながら、将来人口の推計に関していえば、本町でも人口減少は平成28年に策定された人口ビジョンを見ても、織り込み済みではありますが、現在ではそれをも上回るスピードで推移しているのではないかと推測されます。したがって、冒頭紹介した県内自治体の例も、決して対岸の火事とばかり言っていないのではないかとという危惧を住民の誰もが抱いたのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。本町として、現状において将来人口の推計に基づく今後10年間の財政収支見通しをどのように捉えておられるのかお聞かせください。

次に、それらのことを踏まえ、自治体として生き残りのため、今後さらに重点的に実施していく基盤づくりは、どのような施策を考えておられるのか御説明ください。

本町は、これまで定員管理の名のもとに職員定数を極力抑制してきたように見受けられます。先日、ホームページに掲載された人事行政の運営等の状況を見ても、ここ数年の職員数は横ばいで、また直近では退職者増によりさらに減少しております。それはそれで非常に評価されることではありますが、現実的には、社会や経済環境の変化により新しい業務が次々と加わり、また国、県からの権限移譲に伴う業務量も増加していると思われます。個人的な見解で申し上げれば、そのような業務の実態の割に、職員の人手は果たして足りているのか、甚だ疑問に感じます。

したがって、人件費等、歳出の抑制はもちろん重要ですが、そればかりに目を奪われるものではなく、これから生き残りをかけた施策を推進していくためには、人、もの、金も、必要または有効な部門には投入するという思い切った取り組みも必要ではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

本町についても将来的な展望に立ち、新たな施策等を専門に企画し実行する部署、または専任担当者を設けてはどうかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目、税の徴収率改善策についてお聞きします。なお、ここでは紛らわしいので、住民税等の主要な税を町税、徴する税を徴税と表現させていただきます。

この課題については、当然、今に始まったことではありません。また、担当部署では、県OBの方や臨時徴収員の採用、時に防災無線を通じ呼びかけている休日相談会の実施など、さまざまな対策を講じていることは十分理解しております。しかしながら、毎年度の決算書、また監査委員による監査報告では、依然として町税の徴収率が県下54市町村の中で53番目と

いう指摘があります。しかも、改善に向けた努力の結果、徴収率の改善度そのものは県下でも上位でありながら、トータルとなると下から2番目を抜け出せないというのが現実です。

そこで、まず徴収率改善のため、先ほど申し上げたような施策のほかに、現在どのような取り組みを行っているのか、具体的にその内容についてお聞かせください。

私は、以前にこのような状況を打開する一つ的手段として、債権管理条例の制定について提案したことがあります。それは実施されておりませんが、それはそれとして、当局のいろいろな事情、御判断があり、やむを得ないと考えます。徴税事務に関しては、専門知識のない素人の私ではなかなか理解することが難しい分野であることは重々承知しております。したがって、今回のこの質問に当たっては、徴税事務の細かい分野まで立ち入るつもりは毛頭ありません。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、幾ら努力されても全体としての徴収率が思ったほど改善しない、そこには何かほかにも要因があるのではないかと思わざるを得ません。つまり、徴収率が一向に改善しない主な原因は、滞納繰越分の存在が大きな要因であると言われておりますが、果たして九十九里町だけが他の自治体に比べ、いつも滞納繰越分、または割合が突出しているのだろうかという素朴な疑問が湧きます。滞納繰越額と不納欠損額は調定額に含まれますので、徴収率にも当然影響するはずです。

そこで、それらの認定や取り扱い方法に関し、地方税法を含め、法の解釈や取り扱い事務の方法について、他の自治体はやっけていて本町はやっけていないものは果たしてないのだろうかと思立ったわけでありませう。

そこで、それらの疑問を解き明かす一つ的手段として、特に町税に関し伺いますが、滞納額に対する執行停止の認定方法及び認定の時期について、御説明ください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議長（浅岡 厚君） 鎌田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 鎌田貴俊議員の質問にお答えします。

それでは、初めに長期的ビジョンに立った財政改革についての御質問にお答えいたします。

1点目の、現状の将来人口推計に基づく今後10年間の財政収支見通しについての御質問ですが、本町の財政構造は、地方交付税や国庫支出金、町債など依存財源が歳入総額の約6割を占め、町税や使用料等の自主財源は4割にとどまっております。一方で、扶助費などの経

常支出が増加傾向にある中で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は85.1%でございます。また、当初予算編成の段階では、財源不足が常態化し、財政調整基金を取り崩した予算編成となっております。

このような状況の中、公共施設の除却への対応、学校施設への空調設備の設置など、新たな財政需要が顕在化しております。そのため、財政の現状や人口動態などを的確に認識し、現状分析に基づいた中長期的な見通しのもとに、計画的な財政運営を行っていく必要があります。本町では、一定の仮定に基づき、財政収支見通しを試算しているところでございます。

今後とも、人口減少やインフラ資産などの中長期的な視点を保ちつつ、不測の事態が生じても、行政サービスを安定的かつ継続的に提供できる強固な財政基盤の構築に努めてまいります。

2点目の、自治体として生き残りのため今後重点的に実施していく基盤づくりについての御質問ですが、成田空港の機能強化や外環道、圏央道の一部開通に伴う道路網の整備が進展する中、この人の流れを受けとめるために、観光を軸とした取り組みが重要と考えております。

特に、道路網の進展により、北関東エリアからの来遊者が増加しているとのデータもございます。環境の変化や時代のニーズによって生まれる人の流れを、広域的視点と戦略的思考に基づき分析し、本町の特性を生かした施策を展開していく必要があると考えております。

3点目の、将来的な展望に立ち専門部署を設けることの方針についての御質問ですが、国の地方分権改革により、さまざまな行政需要に対応すべく、全国の自治体では今まで以上に企画立案、政策決定、総合調整機能の強化が求められております。本町においても、時代の情勢に合った企画政策、総合調整を図ることのできる部署の検討が必要と考えております。

次に、税の徴収率改善策についての御質問にお答えします。

1点目の、徴収率改善のための具体的な取り組み内容についての御質問ですが、徴収率改善対策として徴収業務の経験豊富な任期付職員を配置し、町職員の滞納整理に関する知識習得に努め、差し押さえなどの滞納処分強化に取り組んでおり、徴収率は年々向上しているところでございます。今後も、税の公平性を図るため、預金、給与、不動産などの財産調査を着実にを行い、差し押さえや公売により滞納整理を推進してまいります。

2点目の、執行停止の認定方法、時期についての御質問ですが、執行停止につきましては、地方税法第15条の7の規定により、無財産、生活困窮、所在不明などが要件となっております。また、認定につきましては、財産調査、実態調査の内容をもとに、執行停止の要件に該

当するかを判断し、随時決定しております。

以上で、鑓田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（浅岡 厚君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） それでは、ただいまいただいた御答弁に関連し、再質問させていただきます。

まず、今後10年間の財政推計に関して伺います。

ただいま町長の御答弁では、町としても中長期的な見通し、財政収支の見通し試算を持っていらっしゃるということです。そうであれば、私の希望としては、それは町民に公表できないのかという気持ちはありますが、それは次の質問でさせていただきます。

実は、冒頭申し上げた、県内54市町村の今後10年間の財政推計を発表した民間経済研究所とはちばぎん総合研究所という機関ですが、同研究所は個別の自治体の推計については公表を控えております。

そこでお伺いします。

同研究所に対し、本町に関する推計結果を参考資料として提供してくれるよう、交渉するお考えはありますか。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

連絡をとって、資料提供いただけるかどうか確認をしてみたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） 2番、鑓田です。

ちばぎんといえば、本町の指定金融機関でもありますし、何のためにこれを総合研究所が公表したかということを考えれば、当然了解してくれると思いますので、ぜひ交渉をお願いしたいと思います。

もう1点、関連してお伺いします。

これまでも、通常財政に係る健全化判断比率等は毎年度公表されております。しかしながら、これらはいずれも単年度または地方債にかかわるもので、将来にわたる実質収支等の財政力を示すものではないと思います。先ほどの御答弁でも、ただ試算は持っていらっしゃるということで、そこで中期とまではいかないまでも、向こう3年ぐらいの財政見通し、例えば、財政力指数とか実質収支の見通しなどについて、住民に公表することはできないのでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

毎年の状況の公表といたしましては、広報紙等に掲載をさせていただいておるところでございます。また、実質収支につきましては、きのうも御質問等あったわけなんですけれども、1年終わっての収支ということになりますので、次年度、翌々年度というようなものを見通すというのはなかなか困難なところがございますので、実質収支等の向こう何年間の見通しというものはちょっと立てにくいということでございます。

ただ、私どものほうといたしますと、過去から起債は起こしておりますので、これの償還というものは必ずついて回ってまいります。ですので、まずはこの起債の部分をよく判断しながら、発行についてはやはり過度に頼ることのない状況を判断しなけりゃいけない。また、償還額につきましても、当然借りれば増えるというような関係になりますので、償還額が増えることのないように、借りの額と返す額の調整をしながら、その部分での財政の健全化は図っていくということは常に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 実質収支ということではなかなか見通しがしづらいという御答弁ですが、先ほど町長の御答弁で、町としても中長期的な財政収支の見通しを、試算を持っていらっしゃるというように伺ったのでお聞きしたわけです。

なぜこのように住民への財政見通しについての公表にこだわるかと申しますと、取り巻く環境は常に変化します。銚子市のようなことは本町はないと信じますが、仮に今はよくても、もし将来において、突然、緊急財政対策が必要というような事態に陥った場合、住民が寝耳に水とならないよう懸念するからであります。形はどうあれ、将来の財政見通しについてもオープンにしていけるように、ぜひ今後の御検討をお願いしたいと思います。

次に、生き残りのため重点的に実施していく基盤づくりに関連して再質問します。

先ほどの御答弁では、特に本町の特性を生かして、また道路網の整備に伴う観光を主体に来遊者の増加を図っていくという御答弁でした。これは言葉をかえると、移住、定住に向け力を入れていくということだと思いますが、ところで、その移住、定住を促す支援策の充実、人口ビジョン総合戦略にも重点施策としてうたわれております。

そこでお聞きします。その総合戦略は、住民や関係団体などで構成される九十九里町総合戦略審議会において、達成度の検証を行っているとなっておりますが、その審議会での議論

の内容などはホームページ等で公開することはできないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

先日も総合戦略審議会、開催いたしまして、委員の皆様からはさまざまな御意見をいただきました。これについては、ホームページのほうで公表しておりますので、本年度もこの後また整理をして、年度末に向けて準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） 2番、鑓田です。

それでは、私はホームページ、ちょっと確認不足ということでおわびします。

また、具体的な例を出して申しわけないですが、総合戦略の中の基本目標に、住み続けたくなるまちづくりというのがあります。さらに、その重点施策の一つ、通勤利便性の向上に向けた支援の拡充の具体策に、通勤者に対する通勤費用の一部助成により、通勤に伴う経済的な負担の低減につなげ、定住志向を高めるとありますが、実施されているという話は聞きません。これは財源確保が困難という理由なののでしょうか。

そこでお伺いします。町内には就業する職場が少なく、工場誘致も適する所有地を持ちません。そういう地盤において、町への移住、定住をPRする場合、町外通勤者への、町の外の通勤者への通勤費補助は非常に有効な施策であると考えますが、検討の余地はないのでしょうか、御見解があればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

課内、係との打ち合わせ等している中では、一つの方法として、例えば大網駅の周辺に町からの通う方の駐車場の確保とかというのはどうだろうかというような、アイデア等はお出しておるところではございますけれども、なかなか最終的な結論には至っていないと。

ただ、方向としまして、通勤や通学の皆様の補助というようなことは、調査をして実態等を確認した上で、費用がどれぐらい必要になるのかというようなことは、一歩進めて調べてみようじゃないかというようなことを内部では、今、話は進めておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） 2番、鑓田です。

もともと通っている人については、それは必要ないと思うんですが、例えば移住して3年とか5年以内の人とか、あるいは勤務先から全額支給を受けられないとか、そういう方についてPRする、非常に有効だと思いますので、ぜひこれからも御検討をお願いしたいと思います。

今、年末を控えて、テレビ等でふるさと納税が盛んにPRされ、本町でも御担当が努力した結果、今年度は多少なりとも期待が持てそうであるとお聞きします。また、来年度の消費税の引き上げに伴い、それ以降、消費税の配分も増えるのではないかという見通しも考えられます。一方、県内のある自治体では、今年度4月からの1年間、全職員の給与をカットするという非常に厳しい、一步踏み込んだ取り組みを実施するところもあらわれております。

また、例を出して恐縮ですが、将棋に、手のない将棋は負け将棋という格言もあります。あれだこれだって一体何が言いたいのかと申しますと、これから人口減少の中、自治体としての、まさに生き残りをかけた戦いに勝ち抜けるよう硬軟織り混ぜた柔軟な思考で、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと切に希望するからであります。

次に、将来的な展望に立った専門部署の設置に関して再質問をします。

先ほど来、生き残りというテーマをもとにする質問させていただきました。しかしながら、私自身で言っておきながら大変恐縮ですが、そのことはまさに言うはやすしであって、果たして現状の人員、組織体制だけで可能なのだろうかと思わざるを得ません。

最近、連日話題となっている日産は、過去において、元社長のもと、非常に大がかりなりストラを行ってV字回復につなげたと報道されております。この場ではその功罪について触れるつもりはありませんが、元社長はリストラだけでなく、厳しい環境の中でも将来に向かって夢の持てる、前に進むための目玉政策も同時に手を打っていたと聞きます。一例を挙げますと、国内の工場を幾つも閉鎖しながら、一方では顧客に底がたい人気のあったフェアレディZや、GT-Rの復活には幾ら資金をつぎ込んでも構わないといったような指示を出したと言われております。

単純な比較を述べるつもりはありませんが、少なくとも人件費等、歳出の抑制ばかりに重点を置くのではなく、これからも生き残りをかけた施策を推進するためには、思い切った前へ進む取り組みも必要ではないでしょうか。

そこでお聞きします。

町の将来に向けた施策の企画実施については、担当部署としての本来業務をこなしながら遂行することはなかなか難しいのではないかと思います。先ほど町長の御答弁でも企画立

案、総合調整、そういう部署は必要だという御認識は伺いましたが、既存の業務に縛られない環境での企画部門が必要ではないかと考えますが、改めて御見解があればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

企画財政課として、今、財政部門と企画の部門、統計も含めてなんですけれども、持っております。そのような中であって、やはり特化した形、特化したというのは企画政策、また総合調整というような部分を担う部署を設けるといのは、今後必要な方向性ではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

御見解についてはわかりました。今後ぜひ今までにない発想も含めて、町の将来を牽引していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に徴収率改善のための取り組み内容について再質問します。

町監査委員による平成29年度の歳入歳出決算審査意見書によると、町税の徴収率は前年度の83.7%から86%と2.3%も改善し、この改善率は県下6位であるものの、徴収率は依然として、先ほど申し上げました県下54市町村中53位であるとなっております。また、現年課税分の徴収率は97.1%であるにもかかわらず、滞納繰越分の徴収率が20.8%と極端に低く、滞納繰越分対策が改善のかなめであると指摘しております。そして、町税調定額における滞納繰越分の割合は13.6%。一方、県平均は4.5%、町村平均は7.6%です。

長々と審査意見書に書いてあることを紹介させていただきましたが、ここで言っていることは、要は徴収率は少しずつ改善しているものの、調定額に占める滞納繰越分の割合が高く、全体の足を引っ張っていると。つまり、滞納繰越分が他の町村と比べ2倍近い、異常に高い割合であることがネックであるということをお知らせしております。それならば、それはどうしてなのか、何とかして他の町村並みに持っていくことはできないものかという思いが当然湧いてきます。

そこで、滞納繰越分に関してお伺いします。

この調定額に対する滞納繰越分の割合が、他の市町村と比べ、著しく高い主な原因は何か、お考えであれば当局の御見解をお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

滞納繰越の割合が、なぜ調定に占める割合が高いかという御質問だと思いますが、一つには、現年収納分の率が低いことによりまして、翌年に繰り越す滞納金額が多かったことが一つの要因であるとは考えております。また、滞納整理に係る知識等乏しい者がやっておった中で、滞納整理が進んでいなかったというところが一つの原因ではないかと考えております。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 執行停止の認定方法、時期に関して再質問します。

私は先ほど来、単に徴収率という数字上の競争について申し上げているつもりはありません。また、誤解のないように断っておきますが、滞納繰越分に対して乾いた雑巾を絞り取るように徴収率を上げてと申し上げるつもりもありません。したがって、鎌田がまた血も涙もないことを言い出したと勘違いしないでいただきたい。

これらの異常に高い滞納繰越分の扱いについて、他の市町村は既に実施しているが、本町ではまだ取り組んでいない対応策が潜んでいないか、とても気になります。先ほど町長の御答弁でも、任期付の職員を採用したりして、滞納処分、財産調査を着実にやっている、また無財産等の実態調査も行っているという御答弁いただきました。徴税の執行を停止するということについては、納税の公平感を維持するためにも、より慎重に取り扱わなければならないことも承知しております。

九十九里町町税滞納処分執行停止取扱規程を見ると、地方税法第15条の7第1項の1号から3号までの区分及び認定基準により取り扱いを定めております。そして、それは全て実態調査の結果により認定するようになっております。しかしながら、そこには差し押さえ手続、財産調査、所在不明に伴う転居先調査などが要件となっておりまして、一筋縄ではいかない、つまり人海戦術やそれに要する時間、費用を相当費やさなければならないことがネックとなっていることが容易に推察されます。

そこで、まず滞納繰越分について、その要因として追跡調査等が大変で残っているという実態が果たしてあるのかどうかについてお聞きします。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） 滞納繰越分の実態調査についての御質問でございますが、滞納繰越分につきましては、滞納者、当町におきましては、半数近くが町外者ということになっております。その中で財産調査を進めるということにつきましては、結構大変な部分がございます。

ます。実際に財産調査等につきましては、町外転出者につきましては、平成29年で720件ほど他の市町村に調査かけておるところでございます。そういった調査をもとにしまして、財産調査を進める中で、執行停止可能かどうかというところは判断させていただいているところであります。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 次に、現実問題としてさまざまな理由によって困難となっていると。

それでは、それらについてどう対処することがベストなのか、現状の体制ではどうしても難しいのか、他の自治体の例などを参考に、何か対処する方法は考えられますか。例えば、条例改正等により一定のルールを定め、明らかにこれ以上の調査は困難です、または実質的に無駄ですと判断されたときには早目に執行停止を行い、見切りをつける方法はないのか、素人の思いつきですが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

まず、その規定等につきましてはですが、今そういった不納欠損を進める方法論につきまして、他市町村等の先進事例等、確認しながら、見切り、執行停止にするかどうかというところの見切りの判断をしっかりとできるような形のものがないかということで、調査を進めているところであります。他の先進事例等、確認した中で、そういったものがあつた場合には取り入れながら、執行停止等が進むような状況下を現在検討しております。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。

もちろん法令違反で取り扱うようなことは論外ですけれども、今お話があつたように、対応として県に相談するなり、他の自治体の情報を集めるなり、この滞納繰越分を減らす御努力はぜひ引き続きお願いしたいと思います。

まとめますけれども、税の徴収率の改善は、住民の納税意識の高揚を図るためにも、ぜひ一層進めて取り組んでいただくことが必要ではないかと思えます。納税する立場に立てば誰にとっても税負担は重荷になるものであり、そこで納税者にとって、他市町村に比べ徴収率が悪いということは、本町ではそうなのかと納税意欲をそがれる要因ともなりえます。

また一方、例えばほとんど徴収の見込みのない滞納繰越分を、執行停止の要件が満たされないため、いつまでも帳簿上に残り、管理することは、人的負担や事務負担も予想以上に大

きいのではないのでしょうか。

ぜひ、しかるべき検討を加え、適切に対処していただくことを要望しまして、以上で質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。再開は13時です。

（午前 11時 20分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 57分）

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、細田一男君。

（10番 細田一男君 登壇）

○10番（細田一男君） 10番、細田一男。

平成30年第4回定例会、通告してある6項目、7点について、一般質問を行います。

国においては、天皇の生前退位、皇太子様の即位に伴い、本年が平成最後の年となり、来年は元号の改元が行われます。

一方、国会では、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理難民認定法改正案が審議され、労働環境をどのように整えるかが論点に急浮上した。国際貢献を掲げながら安価な労働力として利用されてきた技能実習制度の問題点も改めて指摘されております。

また、社会面では、大手企業の日産自動車で、前会長のカルロス・ゴーン容疑者による役員報酬をめぐる有価証券報告書の虚偽記載事件が発生しており、役員報酬を年に24億円で、直近で2年分48億円、そのほかにもまだ不正が疑われており、東京地検特捜部が捜査中であるとマスコミ等で報道されております。

反面、そのような中で、国の2019年度の当初予算案の総額が100兆円を突破し、101兆円超えもうかがう見通しであることがわかったと新聞報道がありました。当初予算案が100兆円を超えるのは初めてであるが、一方、税収は過去最高であった1990年度の60兆円を超え、60兆円前半になる見通しだと言われております。しかし、社会保障費が膨張しているため、歳出は当時より30兆円以上多いので、財政健全化に向け歳出抑制の取り組みが急務となっているという状況であります。

県においても、一般会計予算額は、平成29年度は約1兆6,000億円、平成30年度は約1兆7,000億円で、平成30年度の歳入の内訳は、県税として約8,092億円、国からの地方交付税などで約2,800億円、国家支出金として約1,645億円、繰入金として約401億円、諸収入として約2,237億円、県債として約1,976億円が計上されております。

本町の一般会計予算額は、平成29年度で約56億円、平成30年度で約53億円で、自主的財政収入は約25%から26%前後ぐらいだと思います。

国も県も町も行政運営、財政運営は規模が違うだけで、自主財源収入比率は大まかに見ても3割前後で、残りは起債を起こして財政運営を行っておると思います。この後の質問に関連しておりますので、冒頭に申し上げておきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1点目に、地方創生に伴う旧豊海保育所の施設の有効活用についてであります。公募による利用者の募集が広報に記載されており、事細かな募集要領も作成されておりますが、応募者数などその後の進捗状況はどのようになっておるのか、答弁を求めます。

2点目に、史跡・文化財の保全についてであります。片貝漁港第一泊地付近にある文学碑や三角点の保全、管理はどのように対応しておるのか、答弁を求めます。

3点目に、作田川架橋の建設計画であります。9月の定例会の質問・答弁の中で、県山武土木事務所と一緒に、この後計画道路に隣接する地権者の意向調査を実施する予定だと答弁をいただいております。その後、どのような状況になっておるのか、答弁を求めます。

4点目に、防災対策についてであります。片貝漁港付近の防潮堤の建設計画についてであります。この質問は何度も質問しておりますが、その後の進捗状況について答弁を求めます。

5点目に、町の補助金の交付についてであります。昨日の一般質問の中で高木議員から同じような質問が出ましたが、時間が足りず答弁がいただけませんでした。町商工会に交付している補助金の妥当性であります。去る9月16日の千葉日報の新聞紙上県東部版に、町商工会より町に1,000万円の寄附があったと掲載されておりましたが、原資は海の駅の指定管理者を運営していた2015年4月から本年4月までの3年間で計上された純利益の約半分にあたるかと取材に答えています。商工会法では、商工会は営利を目的として事業してはならないとなっておりますが、営利を上げている商工会に補助金を交付するのは行政の不正行為にあたると思いますが、町当局の見解について答弁を求めます。

6点目に、東千葉メディカルセンターの運営状況についてであります。1項目めに、本

年度の収支状況はどのようになっておるのか、2項目めに、県に追加財政支援について要望していきと言われておるが、どのような状況になっておるのか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（浅岡 厚君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えします。

なお、史跡・文化財の保全、管理についてのうち、片貝漁港第一泊地付近にある文学碑の管理、保全はどのように対応しておるのかの御質問については、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、旧豊海保育所の利用計画についての御質問にお答えします。

具体的な進捗状況はどのようになっているのかとの御質問ですが、旧豊海保育所については、地域経済の活性化に向け民間活力の活用を図るべく、本年10月1日からプロポーザル方式による利活用事業者の公募を行っております。11月14日にプレゼンテーションへの参加申し込みを締め切りましたが、2事業者から参加申し込み申請があり、今月14日のプレゼンテーションに臨んでいただく予定となっております。

次に、史跡・文化財の保全、管理についての御質問にお答えいたします。

片貝漁港第一泊地付近にある三角点の管理、保全についての御質問ですが、小関納屋地区の民有地にございます三角点は設置間隔約40kmの一等三角点で、管理、保全については国土地理院が行っております。町では測量法に基づき、三角点の破損その他異常を発見したときは、国土地理院に通知することとなっております。

次に、作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況についての御質問ですが、10月29日に本町を含む1市2町で構成する主要地方道飯岡一宮線バイパス建設促進期成同盟会を通じ、事業主体の県に対し早期着手及び予算確保の要望活動を行ったところがございます。また、11月21日に作田川架橋の建設計画について、県と合同で隣接する地権者へ戸別訪問により説明し、計画についての御意見をいただいております。今後も引き続き県と連携を図りながら、当該事業に対して地元住民の御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

片貝漁港付近の防潮堤の建設計画についての御質問ですが、平成30年3月18日に住民説明

会を開催しましたが、合意が得られず、次の住民説明会に向け県と協議を重ねておりました。このような中、小関納屋地区住民から事業計画の見直し状況の説明を求められ、平成30年11月26日に県との意見交換会が開催されたところでございます。町としましても、津波対策事業の早期着手に向け、引き続き県との調整を図ってまいります。

次に、町の補助金交付についての御質問にお答えいたします。

商工会に交付している補助金の妥当性についての御質問ですが、町の補助金は、公益性が高い事業や、町が掲げる施策等と合致している事業を実施する場合に、その活動を支援するため交付しております。地域における中小企業、小規模事業者を支援する機関である町商工会が展開する地域総合振興事業は、地域経済の振興を図ることを目的としており、公益性が高く、かつ町の施策と合致していることから補助金を交付しております。

次に、東千葉メディカルセンターの運営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の、収支状況はどのようになっておるのかとの御質問ですが、センターの平成30年度収支計画では、純損失を8億3,100万円と見込んでおりますが、上半期の実績では約6億4,700万円の純損失となっております。これは4月に発生したシステム障害の影響が大きく、厳しい状況ではありますが、引き続き第3期中期計画に沿って、経営健全化に向けた取り組みを着実に推進し、計画の達成に努めてまいるとのことでございます。

2点目の、県に財政支援を要望していくと言われておるが、どのような状況になっておるのかとの御質問ですが、追加財政支援の現在の状況でございますが、これまで8月20日に1回目の協議をし、10月11日に2回目、11月12日に3回目の協議を行ったところでございます。協議の内容につきましては、病院の経営状況や設立団体の財政状況を説明し、具体的な支援内容については1月に県から示されるものと考えております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 細田一男議員からの御質問のうち、私からは史跡・文化財の保全、管理について中の片貝漁港第一泊地付近にある文学碑の管理、保全はどのように対応しているかの御質問にお答えをいたします。

片貝漁港第一泊地付近にございます竹久夢二詩碑、真忠組志士鎮魂碑の管理、保全につきましては、現在、地域のボランティアの方々が定期的に管理を行っている状況でございます。竹久夢二詩碑、真忠組志士鎮魂碑を含む詩碑等については、本来、その建立者などが保存、

管理を行うものであり、教育委員会といたしましては、その管理はおろか、指導等の権限も有していないことを御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田一男。

早速ですが、再質問に入らせていただきます。

一問一答で行いますので、よろしく願いをいたします。

ただいま町長よりるる御答弁をいただきまして、ありがとうございます。なお、6点目の質問の中で、町長に直接、御判断をお願いする場合があるかと思いますが、そのときには速やかな御答弁をお願いいたします。

1点目、地方創生による旧豊海保育所の利用。

先ほども答弁いただきましたが、広報にもありますが、今までに2件ほど応募があつて、それを今推進に向けて進めていると。そして、12月14日プレゼンテーション、これは直接その応募者との面接みたいなことでやるのかな。その後に優先交渉権者を決定すると。この決定するとき、町長お一人なのか、課長クラスが同席してそういうのを押し進めていくのか、その点についてどうですか。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

本件につきましては、旧豊海保育所施設利活用事業者選定委員会というものを課長級で組織をしまして、審査をさせていただくという予定であります。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

先ほども申し上げましたが、私もここに手元に旧豊海保育所施設利活用策募集要領もいただいておりますけれども、この趣旨、内容等々を拝見すると、相当細かな条項が入っているんですが、これにも負けずに2件の応募があつたと、それで解釈してよろしいでしょうか。

ということは先般もありましたが、現かたかいこども園の施設並びに跡地の除却事業で5,500万円というのが出ていたんだけど、旧豊海保育所は有効利用すると、それで現かたかいこども園の施設跡地は除却事業すると。これ私にはちょっと理解できないのだけれども、せっかく公共施設でありながら、片方は有効利用して片方は除却していくと、その点に

ついてはどういう判断でそのようになったのか。

○議長（浅岡 厚君） 今のやつは、かたかいこども園に対する質問ですか。

暫時休憩します。

（午後 1時21分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時21分）

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、旧豊海保育所の利活用を決定した経緯ということで、お話をさせていただきます。

子育て支援施設個別施設計画というものを平成29年11月に担当部署のほうで策定をしております。その中で施設の利活用方針の基本的事項として、施設の必要性を検討し、必要性が低い場合は除却、その他の用途として利用することが望ましい場合には転用、民間企業への譲渡、貸し付け、地区への譲渡を基本事項としております。

この中で旧豊海保育所については、地元自治区及び民間企業などへの譲渡を検討することとしておりましたので、これによりまして、九十九里町公共施設等マネジメント推進本部、これは課長級がいる本部なのですが、検討しましたところ、雇用の創出や交流人口の増加、地域ブランド力の強化等による地域経済の活性化に向け、民間活力の活用を図るべく利活用事業者を公募するというようなことで進めてまいりました。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 事詳細に説明いただいて、理解はできました。

有効利用の仕方が、豊海保育所の跡地と一見かたかいこども園が同じようなものなのに、かたかいこども園はなぜ除却事業だったのかと先般もあつただけけれども、そういう公共物というか町の財産的な施設を安易に処理しないで、なるべく有効に使えるように図ってみて、旧豊海保育所はこのような有効な効果が出ていたと、そういうことが今感じられました。そういう点でも、これからもそういった利活用を推進していただきますようお願いいたします。

2点目、史跡・文化財の保全について、先ほど答弁いただきました。私もなぜこれを出したかという、自分の地域というか、地元というか、歩いて5分か10分くらいのところにあ

る史跡であり文化財であるところから、三角点を本町の史跡にして他町村からの来遊されている文学に興味のある人たち、そういった人たちにもそういうのを示せたらいいんじゃないかと御相談を受けて、現場を見て町ともお話をさせてもらった中で、地元のボランティアに近い人たちが周りをきれいに管理をして、文学に興味のある人たちを呼ぼうという意気込みをいただいたので、町に問い合わせしたところ、町は三角点の所在、あるいは三角点の価値観、重要性が余り強く感じられなかった。それを再度、自分の町にある史跡だから、管理、保全に対する体制、気持ちを持っていただきたいかなと、そういうことでこの質問の中に入れさせてもらいました。

あわせて、30mぐらい離れたところに、先ほど教育長から答弁いただきましたが、文学碑と言われる竹久夢二さんの詩碑あるいは真忠組の鎮魂碑、そういったものもあります。そういったものを含めて、せっかく莫大な財源をつぎ込んで、その下の海岸線のほうに交流センターという名称の海の駅を設備して、お客さんを呼ぼうとしている。そういったお客さんも、そういう史跡あるいは文学碑が近くにあれば、足をちょっと踏み入れてくれるのではないかなと、それも観光の一つではないかなと、そういう点からこの質問の中に入れさせてもらいました。

文学碑については、町長は御存じかもしれませんが、3年ぐらい前になるのかな、町長みずから汗を流して、私が当時やっぱり一般町民の中にいたときに、竹の囲いをつくって文学碑の保全に努めていただいたと。ただし、町長、先ほども答弁にありましたが、町の財産でもないから今まで管理はしてなかったよということなのですが、町長みずから労力を惜しまず、あるいは材料、竹垣なんですけれども、材料を購入するのに私財をうってやっていただけたと。その点間違いないですか、あるかないかをお願いします。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 1時28分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時29分）

○議 長（浅岡 厚君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま細田議員から材料の件についてお話がございましたが、竹については、私のうちに生えていた竹、それを切って宛てがいました。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 今、町長、答弁いただいたんですけれども、先ほどは町の所有物ではない、だから町は管理できない、何もしなかったという答弁があったんですけども、今、町長は、自分の家にあった竹を持って行って整備をしてくれたと。竹だろうが金銭だろうが、私財を個人的に、そこにボランティアでいた人たちが、ありがとうございますと。これは金額ではなくて、これは町長の余り芳しくない行動だと私は思うんですよ。

町長として、町でないものに、労力と私財で整備をするということは、何かの法に触れるのではないですか、これ。これ以上はあれしてもあれだけれども、その点はちょっと町長、考えてもらわないと、私のところに、町長にお願いすれば何でもすぐやってくれるんだよねという話が入ったので、私、聞いたんですよ。

先ほども何度もお願いしているんですけども、町の文化財でもない、史跡でもないものに、管理はできないから、町がそこには予算もつけられなければ手も出せない。それを町長が肩がわりしてくれて、整備してくれた。でもこれ、おかしいよ、町長、多分。法律には私、余り明るくないけれども、その点は気をつけてもらわないと、やっていただいて言いたくはないんですが、町長の立場が苦しくなるので、その点は注意していただきたいと思います。

3点目の、作田川架橋問題、これも何度も何度も申し上げますが、平成15年9月に議員になってから、12月の定例会からずっと、途中一、二回抜けていますが、地元として前町長時代、加えて現大矢町長にも再三再四、再五再六、再七ぐらいまでお願いして、先ほどの答弁にありましたが、やっと地元でドアをたたいていただけたと。その結果どういう住民からの反応があったのか、お答えをお願いします。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、11月21日に県と合同で隣接する地権者、これは小関地区の地権者になります。戸別訪問を実施し、対象者10人中8人の御意見を伺わせていただきました。この8人の御意見の内容ですけれども、沿線の環境に配慮してほしい、それといわゆる擁壁ではなく見通せる橋梁を要望すると、このような御意見でした。多くの方が、近隣の方に迷惑がかからないのであれば、反対するものではないと言っておりました。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

課長、非常に前向きな雰囲気になってきたように感じられているんですが、14年、13年かかりました。今からスタートしていただけるんですね。スタートラインに乗ってくれるんですね。町長、どうですか。

○議 長（浅岡 厚君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいまの細田議員の質問にお答えします。

調査費をつけて調査に入りましたので、これから進んでいくと思います。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。より一層の推進に向けて取り組んでいただけますよう、お願いを申し上げます。

4点目の、防災対策についてであります。これも何度も質問しております。片貝漁港付近の防潮堤、きょう現在、あるいは本年度現在で、千葉県所管である銚子漁港事務所より、震災後3年ぐらい前に案が届いている。それは防潮堤としての擁壁、コンクリートの、そのラインについて、我々先般も3月11日の説明会、先ほど町長答弁で、地元住民と合意が得られなかった。昨日かな、古川議員からも出たんだけど、地元だけでそういう話をしているのかという話もあったんだけど、3月18日に中央公民館で説明を受けた後に、本年度中には、再案、持ち帰って次の案をつくっていて、今年度中にはまた説明会を開催するという事で銚子漁港事務所は戻っているんだけど、その説明会を開くようなことは、課長、ありましたか、なかったですか、どちらですか。

○議 長（浅岡 厚君） 細田一男議員に対する答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

3月18日の住民説明会では合意が得られなかったと。その際に、次に住民説明会を開催するという事で、県は持ち帰っております。次の住民説明会開催に向けて協議をしている中で、町長答弁にありましたとおり、地元小関納屋地区のほうから意見交換の場を設けていただきたいというところで、そういったことがありまして、11月26日に意見交換の場を設けたと。そこでもいろいろな意見も出されておりますので、そのような意見も持ち帰って検討し、次の2回目の説明会の開催に向けて協議をするということを聞いております。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 課長、昨日も出ていましたが、私の地元で、防潮堤の建設について地元の有志の皆さんから検討委員会、対策委員会等を設立し、担当である県、銚子漁港事務所に自分たちの意見を幾つかつくって意見交換をしようよという話が持ち上がり、先般、課長にお願いし、銚子漁港事務所とのアポをとっていただき、11月26日に我々小関納屋の公民館において意見交換をしました。その結果、いろいろと意見を申し上げ、また意見を聞いていただき、2案、3案の案を御提示申し上げたのですが、先ほど、3月18日に合意が得られなかったと。合意が得られなかった理由は、銚子漁港事務所は我々には説明されていないんですよ。ここにもあるんだけど、橋の問題もそうですけれども、県や国にお願いするのに地元から意見を出される前に、もっともっと自分の住んでいる九十九里町を守るために、県や国に折衝できるような行動を、お願いを要望をしていただきたい。

震災から間もなく丸8年ですよ。ずっとお願いしているんだけど、先ほども町長答弁ありましたよ、主要地方道飯岡一宮線バイパス建設促進期成同盟会を通じて作田川架橋は県にお願いしていると。加えて、防災防潮は所管が違うんですよ。道路整備は架橋建設と防潮防災は所管が違うでしょう。漁港も防潮堤は漁港事務所は所管しているんだけど、担当は県土整備部だけど、道路、橋の場合は、漁港内の施設は、銚子漁港事務所であり、頭は水産庁なんですよ。そういった観点から、防潮堤のラインがここにあるんだけど、銚子漁港事務所からあるんだけど、そのラインについて我々は意見を申し上げたわけだ。

そういうことをやっていただかなければ、丸8年になってまだまだ放りっぱなし。運が良いか悪いか、震災が起きなかった、被災を受けなかったから何とか今まで耐えてきた、我慢できておったのですが、万が一、この7年間、8年間に近いこの間に、千葉県だけじゃなく、茨城や熊本や北海道でも、こんなに小さな日本で頻繁に地震が起きているんですよ。

そういったことで、私は自分で被災を受けているからね、大なり小なり被災を受けている。飯岡、旭市から九十九里有料を使って一宮まで行っているのかな。T P、4 mから2 m上げて、6 mのかさ上げして、T P、一宮まで行っているのかな、かさ上げ。ここに地元に近い県会議員さんが県会で、間もなく九十九里有料道路を使ったかさ上げは完成していくよと。冗談じゃないよと。きのうもありましたよ。本町の北側の作田地区の、名前を出していいか悪いか、きのう出たんだけど、民宿をやっているところの海岸には、北部農林所管で築堤ができていくよと。自分は申し上げたように、波の移動量を利用したT P 6 mのかさ上げは、西の下の先から南にはできていくよと。残ったここ、一番被災を受けたここが一番最後じゃないですか、町長。町長は町民を守るために町長をやっているのだから、もっともっと

前向きに真剣に我々を守ってくださいよ。どうですか、その点は。

○議長（浅岡 厚君） 細田議員の質問に対する答弁ができるようであればお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時45分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時45分）

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 銚子漁港事務所には、早期完成に向けて着工できるよう要望してまいりたいと思っております。銚子漁港事務所でも、完成については32年度までには完成を目指してやるということも聞いておりますので、早急に着工できるよう働きかけていきたいと思っております。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 課長、町長は答弁できないで、かわりに御答弁いただいたのですが、32年と言わずに、31年、あしたでもできるように、先般の11月26日にも、担当課長にも私、再三再四お願いしています。課長からもぜひ強い要望をお願いします。

続きまして、5点目、町の補助金の交付について。

先ほど御答弁いただきました。確かに、本町の産業あるいは経済界を担うリーダーとして存在する商工会、昨日もありましたよ、町長、商売しているんですよ、商工会。一例を申し上げますと、千葉県地域活性化事業で不正受給を行って、第1回目の24年度に18万7,000円の補助金でくくりんを試作し、試作品である1号目のくくりんだから、町のほうにあげますよとか、町のほうにお願いしますよということで、町はそれを受け取ったと。その後に、商工会からくくりんに対して18万7,000円の請求書を発行している。18万7,000円の請求書を発行して、18万7,000円を本体である商工会の口座に振り込ませないで、簿外通帳の口座に18万7,000円を振り込んでいる。

先ほども申し上げましたよ。1,000万円の原資は海の駅の指定管理者を3年間やっていた2,900万円ぐらいの原資から、1,000万円をとりあえず町へ寄附したと。その原資は利益の中だと。利益というのは商売でしょう。ずっと定例会でも質問し答弁いただいているだけ

ども、2,900万円の剰余金があるんだけど、その一部の1,000万円を今年度はとりあえず町へ寄附したと。新聞紙上に立派に載っているんだけど、そういった団体に、補助金を交付しているというのはおかしいんじゃないかと。

話が長くなって、もう1点なんだけど、私も地元である団体の長を仰せつかっていますけれども、所管の産業振興課から36万5,000円の交付金の使用状況を報告してくださいと。昨年度は交付金を30団体ぐらい交付しているのかな、40ぐらい、30団体だと思ったんだけど、産業振興課も13団体ぐらい所管しているんだけど、私はその中の1団体なんですけど、総5%の交付金の削減を私は依頼された。そのときにも答えたんだけど、地場産業育成とか、後継者育成とか、町長サイドでは盛んに声を出して我々に答弁しているんだけど、基幹産業である我々業界に、たかが5%だろうが、たかが10%だろうが、補助金を削減すること自体が私は厳しいと思うんですよ。非情だと思います。

町長、どうですか商工会の問題は。昨日も高木議員からあったんだけど、先ほど申し上げたように時間がなくて答弁いただけなかった。商工会さんには、本議会から2名の方が理事をして当時いたんですよ。今申し上げたように、交付金を交付している団体に、補助金の使用した詳細を報告しろという動きが出ているので、じゃ商工会にそれやっていますか。なぜ、不正受給やったとき、簿外通帳が発生したときに、商工会は管理できない、口は出せないって答弁しているのですか。今になって何でそういう交付金の使用の詳細を報告しろという動きになったんですか。財政課長かな、これ。団体5%削減しろというのは、どこから出たのかな。時間がないので、早く答弁お願いします。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えいたします。

補助金の見直しということで、新年度予算をつくる際には何%というシーリングはしておりません。ただ、一度相談はしてみたいということでの要望は、予算説明の際に話はさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 商工会への補助金につきましては、補助金の目的に合った使い方がなされているかということで、確認等はしておるところでございます。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午後 1時54分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時57分）

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

答弁がないので、次に移ります。

6点目、時間がないので単刀直入に。

東金、九十九里で重い肩にのしかかった病院経営を行っておりますが、累積赤字、きょう現在で56億円。30年度単年度上半期、4月から9月の上半期で約6億4,700万円の赤字。先ほど町長答弁にもありました、県に対して財政追加支援。財政追加支援で一年一年切り抜けていっても、このままでは2年後ぐらいに、3年後ぐらいに黒字なんて言っているんだけど、逆に資金ショートするんじゃないですか。その点どうですか、町長。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 細田議員の御質問にお答えさせていただきます。

資金ショートについての御質問でございますが、いざ資金ショートをしないように経営改善を並行して進めているところでございますが、万々が一資金繰りに不測の事態が生じた場合につきましては、改めて県と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

課長、先ほど冒頭に申し上げたのは、こういう懸念があって冒頭に申し上げたんですよ。国も県も一緒、本町も一緒、先ほどから同僚議員からもずっと、きのうからも、きょうも出ているんだけど、財政健全化、本県にも1市ありますよ。そういったところに観点を置きながら、病院経営をもっともっと細かく見直さなければ、必ずやけどしますよ。ずっと同じ答弁じゃないですか、町長。黒字経営に向けて中を見直す、見直すで、ずっと来たんですよ。全然見直してないじゃないですか。もう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

◎散会の宣告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

あす7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時00分

平成30年九十九里町議会第4回定例会会議録（第3号）

平成30年12月7日（金曜日）

平成30年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月7日（金）午前10時09分開議

- 日程第 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）
議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第5号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 追加日程第 1 議会改革推進特別委員会の中間報告
- 追加日程第 2 発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 3 発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 高木輝一君 | 2番 | 鏝田貴俊君 |
| 3番 | 中村義則君 | 4番 | 古川徹君 |
| 5番 | 浅岡厚君 | 6番 | 荒木かすみ君 |
| 7番 | 内山菊敏君 | 8番 | 杉原正一君 |
| 9番 | 善塔道代君 | 10番 | 細田一男君 |
| 11番 | 佐久間一夫君 | 12番 | 谷川優子君 |

13番 高橋 功 君

14番 鈴木 征四郎 君

15番 古川 明 君

16番 石橋 和雄 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長 | 佐々木 悟 君 |
| 教 育 長 | 中 村 誠 一 君 | 総 務 課 長 | 秋 原 充 君 |
| 企画財政課長 | 木 原 正 幸 君 | 税 務 課 長 | 篠 崎 肇 君 |
| 住 民 課 長 | 戸 田 佳 子 君 | 健康福祉課長 | 作 田 延 保 君 |
| 社会福祉課長 | 中 川 チェリ 君 | 産業振興課長 | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり 課 長 | 古 川 富 康 君 | 会 計 管 理 者 | 戸 村 俊 之 君 |
| ガ ス 課 長 | 中 村 吉 徳 君 | 教 育 委 員 会 長 | 山 口 義 則 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 吉 田 洋 一 君 | 教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹 | 内 山 茂 樹 君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 篠 崎 英 行 君 | 書 記 | 伊 藤 さやか 君 |
|---------|-----------|-----|-----------|

◎開議の宣告

開 議 午前10時09分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この4ページの歳出、3番の歳出部門です。実施設計業務委託料、この業者名、落札率、こういうのは全部開示されているんですかね。ありきの話で進んでいるのか、ちょっとその辺をしっかりと説明をしていただきたいと思います、この委託料について。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

去る11月30日に、入札のほうは既に実施を終了しております。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

具体的に、業務委託先、業者名、落札率、こういうものがどういうふうになっているのか教えてください。

○議 長（浅岡 厚君） よろしいですか。業者がわかれば業者名を発表して、契約が終わっていただければと思います。

企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、業者名でございますけれども、株式会社榎本建築設計事務所でございます。落札率につきましては、94%でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この入札業者は何者あって、いつも私、この設計業者、都度聞く業者名だと思いますけれども、この辺は全く問題がないのかどうか、再度最後に質問します。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

今回の入札に関しましては、7者での入札ということになっておりますので、入札の選定に当たりましては、実績等を考慮した上での7者ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今、入札に対して7者出てきたと言いますけれども、町はその金額の上限は決めたわけですね。当然、下限も決めてあったわけですね。その辺の他者の金額の状況はどうだったんでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えいたします。

下限は決めてございません。委託料ですので、下限の設定というものはされてございません。以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番。

そうすると、他者の金額はどうなんですか、ほかの6社。それを教えてください。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午前10時17分)

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午前10時18分)

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、今、手元で一番額の高いものということで……

（「高いものだけでなく全部教えてください」と言う者あり）

○企画財政課長（木原正幸君） 790万というのが今回一番高い額を示したものでございました。

以上です。

（「答えていない。全部教えてくださいと言っているんです、私は」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。全部聞いてどうするんですか。

暫時休憩します。

（午前10時18分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前10時19分）

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）

議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）

議案第5号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第
2号）

○議 長（浅岡 厚君） 日程第2、議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算
（第4号）、議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、
議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第5
号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。
議案第2号から議案第5号までについて、順次、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特
別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合は、
これを許します。

これより一般会計補正予算について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、一般会計補正予算ということの中で、4ページの第3表、債務負担行為補正のかた
かいこども園除却工事5,570万7,000円、これについて6項目質問をさせていただきます。あ

わせて、9ページと13ページに財政調整基金、この考え方も教えていただきたい。それと、10ページの事業債を使うわけですけれども、この町債について質問をさせていただきます。

まず、かたかいこども園除却工事5,570万7,000円、これについて、1番目として、本件についてなぜこんなに急いで取り組みをしなくてはならないのか、答弁を求めます。

2番目、今回のアスベストのレベルが幾つで、通常価格に比べて、幾らくらい割高になるのか、説明を求めます。

3番目、庁舎内部で検討した結果というふうに説明を受け、記載がされておりますけれども、これはある程度期間を設定して、外部の意見聴取、アンケート、これが必要ではなかったのかなと考えます。それについての答弁を求めます。

4番目、かたかいこども園の増改修工事において、公共施設最適化事業債を使っていますけれども、この事業債借入金の金額は幾らで、この交付税率は何%だったのか。この起債要件について、条件等を再度質問させていただきます。

5番目、設計業務委託契約について、業者名、予定金額、落札金額、落札率など、契約内容について答弁を求めます。

6番目、今回慌てて取り壊すことに対して、非常に私は違和感を感じております。従来から使っている事業債との関係からも、私は全く今回の案件については理解ができません。一旦、再検討をすることが私は妥当だと思います。

以上、かたかいこども園の除却工事について、6項目質問をさせていただきます。

それから、13ページ……

○議長（浅岡 厚君） 高木議員、今の質問、6項目と言っていますけれども、最後のは質問ですか。

○1番（高木輝一君） 質問です。

○議長（浅岡 厚君） 質問になっていませんでした。

○1番（高木輝一君） 再検討をしていただきたいと思えますけれども……

○議長（浅岡 厚君） それは意見だということですか。

○1番（高木輝一君） それについて答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） ちょっと待ってください。

（「できるかどうか」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） よろしいですか。できるかどうかという質問でいいですね。

○1番（高木輝一君） はい。

○議長（浅岡 厚君） じゃ、続けてください。

○1番（高木輝一君） その中で、今までこの2日間、各課長から説明を受けました。資料も後手後手で提出をいただきました。本件については、やはり今後、調査、検証する必要性が私はあると思います。この6項目について、全て町長に答弁を求めます。町長がどの程度把握しているのか、確認を私はさせていただきます。各課長からの答弁は必要ありません。議会には責任があります。安易な検討で税金の無駄遣い……

○議長（浅岡 厚君） 高木議員に申し上げます。質問をしてください。

○1番（高木輝一君） だから、質問を言って、その後にと朝の会で申し上げていたでしょう。ですから、質問項目を6項目申し上げて、なぜこういうふうにさせていただくのかということの説明しているだけです。

○議長（浅岡 厚君） いや、議会の件じゃなくて、執行部に対するこの議案に対して質問してください。意見も、この議案に対してしてください。

○1番（高木輝一君） そういうことで、6点、お願いします。

それと、9ページの17款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金、このマイナス1億1,649万9,000円。それと、13ページ、12款の諸支出金、1項基金費、財政調整基金費、積立金1億7,200万円。要は、入金と払いとの説明と、財政調整基金のこのプラスマイナスをした後の残高がどういうふうになるのか、説明を求めます。

それと、10ページの20款町債、1項町債、6目教育債、学校教育施設等整備事業2億230万円、これについて、要は財源がないからといって町債を増加させて、借入金を増加させて、本当に大丈夫ですか。これを入れると借入金残高が幾らになるのか、その辺の説明を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） それでは、まず最初のなぜ急いでやるのかというところですが、これにつきまして、子育て支援施設につきましては、町公共施設等総合管理計画の個別計画であります子育て支援施設個別施設計画を策定してございます。概要版にお示ししてございますように、不用施設の位置づけとなりますかたかいこども園は、木造で老朽化が顕著であり、利活用案件がないということで除却としているところでございます。

これにつきまして、昨年11月28日開催の全員協議会において、御説明をさせていただいております。そして、本年5月の全員協議会におきまして、除却事業について御説明をさせていただき、早期に除却することの必要性や利点等を御理解いただき、6月議会に設計業務委

託費を計上させていただき、御承認いただいたところです。その際、解体除却工事費用につきまして、12月定例会に債務負担行為として計上させていただいて、3月に契約を予定したいというスケジュールについても御説明させていただいたところです。計画のもと、スケジュールどおりに進めさせていただいているところで、この急にというところではないというところで御理解いただきたいと思います。

次の、アスベストのレベルが幾つかというところと、それによりどのくらい高くなるのかというところなのですが、アスベストのレベルは3でございます。アスベストと地盤強化のためのくいを打設しておりまして、それを抜くというところの両方の費用で1,600万程度がかさむというところになります。

それから……

○議長（浅岡 厚君） アスベストの価格だけです。アスベストだけ。アスベストだけ答えてください。

（発言する者あり）

○議長（浅岡 厚君） 静かに。

暫時休憩します。

（午前11時01分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時01分）

○社会福祉課長（中川チエリ君） アスベストにつきましては、600万から700万程度高くなるということになります。

それと、庁舎内部での説明というところで、住民からの意見聴取、アンケート等というところの質問ですけれども、住民のための行政というところで、住民の声を広く聞くというところは重要であり、基本であるかと思えます。全てのことを住民に直接聞くということは難しいことでありまして、住民の代表である議員の皆様にご説明、御理解をいただきながら進めてきたところでございます。この施設につきましては、不用施設、先ほども説明しましたが、老朽化しているというところで除却という方向で来ておりますので、今回は住民に聞くという、利活用するという方向であれば、住民にというところもあろうかと思えますけれども、そのようなところで来たところでございます。

それと、最後の再検討をするというところですが、除却をするというところで計画どおり進めておりますので、今のところはこの計画どおり進めるというところで決定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時03分）

○議長（浅岡 厚君） 再開いたします。

（午前11時03分）

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、私のほうからは設計の入札ということでございますが、これは6月26日に6者で入札を実施したところでございます。落札いたしましたのが株式会社千都建築設計事務所でございます。落札率は95.2%。先ほど一番高かったというのが質問ありましたので、今回の中では、高いものは300万ということでございました。

それから、9ページと13ページの繰入金と基金の積み立ての関係ということでの御質問の部分なんですけれども、今回、12月補正に提出、上程いたしましたものを承認いただいた後の額としましては、基金残高として10億2,210万7,000円というものになるように、私どものほうでは計算をしております。

それから、教育債のほうの入れた後の起債残ということですが、こちらのほうは61億8,000万になろうかというふうに思っております。

それと、財調の積み立ての額につきましては、9月議会で承認をいただいた平成29年度の決算の中の実質収支、これの2分の1というものを財調に積み立てるというルールがありますので、そちらのところを切りのいい数字ということで、上程したものが今回の数字となっております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時06分）

○議長（浅岡 厚君） 再開いたします。

（午前11時06分）

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 公共施設等最適管理推進事業債を利用しての起債の場合、事業の充当率が90%で、交付税措置が50%ということになっておりますので、町にとっては有利な起債であるというふうに判断しております。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ちょっと再質問させていただきます。

今あるかたかいこども園、現在のですね、私は不用、老朽化しているとは思っておりません。その中で、要はこども園事業に対して、とようみが約2億4,100万円、かたかいが2億300万。除却を含めると、この5,570万7,000円含めると約5億です。5億の事業をこども園事業で支出するように予定されていると思います。

その中で課長から、人口減少が進展していく中でという発言が都度ありますけれども、そういう中で園児が243人、今全体です。この5億円を1人当たりの単価にかえますと、約206万円、このぐらいの金額になっていきます。やる、この金額をかけることが本当にいいのか、こども園をつくるのが……

○議 長（浅岡 厚君） 高木議員に申し上げます。この補正予算についての質問をお願いいたします。

○1番（高木輝一君） だから、5,500万が加わると5億円になるからということ。

○議 長（浅岡 厚君） 5,500万円、この金額についての質問をお願いします。

○1番（高木輝一君） だから、そういう中での取り組みが本当にいいのか。

2番目として、当初、アスベストがあるということも説明がなかったです。アスベスト、レベル3で、600万から700万ということで回答いただきましたけれども、レベル3の場合には大体通常価格の10%から15%程度、この価格が基本になっているかと思います。ですから、それが本当に、このアスベストについて、ほかの施設全部見直しがされているのかどうか、そういったものを見直しをした中で取り組みを私はしていただきたいと考えますけれども、その辺の見解をお尋ねします。

それと、起債1億6,300万、事業債です。交付税率50%という回答をいただきましたけれども、せんだっての研修会の中で30%ですよという説明だったと思います。それが何で50%。

私は初め50%だと思っていましたけれども、研修会の資料で30%になっていると思います。その辺が本当に間違いがないのかどうか、再度確認をさせていただきます。本当に起債要件があるから、この起債要件に対して、なぜこの事業債を選定したのか、その辺も含めて……

○議長（浅岡 厚君） 補正予算についての質問をしてください。

当初の始まりからの説明は要らないと思いますので、よろしくお願いします。

高木議員に対する答弁を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 私のほうから起債の部分で説明させていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、充当率が90%の交付税措置50%ということになりますので、御了解いただければと思います。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） では、アスベストについてお答えさせていただきます。

アスベストにつきましては、屋根のスレート板、外壁の成形板、軒天のケイカル板、これにアスベストが含まれておりますが、現在はアスベストは禁止となっておりますけれども、この建設当時は資材等にアスベストが含まれているということはありません。

このアスベストにつきまして、国のほうで、国交省のホームページにも出ているんですけども、含まれているからといって、その状態がかなり悪い状態であれば、それこそ対応しなくてはなりませんけれども、日常生活の中で、特別な管理を要しないということになっております。

今回の除却に際しまして、これをとるといえるときにはそれ相応の配慮、手作業等になりますので、高木議員もおっしゃっているとおり、工費、上がるわけですがけれども、そのようなことになっております。別に、それこそ、当初に説明がなかったということですがけれども、隠すとかそういうことではありませんので、誤解のないようにお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この件は、この除却工事5,570万7,000円については、この発注工事について、私は聞き及んでいるところで、ちょっとお話をさせていただきますけれども、解体業者とか、これにかかわっている方々、何かいろいろと聞き及んでおります。本当にこの問題がやっていいのかいけないのか、もう一度、このまま進めることが私はいいいことではないんじゃないかなと思っております。

○議 長（浅岡 厚君） 高木議員、今、問題という発言がありましたが、これは問題ではありませんので、議題です。

○1 番（高木輝一君） これが将来、事故につながる懸念はないのか、本当に問題があるのかないのか、最後にこの答弁を求めることと、この案件を賛成多数で可決されるということになれば、議会の批判を私は受けると思います。その辺の覚悟を持って……

○議 長（浅岡 厚君） 高木議員に申し上げます。自分自身の議会に対する発言は控えてください。

それと、事故が起きたらという、どういう事故のことを言っているか、ちゃんとはっきり言ってください。

○1 番（高木輝一君） 新聞報道の文字をかりますと、官製談合、業者間談合、こういった話し合いがあるのかないのか。将来あつてはならないと私は思っていますので、その辺を含めて回答を求めます。

町長、どうですか、最後に。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 14 分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前 11 時 16 分）

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 今、談合等という言葉が出てまいりましたけれども、仮定の話でございますし、私のほうからこの件に関しましてはお答えすることはできませんので、御了解ください。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、杉原正一君。

○8 番（杉原正一君） 8 番、杉原正一。

かたかいこども園の除却工事に対して、五、六点、ちょっと質問します。

当初は、こども園移転に伴って、5年以内で全部撤去しなくちゃいけないというような話を聞いていたんだけど、おとといの教育福祉常任委員会の中で一部撤去でもいいという話もちょっと聞いたので、そういうことを踏まえて質問します。

まず、土地が町有地もあるということであるので、町有と民有地がどのぐらいの比率になっているか。

2番目に、建物が町有地と民有地とどのように建設されているか。

それと除却に関して、全て除却でなくてもいいと、一部でいいということであるならば、どの程度除却すれば問題がないのか。

それから、先ほどもあったけれども、有効利用。これで、かつて、私はちょっと聞いたんだけれども、恐らくダイヤモンドクラブの会長が、俗に言う老人クラブの……

○議長（浅岡 厚君） ここではこの金額について質問してください。

○8番（杉原正一君） だから、金額に関係あるから。

再利用、何か使わせてくださいというような話も聞いたんだよね。その辺のところを。

それと、くい。くいが、10mのくいが入っていると。これ、木造で平家なんだよね。2階でもない。だから、設計業務調査のときに、確実にこの10mが、くいが入っているのか。これによって、金額は大分違ってくるという説明もこの前受けたので、その辺を質問、とりあえずします。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、土地の町有地と民有地の率ということでございますが、かたかいこども園につきましては、敷地4,241㎡のうち借地が3,027ということになりますので、7割程度、民有地でございます。

それから、2番目の建物についてということですが、先日本配りした資料のイメージ図を見ていただくとわかるんですけども、建物については、町有地と民有地、半々程度の持ち分ということになるかと思えます。

それから、除却に対して一部ということですね、減縮であればということで、どの程度であればというお話でしたが、東保育所を増築しておりますので、その増築分を加えて、現在ある両保育所、東保育所が782㎡、現在のかたかいこども園959㎡、これに406㎡の増築をかけるわけでございます。ですので、現かたかいこども園のその減縮というのは、406を超える数字を壊さなければ、減縮とは言えないということになります。

それから、あと、有効利用の件で、ダイヤモンドクラブの利用がということでしたが、そのようなお話は聞いておりません。

それから、くいが10m入っていないのではないかと、木造平家でというようなところの御質

間ですけれども、これにつきましては、ボーリング2カ所行っております。660口径で行いまして、地盤が軟弱のために、N値が安定する3m、ここの細砂層以降、10mの計13mです。ここでN値50を確認しております。15.4mまで延ばして試験しております、12m、13m、14mでN値50を連続で確認できたもので、10mというところになっておりまして、くいは入っております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） じゃ、再質問は、その一番最後のくいだけ再質問します。

今のこども園から直線コース500m弱、そこのくいを打った姿を、私、見たことあるんだけれども、大体この辺は3mから3m50掘ると砂地が出てくるのね。海の砂みたいのが。そうすると、地盤がもうぐっと締まると。当時見たのが、5mのくいを打っていたわけですよ。

○議長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。かたかいこども園についての質問をしてください。

○8番（杉原正一君） だから、関連しているから。

○議長（浅岡 厚君） この場所での話をしてください。

○8番（杉原正一君） だから、そこはかつて池だったの、田んぼじゃなくて。それで、もう5mは入らなかった。上、切った。たたくと隣の家が、ガラスがガガガと地震みたくなっちゃうから。だから、私は今聞いているのは、本当にこの設計した人が……

○議長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。

○8番（杉原正一君） 10m入っているか確認したかどうか、それをもう一回答えてください。

○議長（浅岡 厚君） 先ほど説明されてありますので、それ、再質問は認めません。先ほどちゃんと答えていますので、同じ質問は……

○8番（杉原正一君） 違う。だから設計……

○議長（浅岡 厚君） 同じ質問になりますので。

○8番（杉原正一君） 設計監理頼んだ……

○議長（浅岡 厚君） 杉原議員、言い方は違っても同じ質問ですから。

○8番（杉原正一君） だから、設計者がきちっとやっていますかと。

○議長（浅岡 厚君） ちょっと待ってください。

○8番（杉原正一君） 何が。設計者、ちょっとよく理解できないから、俺。設計者がきちっと10m間違いなく、13m幾らと言ったかな。それを……

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。同じ質問ですので、質問を変えてください。変えられないのであれば、なしにしてください。

○8番（杉原正一君） 事実、間違いなく10m入っていましたか、入っているという証拠をもらいましたか。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時23分）

○議 長（浅岡 厚君） 再開いたします。

（午前11時24分）

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、15.4mまで伸ばして試験しておりまして、N値のとれたところというところで、くいは入っております。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

ページが12ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節の工事請負費のフェンス改修工事1,544万4,000円に対してちょっとお聞きしたいと思います。

これ、フェンスのやりかえだの、ブロックからフェンスにさせていただくということでまことに結構なんですけれども、このフェンスを設置するに当たって、その前のこの道路、脇の道路、そこに面している道路が、幅員が狭くなっているわけですが、前から言っているように、障害者の方々、そういった方々もあそこは利用する道路でありますので、この設置するに当たって、そういった計画を持たれて、セットバックするような考えとか、そういうことを考えながらやったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。設置するに当たってです。

○議 長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） お伺いします。

ただいまのフェンスの設置に関する道路の拡張のということによろしいですかね。

(「いや、拡張じゃないです。フェンスを設置するに当たって」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午前11時26分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

(午前11時26分)

○教育委員会事務局長(山口義則君) ただいまの質問に答えさせていただきます。

現在のブロック塀、ある場所へのフェンスの設置を計画しております。

○議長(浅岡 厚君) ほかに質疑ありませんか。

6番、荒木かすみ君。

○6番(荒木かすみ君) 少しばかりなんですけれども、すみません。

11ページの財産放棄地の土地の話なんですけど、これ住宅地であったのか、農地であったのか、その後の処理はまだあると思うんですけども、聞かせてください。

それから、12ページの農林水産業費の農地費の中で、蛭川の話が出ていたと思うんですけど、これ県よりというふうに話がありましたけれども、内訳がもしわかれば教えてください。

○議長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午前11時27分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

(午前11時28分)

○議長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長(篠崎 肇君) それでは、お答えいたします。

1点目は、相続財産管理人に管理を委託する、財産の種目ということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、建物ということになります。

○議長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長(南部雄一君) 12ページの農林水産業費の蛭川関連の農業用排水路補修工事

の関係でございますが、事業費全体の2分の1が補助でございます、残り2分の1のうちには大網白里市、東金市、九十九里町と3市町にまたがっておりますので、その川の流域割りに応じて、大網と東金から雑入で歳入を見込んでおります。その割合は、東金が27.6%、大網白里市が47.9%、本町においては24.5%分ということになります。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 動議を行います。

○議長（浅岡 厚君） 質問です。

○10番（細田一男君） いやいや、修正動議だから。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午前11時30分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午前11時31分)

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 動議を行います。

一般会計の中で、本冊4、第3表、債務負担行為補正、事項として、かたかいこども園除却工事、限度額5,570万7,000、これが計上されておりますが、我々議会も担当課よりいろいろ説明を受けました。詳細な説明を受ける中で、積算について、疑問点、理解できない点が見られたことがありますので、この限度額の内容について、再度見積もりを見直して、再提出するように要求して、動議とします。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午前11時32分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午前11時35分)

(「ちょっと待ってください」と言う者あり)

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 35 分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前 11 時 40 分）

○議 長（浅岡 厚君） ただいま細田議員のほうから動議が発言されましたけれども、要件を満たしておりませんので、これは認められません。

ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

ちょっと話が戻っちゃうんですけども、私は、要は、かたかいこども園の除却工事5,500万を、要はお金をかけて除却をするかどうかということが一番問題だと、私の中ではあるんですね。というのは、やはり住民のこれ、財産ですので、先ほど課長の中で、利活用案件がなかったのということだったんですけども、利活用案件があればまた内容が変わったのかどうなのか、それをちょっとお伺いしたいなど。

結局、役場の中だけの、課長たちの中で利活用、要するに介護保険なら介護保険のほうで何か使うことがありますかというような話し合いだったのかなとは思んですけども、やっぱりこういう問題が起きているときというか、こういう議題に関しては、住民を第三者、本当に入れて、決めてほしいなどというのは、私、前から言っていたんですけども。というのは、実際、住民に目を向けてみますと、自分の自宅でこども食堂をやったり何かして……

○議 長（浅岡 厚君） 谷川議員、この案件について……

○12番（谷川優子君） 違う。だから、今後のことで、これ予算というけれども、お金の金額だけのことじゃなくて、やっぱりこの税金の使われ方が果たしてこれでいいのかどうかということが、私たちにとっても、住民にとっても大事なので、きちっと、やっぱり住民が納得できるような、そういった対処の仕方を、あるいは予算の組み方をしてほしいんですけども。

先ほど言ったように、利活用案件がなかったということだったんですけども、利活用案件があればまた内容は変わっていたのかどうなのか、ちょっとそこをお答えをお願いします。

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、中川チェリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 議員の5,500万をかけて除却することというお話ですが、除却をする、その施設をそのまま使う、どちらにしろお金はかかってくるものでございます。この費用につきましては、きちっとした国の基準のもと委託をかけて、建設リサイクル法ですとか、廃棄物の処理関係ですとか、そういうものをクリアをして出た金額です。町はこれをもとに債務負担、予算計上をする以外ないわけです。きちっと出していただいたものにのっかって。ですので、この金額を高い、お金をかけてと言われてしまうのは、とても困ることです。何かしらで必ずお金はかかると思います。

それと、この施設についての除却するということは、木造で耐用年数が過ぎていて、かなり老朽化しているわけでございます。利活用、庁舎内、聞きましたけれども、利活用の案件があったから、じゃ、どうなのかというところですが、たとえ、どこどこが使いたいとなったときには、さらにまたいろいろ協議をするわけですが、大前提に、もう耐用年数が過ぎていて、かなり老朽化が来ている。何かを使うとなれば、先ほども言いましたけれども、また経費もかかります。判断的に除却をするということになっていきますので、御理解いただきたいとします。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

町の財産が逼迫している中、こども園の除却工事に関して、5,570万5,000円ほどかかると。おととい初めてわかったんだけれども、全て撤去しなくてもいいと。先ほどの課長の説明だ

と、建物は半分半分で建っていると。それで406㎡ほど撤去すればいいと。こういうことですよね。それで、今、利活用もあるじゃないかと。

私の耳に入っているのは、老人クラブが、ダイヤモンドクラブが、自分たちが自由に使える施設がないんだよと。いつときは片貝幼稚園にその依頼をかけたんだけど、今度維持費とか何かお金がかかっちゃいますよと言うから、私が知っている範囲では引いちゃったと。だから、今回もそういう要請とかあったのかなと思ったんだけど、それは聞いていないということであるんですけれども。

それと、今までの議論を聞いていても、活発な意見があって、値段がちょっと高過ぎるんじゃないかと、こういうこともある。それから、だから、町の部分、土地は1,000㎡以上あるということですから、この半分ぐらい残ったって、町のところは壊さなくて民有地だけ壊せば、半分まではいかなくても、そこそこ6割ぐらいで済んじゃうと。改装費かけても5,500万もあれば、これ、十分立派なもので再利用できると。

今のところ、耐用年数が過ぎているんだ、過ぎているんだと言うんだけど、今のことも園、旧片貝保育所、その旧片貝保育所の前の片貝保育所、現在の西の下自治区、公民館、これは保育所の一部を払い下げを受けて、現在まだ、リフォームはやったけれども、活用しているんですよ。だから、いつつくって何年たっているかわからないけれども、恐らく50年ぐらいたっているでしょう。去年だか、おととしの台風で、屋根はちょっと剥がされたなんということは聞いているけれども、建物自体には、まだまだそんなに構造自体は問題はない。

ですから、せっかくなつくって、まだ26年、それで10mのくいも打って、耐震工事もクリアしていると。だから、こういうものであったならばもっとよく検討して、雇用対策、ないしは人口減少のために、高齢者がそういう施設を自由に使えるものがほしいというんだったら、そのような利用の仕方をしたほうがいいと思いますので、そのような観点から、反対はこの部分であるけれども、これは単独にきょうやっていないから、一旦これは議員各位が否決して、再度臨時会を開いて、緊急のものもあるから、それは再度上程してもらおうということで、私の反対討論といたします。

○議長（浅岡 厚君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時です。

（午前11時51分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 59分)

◎日程第3 議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定について

○議長(浅岡 厚君) 日程第3、議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番(高木輝一君) 1番、高木です。

今、課長のほうから説明がありましたけれども、基金条例の制定ということについては、私も意見を言うつもりはありません。しかしながら、この九十九里町商工会の寄附金1,000万円を活用して、それを充当して基金をつくりますよということでは、私は賛成はできません。これは、何でもかと言ったらば、まだその2,965万円、3年間の収益金、この解決がされていない中で、私は寄附金ではなくて納付だと今でも思っていますので、その辺では、ちょっと賛成はできないんですけれども、この寄附金1,000万円ではなくて、ほかの一般財源を原資としてできないのか、その辺を再度、課長に質問します。

○議長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長(南部雄一君) お答えさせていただきます。

この原資につきましては、先ほども説明したとおり、本年7月19日に寄附をいただいた1,000万円を原資として見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長(浅岡 厚君) 1番、高木輝一君。

○1番(高木輝一君) 1番、高木です。

寄附ではないと、私は再々申し上げております。納付です、これは。収益金の納付です。ですから、その寄附金1,000万円というのは修正してくださいよ。それについて、もう一回

再質問します。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 繰り返しになりますが、先ほど御説明したとおりでございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

ただいまの高木議員の質問にも関連するんですが、私もいわしの交流センターに基金を設立するというのは賛成の方向ですけれども、この中に積み立ての第2条、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするというって、一般会計に一回入れるわけですよ、先ほども言っていた寄附金という名目の。一般会計に入れるのだったら寄附金じゃなくて納付で、町としては協議する中で返還で要求しているわけだから、納付でやるのがこれは妥当だと思いますよ。

それに関連して、先般の一般質問でもお願いしているんだけど、町からくくりん18万7,000円は、町の一般会計予算から多分、商工会に支払いしていると思うんですよ。

○議長（浅岡 厚君） 細田議員に申し上げます。この条例についての質問をしてください。

○10番（細田一男君） 内容がそうだから、今それを言っているんだよ。

○議長（浅岡 厚君） くくりんは関係ありませんので。

○10番（細田一男君） 同じですよ。

○議長（浅岡 厚君） 同じくないです。

○10番（細田一男君） 同じですよ。商工会で不正受給でつくったくくりんを町へ売っているんだから。だったら、くくりんも返して、18万7,000円も返してもらって、この一般会計に入れて、この積立金の中にそれも算入したらどうですか、その点はどうですか。支払いは一般会計から出ているんでしょう。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午後 1時06分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午後 1時07分)

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

一般会計予算に計上して、それから基金へ積み立てると。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

今回、商工会のほうから1,000万寄附があったわけですがけれども、商工会のほうはどのような形でお金を、これを使ってほしいという要望があったと思うんですよね。まず、これを教えてください。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 1時08分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時09分）

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 杉原です。

寄附する側の意向も尊重しないで、行政側の勝手な意見で基金にしちゃうというのは問題がある。だから、利用目的が、そういうことを寄附側の要望も尊重したような形でお金を使ってくださいということなのですよ。どうでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 質問ですか。

○8番（杉原正一君） 質問です。使ってくださいという要望に対して、どういう考えでいるかと。

○議長（浅岡 厚君） では、考えを聞けばよいということですね。

これに対する答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 要望も加味して、この目的のとおり基金条例を制定するもの
でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） じゃ、間違いなくそのように使ってください。

終わります。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 いわしの交流センター及び周辺施設整備基金条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅岡 厚君） 日程第4、議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、中川チェリ君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時14分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

(午後 1時14分)

◎日程第5 議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(浅岡 厚君) 日程第5、議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第8号について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由ですが、平成30年12月14日をもって任期満了となります小川卓尔氏を引き続き監査委員として選任するため、地方自治法第190条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小川氏は、学識経験が豊富でございますとともに、自治区長も務めるなど、住民から厚い人望もでございます。また、全国農業協同組合連合会千葉県本部の部長職を初め、その他民間

企業において、役員、顧問などを歴任され、経営管理に精通しておることから、平成22年12月に九十九里町監査委員として選任され、現在までその任を務めていただいております。

氏は、人格が高潔で、本町の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有していることから、監査委員として適任でございますので、選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この監査委員の選任について、特段どうのこのこの方に対して言うことはありません。しかしながら、小川監査委員も75歳になられると思うんです。ですから、今後、やはり選任の条件とか、ある程度年齢の制限とか、そういったもののある程度取り決めというものは、必要ではないのかなと私は思っておるんですけれども、その辺の行政側の考え方を説明をしてください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 監査委員の選任につき、その選任される方々の年齢についてのお尋ねだと思います。

地方自治法において、監査委員の選任については、選挙権を有する者の中からという規定があるのみでございまして、ただ議員が心配するとおり、高齢の方のという配慮も必要かと思えます。その辺につきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意

することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は同意することに決定いたしました。

◎日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長(浅岡 厚君) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本諮問について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 人権擁護委員推薦の提案理由。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、平成31年3月31日をもって任期満了となります橋本重夫氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、人権擁護員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

橋本氏は、温厚な人柄から地域住民からの信頼も厚く、建設業を営むとともに山武郡中央土地改良区の理事を務めるなど、広く社会の実情に通じております。また、平成28年4月に人権擁護委員に着任以降、人権思想の普及、高揚に尽力しており、特に人権教室には子供たちの未来を守るためにと積極的に取り組まれていることから、人権擁護委員として適任でございますので、推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(答申書配付)

(午後 1時21分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時22分)

○議長（浅岡 厚君） 本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認め、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時30分です。

（午後 1時23分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（浅岡 厚君） 議会改革推進特別委員会から、会議規則第47条第2項の規定によって、同委員会に付託中の案件について中間報告をしたいとの申し出がありました。

報告書を配付いたします。

（報告書配付）

○議長（浅岡 厚君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 配付漏れなしと認めます。

◎日程の追加

○議長（浅岡 厚君） お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とし、報告を受けることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会の中間報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とし、報告を受けることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会改革推進特別委員会の中間報告

○議長（浅岡 厚君） 追加日程第1、議会改革推進特別委員会の中間報告を議題といたします。

議会改革推進特別委員長の発言を許します。

議会改革推進特別委員長、古川明君。

（議会改革推進特別委員長 古川 明君 登壇）

○議会改革推進特別委員長（古川 明君） 議長の許しをいただきましたので、議会改革推進特別委員会における検討結果について、九十九里町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました九十九里町議会議会改革推進特別委員会中間報告書をごらんください。

1ページから2ページは、当委員会の設置目的や開催状況の報告でございます。

3ページから4ページは、当委員会が取り組んだ事項の報告であります。

5ページ目に、中間報告をまとめさせていただきましたので、概要を報告させていただきます。

当委員会は、設置以来、議会改革についての協議を重ねてきたところであり、特に来年9月に我々の議員任期を迎えることから、議員定数、報酬、費用弁償、政務活動、研修等に重点を置き議論してきました。

その結果、議員定数については、人口減少やそれに伴う歳入減を考慮し、2人減員の14人とする結論に至りました。議員報酬については、県内町村の平均とほぼ同額であるため、現状維持とする結論に至りました。費用弁償については、議会だよりの発行や県内町村の状況から、平成30年度で廃止の結論に至りました。政務活動費については、議員活動をしていく中で必要であるとの意見が多く、支給する方向で継続審査といたしました。

本会議においても、人口が減少している中、将来多くの人が議員に立候補し、より安全で安心して暮らせる町、そしてさらなる発展するための活発な議論や活動ができる条件とすることが必要であり、そのためには今後も議会改革の推進を図り、町民の福祉向上と町政の発展に寄与することを願い、議会改革推進特別委員会の中間報告といたします。

平成30年12月7日、九十九里町議会議会改革推進特別委員長、古川明。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

本件は、報告でありますので、以上で終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時35分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時35分)

◎日程の追加

○議長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

ただいま古川明君ほか7名から、発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、並びに発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

発議案を配付いたします。

(発議案配付)

○議長(浅岡 厚君) 発議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 配付漏れなしと認めます。

発議第1号並びに発議第2号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号並びに発議第2号を日程に追加し、追加日程第2並びに追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改

正する条例の制定について

○議 長（浅岡 厚君） 追加日程第2、発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

15番、古川明君。

（15番 古川 明君 登壇）

○15番（古川 明君） 15番、古川。

発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第120条及び九十九里町議会会議規則14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年12月7日提出。

提出者、九十九里町議会議員、古川明。賛同者、九十九里町議会議員、佐久間一夫、石橋和雄、善塔道代、杉原正一、荒木かすみ、古川徹、高木輝一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

次ページの改正文をごらんください。

九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由ですが、本則中にあります議会議員の定数、16から14に改めるものであります。

附則ですが、この条例は公布の日から施行し、次の選挙から適用するものです。

提案理由ですが、人口減少やそれに伴う歳入減に対し、学校施設や公共施設、道路、橋梁の老朽化対策に係る経費は増加傾向にあり、町の財政も非常に厳しい状況であります。このことから議会議員定数を削減し、より多くの住民ニーズに応えていくためにも、私ども議会みずから経費削減に努め、町民福祉の向上に、町政の発展に寄与すべきであると考え、提案させていただきます。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今、出されました発議第1号、九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定、定数を16から14に減らすというこの案に対して反対の立場で、反対討論を行います。

議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するように努力する。

地方自治法第91条第1項では、議員の定数を条例事項としながら、第2項で町村について人口の段階に応じて12人から26人の間で5段階の上限値を定めている。だが、財政逼迫と地方議会への不信感の相乗作用によって、特に町村議会ではそのほとんどが減数条例を制定し、しかも改選のたびに最低限に向かって定数削減の動きが続いているのが現状である。

議会としての存立に議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について、明確な議論的根拠はない。その中での果てしない定数削減圧力は、帰するところ、議会無用論、議会制民主主義否定につながるおそれもある。とにかく議会活動の活性化により、その存在意義について住民の理解を深め、これ以上の削減は極力食いとめるように努力する必要がある。

また、定数削減による町村議会への影響としては、まず常任委員会運用上の支障がある。最低限の12名では、1人1委員会の制約下で常任委員会は2委員会しか設置できないし、各常任委員会は所管事務が多岐にわたり、専門的な調査を無視せざるを得ない。このようにこの議員必携の中では書かれております。特に議員必携では、全国町村議会議長会が発行していると。この中で、定数削減は厳に慎まなければいけないと、このように書いてある。私も本当にそのとおりだと思います。住民の意見を議会へ反映させるのは、私たち議員の役割だと思うので、これ以上の定数削減には、私は反対いたします。そして、反対討論といたします。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 1時46分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時46分）

○議長（浅岡 厚君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、発議の趣旨については賛同いたしますが、私は2名の削減に対し、少なくとも3名の削減が必要ではないかと考え、本発議について反対討論を述べさせていただきます。

その前に、今回の発議に至る議会改革推進特別委員会と議会の運営方法につきましても、一言申し述べさせていただきます。

議員定数の削減は、議会として喫緊の課題であり、これまで同特別委員会において何度も議論を尽くしてこられたことは承知しております。しかしながら、先般11月26日の全員協議会において、同特別委員会から中間報告書案が提出されたわけですが、同時にその場において本発議案も示されました。

もちろん、本発議は提出者を含め委員8名の方々の賛同により提出されておりますので、議員大部分の意向が反映されており、内容については異論を挟んでも無駄な抵抗と言われるかもしれません。

それでは、本題に入ります。

2名の削減に対し3名の削減を主張する根拠としては、2点あります。

まず第1点は、歳費縮減の観点です。

本発議では、議員定数を2名削減し16名を14名に改めるとなっており、特別委員会の中間報告書では、その理由を人口減少やそれに伴う歳入減としております。

しかしながら、近隣自治体の例を見ても、今や2名程度の削減はどの議会でも実施されており、今後九十九里町が生き残るために同レベルの削減では、果たして率先して身を切る改革を行うと言えるのかということです。

これから東京オリンピックまでは、訪日外国人観光客等も増加し、国内ではいろいろな面で盛り上がる要素はあるにしても、それ以降は、行政を初め議会も町民もますます厳しさを共有していく認識が求められるのではないのでしょうか。

また、議員歳費に関して言えば、今後議会だよりの発行などに伴う経費増が見込まれています。だからこそ、それらのためにも一層厳しく前倒しで、そして率先して削減を図っていく必要があるのではないかと考えます。

2点目は、議員定数の削減時期のサイクルに関する見方です。

過去の定数削減の記録によると、平成11年に22人から20人、平成19年に20人から16人に削減しております。近隣自治体の状況等も考慮し、今回とりあえず2名削減しておき、将来必要が生じた時点で改めて検討すればよいといった考えももちろんあるでしょう。しかしながら、過去の例を見るとわずか数年で見直した例はなく、今回削減すれば恐らく今後10年間ぐらいは削減の機会が訪れるかどうか不透明です。

ちなみに平成11年に20名であった当時の人口は2万800人、現在の16名になった平成19年は約1万9,300人で、この間8年間で約1,500人減少しております。現在は10月末で1万6,059人であり、前回の見直し時期からは約3,200人の減少となっております。

今後、人口減少がさらに一層加速されるかもしれません。したがって、今この時期こそ将来を見据え、思い切った定数削減の好機であると考え、本発議の反対討論とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅岡 厚君） 追加日程第3、発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

15番、古川明君。

(15番 古川 明君 登壇)

○15番(古川 明君) 15番、古川。

発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出いたします。

平成30年12月7日提出。

提出者、九十九里町議会議員、古川明。賛同者、九十九里町議会議員、佐久間一夫、石橋和雄、善塔道代、杉原正一、荒木かすみ、古川徹、高木輝一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

次ページの改正文をごらんください。

九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですが、第6条第1項中、「招集に応じ、又は委員会に出席したときは費用弁償を、」を削り、「費用弁償として」を「費用弁償として」に改め、「それぞれ」を削り、同条第2項中、「費用弁償及び」を削る。

別表費用弁償の額の項を削る。

附則ですが、平成31年4月1日から施行するものであります。

内容については、新旧対照表で御確認願います。

提案理由ですが、先ほどの議会の議員の定数を定める条例の一部改正の提案理由で申したとおりでございますので、御理解を賜り、御提案させていただきます。

以上です。

○議長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

発議第2号について、反対討論を行います。

反対討論の趣旨といたしましては、各議員の費用弁償が削減された中で、議長、副議長に公務のための旅費、費用弁償として旅費が支給されるは残っております。せっかくの機会ですので、議員の費用弁償も削減するのであれば、議長、副議長の旅費としての費用弁償も削減したほうがいいのではないかと。

その理由として、議長、副議長は、我々一議員よりも報奨の中で副議長、議長は我々よりも増額の報奨金が支給されていると思いますので、あえてここで、費用弁償として旅費を支給するという改正案は、削減したほうがいいんじゃないかと、そのように思いますので、反対の討論といたします。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時59分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（浅岡 厚君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第2号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時01分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

(午後 2時01分)

◎閉会の宣告

○議長(浅岡 厚君) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、これをもって平成30年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時02分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 浅 岡 厚

署 名 人 中 村 義 則

署 名 人 細 田 一 男